



支え合いの輪でつながるまち

こまき

小牧市

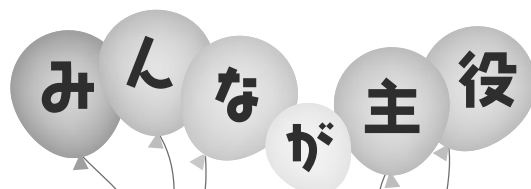
# 地域包括ケア 推進計画



キミと一緒に、育っていきたい。  
**Komaki**



令和6年3月



支え合いの輪でつながるまち

こまき

小牧市

# 地域包括ケア 推進計画

## はじめに

本市では、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が切れ目なく包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を医療・介護従事者の皆さま、福祉関係者の皆さま、地域住民の皆さまとともに推進してまいりました。

近年では、少子高齢化、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者など、支援を必要とする高齢者の増加、社会的孤立や虐待など、地域の福祉課題が複雑化・複合化してきているなか、家族や地域の助け合いのつながりは弱まりつつあり、地域包括ケアシステムのさらなる充実が必要とされています。また、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが地域の一員として主体的に関わりながら、みんなで支え合いながら、その人らしく暮らし続けることができる地域社会、「地域共生社会」の実現が求められています。

こうした中、本市は、地域包括ケアシステムを充実させ、地域共生社会を実現するため、「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」、「老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」を新たに「小牧市地域包括ケア推進計画」として一体的に策定することとしました。この計画は、本市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画」にある「健康・支え合い循環都市」、活力ある高齢社会（小牧モデル）の構築の実現を目指すとともに、誰もが地域の一員として主体的に関わっていくことができるよう、基本理念を「みんなが主役 支え合いの輪でつながるまち こまき」とし、「みんなが主役！支え合う場や機会づくり」、「みんなに寄り添う！住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制の充実」、「みんなで守る！安全で暮らしやすい環境づくり」の3つを各計画に共通する基本目標として位置づけました。

今後は、この計画に基づき、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らしていける、支え合いの輪でつながるまち こまきを目指してまいりますので、市民の皆さまをはじめ地域の関係者および関係機関のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました地域包括ケア推進計画策定委員会委員の皆さま、また、市民意識調査、介護保険事業所調査及びふくし座談会等で貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さまや関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和6年3月

小牧市長 山下 史守朗





## 「みんなが主役 支え合いの輪でつながるまち こまき」を目指して

これまで、小牧市と小牧市社会福祉協議会では、小牧市の策定する地域福祉計画と、小牧市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に、両者で連携しながら地域福祉の推進に努めてきました。

このたびの地域包括ケア推進計画の中に位置づけられた地域福祉計画・地域福祉活動計画においても、小牧市と共に一体となり、市民の皆様、各種関係機関、関係団体からのご意見を基に、次に取り組むべく地域福祉活動の刷新を行いました。



前回の地域福祉計画・地域福祉活動計画では、高齢者人口がピークとなる、いわゆる 2025 年問題に向けてさまざまな地域福祉活動に取り組んでまいりました。近年では高齢者のみならず、どの世代でも地域で生きづらさを抱えながら生活されている方が増え、抱える課題も複雑で、中には複数の課題を背負いながら生活されている方も増えています。これも、家族関係の複雑化や地域とのつながりの希薄化が、こういった課題を生む原因の一つであると考えられます。地域で暮らす “みんな” が “主役” となって、お互いが “支え合いの輪でつながる” そんな街 “こまき” で暮らし続けられることを目指して本計画を策定いたしました。

この計画に基づき、「地域共生社会」の実現に向けて、地域の皆様をはじめ、関係機関の皆様にも積極的な参画と、ご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域包括ケア推進計画策定委員会委員の皆様、また、ふくし座談会にご出席いただきました皆様、その他ご協力いただきました市民の皆様、関係機関、団体の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

社会福祉法人 小牧市社会福祉協議会  
会長 吉 田 友 仁





## < 目 次 >

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1部 計画に関する基本的事項                  | 1  |
| 第1章 計画の概要                        | 1  |
| 1 計画策定の趣旨                        | 2  |
| 2 計画の性格、位置づけ                     | 3  |
| 3 SDG s の推進                      | 4  |
| 4 計画の期間                          | 5  |
| 5 計画の策定体制                        | 5  |
| (1) 小牧市地域包括ケア推進計画策定委員会           | 5  |
| (2) 市民意識調査（アンケート調査）              | 5  |
| (3) 介護保険事業所調査                    | 6  |
| (4) ふくし座談会                       | 6  |
| (5) パブリックコメント                    | 6  |
| 6 地域福祉圏域                         | 7  |
| (1) 地域福祉における圏域                   | 7  |
| (2) 高齢者福祉における日常生活圏域の設定           | 8  |
| 7 小牧市の現状                         | 9  |
| (1) 人口の推移                        | 9  |
| (2) 人口構成                         | 10 |
| (3) 一人暮らし高齢者                     | 10 |
| (4) 障がい者の状況                      | 11 |
| (5) 外国人住民数の状況                    | 11 |
| (6) 要介護者等の状況                     | 12 |
| 第2章 計画の基本的な考え方                   | 15 |
| 1 基本理念                           | 16 |
| 2 基本的な視点                         | 16 |
| 3 それぞれに期待される役割                   | 17 |
| 4 共通する基本目標                       | 17 |
| 計画全体の施策体系図                       | 18 |
| 5 計画の進捗管理と評価                     | 20 |
| 第2部 分野別計画                        | 21 |
| I 地域福祉分野                         | 21 |
| 第1章 地域福祉計画                       | 21 |
| ○ 第3次小牧市地域福祉計画の振り返り              | 22 |
| ○ 前計画における基本目標ごとの現状・課題と今後の方向性     | 27 |
| 地域福祉計画 体系図                       | 28 |
| 基本目標Ⅰ <b>みんなが主役！ 支え合う場や機会づくり</b> | 29 |
| 基本方針                             |    |
| ○ <b>地域で支え合う人づくり</b>             | 30 |
| ○ <b>みんなが学びあう場や機会の創出</b>         | 31 |

|                            |                                     |    |
|----------------------------|-------------------------------------|----|
|                            | ○みんなが活動できる場や機会の充実                   | 32 |
|                            | ○みんなの活動を後押しするしくみや情報提供・啓発の推進         | 33 |
| 基本目標 2                     | みんなに寄り添う！ 住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制の充実 | 34 |
| 基本方針                       |                                     |    |
|                            | ○みんなに寄り添う相談体制の充実                    | 35 |
|                            | ○みんなの健康づくりや介護予防の推進                  | 36 |
|                            | ○安心な暮らしのサポート体制の充実                   | 37 |
| 基本目標 3                     | みんなで守る！ 安全で暮らしやすい環境づくり              | 38 |
| 基本方針                       |                                     |    |
|                            | ○権利擁護支援の推進                          | 40 |
|                            | ○安全に暮らせる目配り・見守り体制の充実                | 41 |
|                            | ○安全に暮らせる基盤整備                        | 42 |
|                            | ○再犯の防止と地域共生                         | 43 |
| 小牧市再犯防止推進計画                |                                     | 45 |
| 第2章 地域福祉活動計画(社会福祉協議会)      |                                     | 49 |
| 1 基本的な考え方                  |                                     | 50 |
| 地域福祉活動計画 体系図               |                                     | 50 |
| 2 地域福祉活動計画においてそれぞれに期待される役割 |                                     | 51 |
| 重点事業 1                     | みんなが主役の地域福祉の担い手づくりと支え合いのネットワーク構築    | 52 |
| 重点事業 2                     | 多世代が集うみんなの交流の場の創出                   | 56 |
| 重点事業 3                     | みんなを受け止める断らない相談支援体制の充実              | 60 |
| 重点事業 4                     | みんなが安心安全に暮らせるための相互理解の推進             | 62 |
| 重点事業 5                     | みんなの安全を守る助け合いの意識の醸成                 | 65 |
| II 高齢者福祉分野                 |                                     | 69 |
| 第1章 老人福祉計画                 |                                     | 69 |
| ○第8次小牧市高齢者保健福祉計画の振り返り      |                                     | 70 |
| ○基本目標ごとの現状・課題と今後の方向性       |                                     | 72 |
| 老人福祉計画・介護保険事業計画 体系図        |                                     | 74 |
| 基本目標 1                     | みんなが主役！ 支え合う場や機会づくり                 | 75 |
| 基本方針                       |                                     |    |
|                            | ○地域で支え合う人づくり                        | 77 |
|                            | ○みんなが学びあう場や機会の創出                    | 78 |
|                            | ○みんなが活動できる場や機会の充実                   | 79 |
|                            | ○みんなの活動を後押しするしくみや情報提供・啓発の推進         | 80 |
| 基本目標 2                     | みんなに寄り添う！ 住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制の充実 | 81 |



|                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| 基本方針                                 |            |
| ○みんなに寄り添う相談体制の充実                     | 83         |
| ○みんなの健康づくりや介護予防の推進                   | 84         |
| ○在宅医療・介護の提供や連携体制の強化                  | 85         |
| ○安心な暮らしのサポート体制の充実                    | 86         |
| ○家族介護者支援の充実                          | 87         |
| ○認知症の人を支えるサービスの充実                    | 88         |
| 基本目標 3 <b>みんなで守る！ 安全で暮らしやすい環境づくり</b> | 91         |
| 基本方針                                 |            |
| ○権利擁護支援の推進                           | 93         |
| ○安全に暮らせる目配り・見守り体制の充実                 | 94         |
| ○安全に暮らせる基盤整備                         | 95         |
| <b>第2章 第9期介護保険事業計画</b>               | <b>97</b>  |
| ○第8期介護保険事業計画の振り返り                    | 98         |
| ○現状・課題と今後の方向性                        | 99         |
| 老人福祉計画・介護保険事業計画 体系図                  | 99         |
| 基本方針                                 |            |
| <b>○安定した介護保険事業の運営</b>                | 100        |
| ・介護サービスの充実と質の向上                      | 100        |
| ・介護人材の確保・育成                          | 101        |
| ・介護給付の適正化                            | 102        |
| ・サービス基盤の強化                           | 104        |
| <b>介護保険事業費の見込み</b>                   | 106        |
| (1) 保険料算定の手順                         | 106        |
| (2) 被保険者数の推計                         | 107        |
| (3) 要介護（要支援）認定者数の推計                  | 107        |
| (4) 介護給付費の実績と推計                      | 108        |
| (5) 総給付費の推計                          | 113        |
| (6) 標準給付費の推計                         | 113        |
| (7) 地域支援事業費の推計                       | 113        |
| <b>第1号被保険者の保険料</b>                   | 114        |
| (1) 保険給付費の財源                         | 114        |
| (2) 保険料基準額の算出                        | 114        |
| (3) 保険料段階の設定                         | 115        |
| <b>資料編</b>                           | <b>117</b> |
| 地域別の状況と将来予測                          | 119        |
| 小牧市地域包括ケア推進計画策定委員会設置要綱               | 125        |
| 委員名簿                                 | 127        |



# 第1部 計画に関する基本的事項

## 第1章 計画の概要

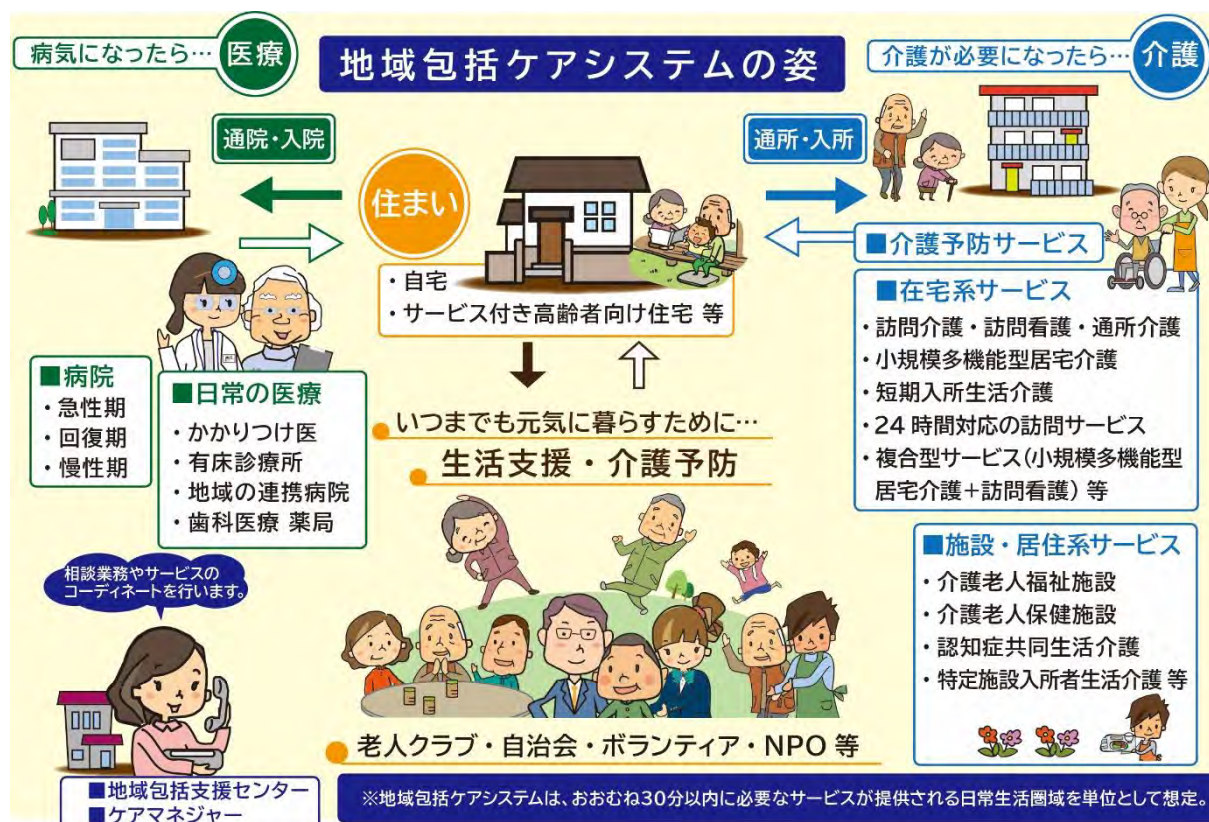
# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市では、これまで8次にわたり、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定した高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者施策を展開してきました。また、3次にわたり、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定し、「互助による地域づくり」を広め、市全体が支え合う社会を作っていくための施策もあわせて展開してきたところです。

平成29年度の社会福祉法改正により、地域福祉計画は福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられました。

超高齢社会に対応するため、これまで地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、さらに、地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要となり、その両方を実現するため、地域福祉計画、地域福祉活動計画、老人福祉計画及び介護保険事業計画を「地域包括ケア推進計画」として一体的に策定し、地域包括ケアシステムを進めることで、地域共生社会の実現を包括的、効果的に推進していきます。



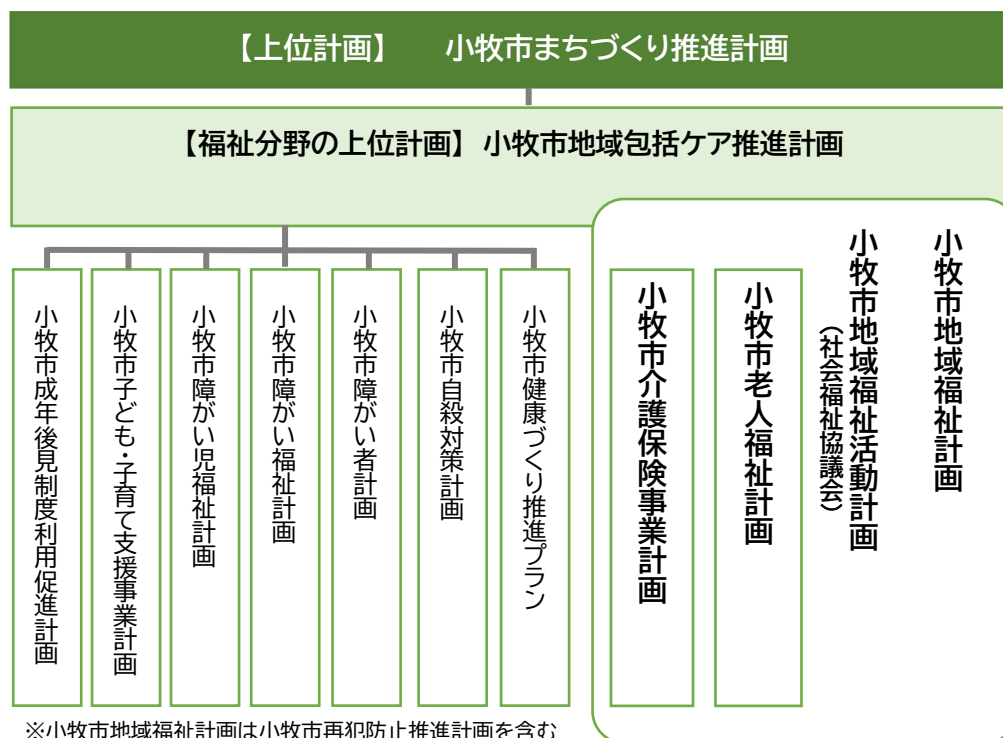
## 2 計画の性格、位置づけ

本計画は社会福祉法第 107 条に基づき、地域における高齢者や障害者、児童の福祉等、共通して取り組むべき事項の他、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備などに関する計画を定める「市町村地域福祉計画」と社会福祉協議会が主体となり、住民、地域で福祉活動を行う者、福祉事業を経営する者が相互に協力して地域福祉の推進を目的として策定する活動行動計画である「地域福祉活動計画」と老人福祉法第 20 条の8に基づき老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づき介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める「市町村介護保険事業計画」を一体的にまとめた計画です。

加えて、小牧市民誰もが安全にかつ安心して暮らせるよう、犯罪による被害を受けることを防止するとともに、犯罪をした者等が円滑に社会復帰し、地域の一員として役割が担えるよう、小牧市再犯防止推進計画は、平成29年12月に公布・施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」として位置付け、小牧市地域包括ケア推進計画に包含することで、一体的な支援体制の構築を図ります。

その他、市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画」との整合性を図るとともに、「小牧市健康づくり推進プラン」など、高齢者の保健、医療または福祉に関する各種計画とも整合性を図りながら策定しました。

### 市のお他計画との関係





### 3 SDGsの推進

SDGs とは、平成 27(2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016) 年から令和12(2030) 年までの国際目標です。「SDGs(持続可能な開発目標)」の「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のため、17の国際目標を設定しています。

**持続可能な開発目標 (SDGs)**

■ 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「**誰一人取り残さない**」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**。(その下に、169のターゲット、231の指標が決められている。)

|           |           |           |          |           |            |
|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|------------|
| (1) 貧困    | (2) 飢餓    | (3) 保健    | (4) 教育   | (5) ジェンダー | (6) 水・衛生   |
| (7) エネルギー | (8) 成長・雇用 | (9) インフラ  | (10) 不平等 | (11) 都市   | (12) 生産・消費 |
| (13) 気候変動 | (14) 海洋資源 | (15) 陸上資源 | (16) 平和  | (17) 実施手段 |            |

**普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**

**包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」

**参画型** **全てのステークホルダーが役割を**

**統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**

**透明性** **定期的にフォローアップ**

出典：外務省国際協力局地球規模課題総括課「持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けて日本が果たす役割」(令和5年10月)

「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、本計画の理念である「みんなが主役 支え合いの輪でつながるまち こまき」の、こどもから高齢者まで、世代や国籍を問わず、また障がいのある人や困難を抱えて生活する人など、地域で生活する様々な人が、それぞれを尊重し合いながら、お互いに支え合って暮らせる社会づくりを進めるという考えと一致するものです。

本市においては、令和3年度「SDGs 未来都市」に選定されるなど、SDGs の推進に向けて取り組んでいますが、本計画においても、17の国際目標のうち、「1 貧困をなくそう」、「2 飢餓を



**SDGs 未来都市 こまき**  
こども夢・チャレンジNo.1都市宣言のまち

ゼロに」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の9つを念頭に、市民、地域、企業、行政などの多機関が連携し、地域住民誰もが主役として活動し、お互いに支え合いながら暮らせる仕組みづくりを推進します。



## 4 計画の期間

本計画の期間は令和6年度～令和11年度の6年間とします。なお、介護保険事業計画の第9期事業計画は令和6年度～令和8年度の3年間、第10期は令和9年度～令和11年度の3年間となります。

|                                            |          | 令和<br>6年度<br>(2024 年度)       | 令和<br>7年度<br>(2025 年度) | 令和<br>8年度<br>(2026 年度) | 令和<br>9年度<br>(2027 年度) | 令和<br>10 年度<br>(2028 年度) | 令和<br>11 年度<br>(2029 年度) | 令和<br>12 年度<br>(2030 年度) | 令和<br>13 年度<br>(2031 年度) |
|--------------------------------------------|----------|------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 地域<br>包<br>括<br>ケ<br>ア<br>推<br>進<br>計<br>画 | 地域福祉計画   | 小牧市地域包括ケア推進計画<br>(2024-2029) |                        |                        |                        |                          |                          | 次期計画<br>(2030～)          |                          |
|                                            | 地域福祉活動計画 |                              |                        |                        |                        |                          |                          |                          |                          |
|                                            | 老人福祉計画   |                              |                        |                        |                        |                          |                          |                          |                          |
|                                            | 介護保険事業計画 | 第9期                          |                        | 第10期                   |                        | 第11期(以降3年ごとに策定)          |                          |                          |                          |

## 5 計画の策定体制

本計画では、地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現を包括的に推進できるようにするため、下記のような様々な視点で調査や意見交換等を行いながら計画策定を進めました。

### (1)小牧市地域包括ケア推進計画策定委員会

地域福祉や高齢者福祉等に関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、学識経験者、保健医療福祉関係者、地域福祉関係者、公募市民による委員で構成する「小牧市地域包括ケア推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、小牧市地域福祉計画、小牧市地域福祉活動計画及び小牧市高齢者保健福祉計画の取組み状況の評価を受けるとともに、小牧市地域包括ケア推進計画素案に対して、それぞれの立場から意見をいただきながら、計画を策定しました。

### (2)市民意識調査(アンケート調査)

16歳から64歳の市民に、地域の一員として「地域での活動や今後参加したい活動」について聞くとともに、地域の福祉課題や地域住民の福祉意識、自身や他者の権利擁護についても調査しました。

また、市内の小学5年生、中学2年生に対しても、地域の一員として「地域での活動や今後参加したい活動」やパラスポーツ（障がい者スポーツ）に対する関心、地域の大人との関わり、災害時の活動意向、自身や他者の権利擁護について調査しました。

その他、高齢者の現状やニーズを把握するため、65歳以上の高齢者、要介護（要支援）認定者とその家族介護者へのアンケート調査を実施しました。

### **(3)介護保険事業所調査**

介護保険事業所の現状を把握するため、市内の介護保険サービスを提供する事業所へのアンケート調査を実施しました。

### **(4)ふくし座談会**

地域住民自らが地域の課題や特性を共有し、その課題の解決策を話し合う場として、ふくし座談会を開催しました。(16 小学校区)

### **(5)パブリックコメント**

委員会の意見を踏まえ、策定された素案について、広く市民から意見聴取を行うため、パブリックコメントを実施しました。

## 6 地域福祉圏域

### (1)地域福祉における圏域

地域福祉の課題やニーズは複雑、多岐にわたることから、その内容に応じて、必要なネットワークにより、柔軟で重層的な対応を行うことが重要です。個々の活動を通じて、人と人がつながり、相互に連携し、地域福祉活動の活性化を目指します。

#### 第1層:小牧市全域

市全域を対象とした施策の企画・調整をする範囲です。主には、市内全域において、公的なサービス（介護保険サービス、福祉サービス）を提供します。

#### 第2層:日常生活圏域 6地区(小牧南部・小牧中部・小牧西部・味岡・篠岡・北里)

地域包括支援センターや民生委員・児童委員連絡協議会の活動範囲です。

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターのほか、専門職の配置を行い、年齢や分野を問わない、包括的な相談支援を行う体制を整備します。

#### 第3層:16小学校区

より充実した福祉活動を展開するため、自治会での取組み（サロンなど）を通じた横のつながりを意識してもらえる範囲です。この単位では、地域で活動する団体・地域資源の情報集約・提供、平常時のちょっとした手助けや災害時などの住民同士のネットワークづくりを進めます。

#### 第4層:129区(自治会)

地域の身近な居場所・集いの場の設置単位であり、また、日常的な見守りや声かけ・目配りなど、身近なところで、無理なく活動してもらう範囲です。

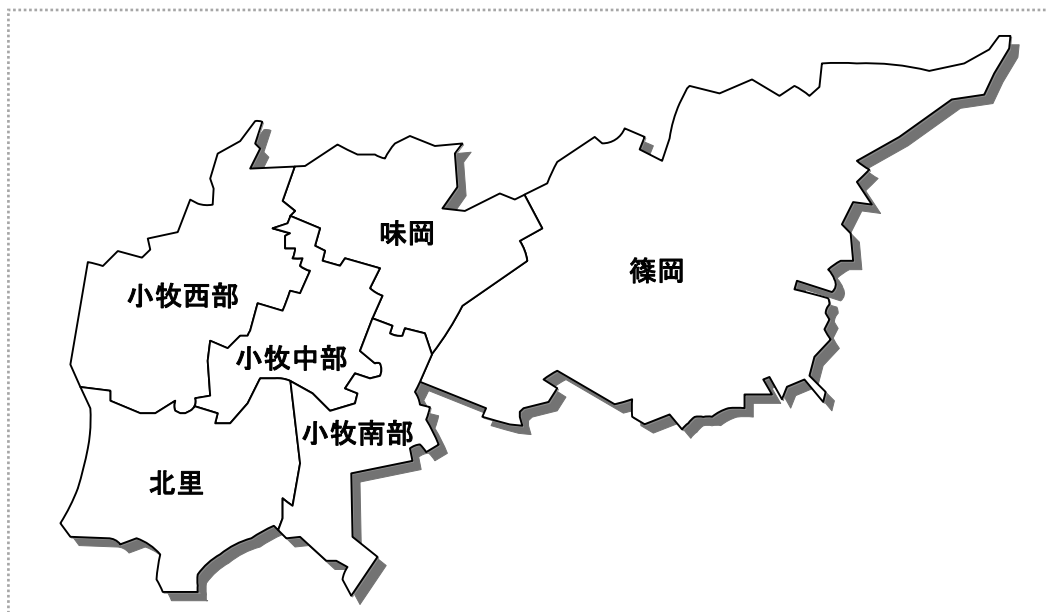


## (2)高齢者福祉における日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう「日常生活圏域」を設定し、その圏域ごとに地域密着型サービスを展開します。

本市の日常生活圏域については、地理的、歴史的、社会的条件や人口、交通事情などを勘案し、概ね中学校区（人口規模2～3万人程度）を目安として6圏域を設定します。

日常生活圏域ごとにニーズを把握し、サービスの基盤整備を図っていくとともに、既存の地域資源と連携しながら継続的かつ包括的な「地域包括ケアシステム」の構築、地域共生社会の実現に努めていきます。



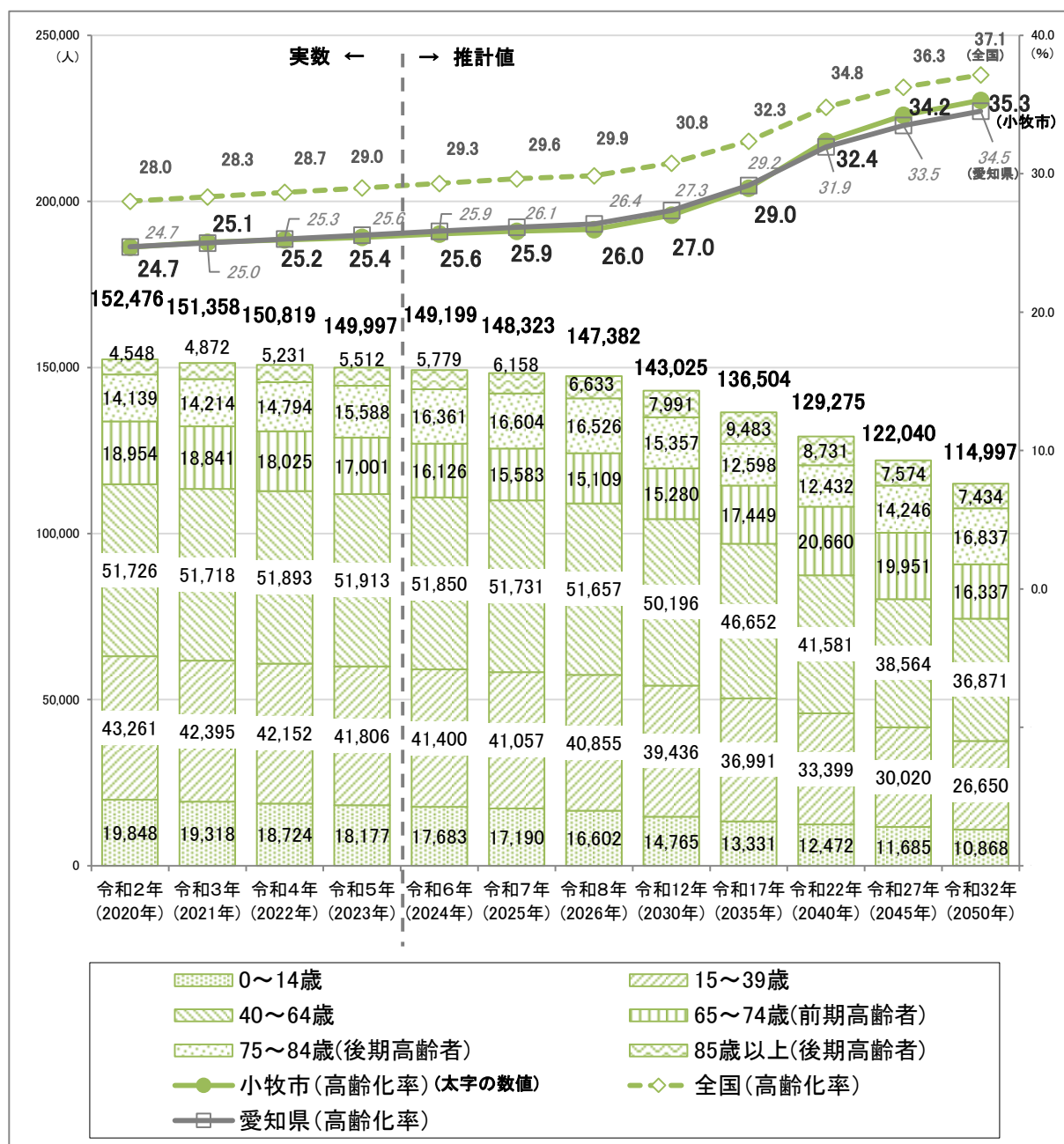
| 日常生活圏域 | 町 名                                                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小牧南部圏域 | 南外山、春日寺、北外山、大山、北外山入鹿新田の一部、応時、東、小牧四丁目の一部、中央三丁目の一部、中央四丁目～五丁目、中央六丁目の一部、二重堀、掛割町、桜井本町、桜井、緑町、若草町                                                                          |
| 小牧中部圏域 | 中央一丁目～二丁目、中央三丁目の一部、中央六丁目の一部、北外山入鹿新田の一部、小牧原新田の一部、小牧原一丁目～二丁目の各一部、小牧原三丁目～四丁目、大字小牧、小牧一丁目～三丁目、小牧四丁目～五丁目の各一部、新町一丁目～三丁目、東新町、間々の一部、間々原新田の一部、山北町、安田町、堀の内一丁目～五丁目、川西一丁目～二丁目、曙町 |
| 小牧西部圏域 | 舟津、三ツ淵、三ツ淵原新田、西之島、村中、入鹿出新田、河内屋新田、横内、間々原新田の一部、間々の一部、元町、西島町、間々本町、村中新町、弥生町                                                                                             |
| 味岡圏域   | 東田中、文津、小松寺、本庄、岩崎、岩崎一丁目・五丁目、小牧原新田の一部、小牧原一丁目～二丁目の各一部、岩崎原新田、岩崎原、久保一色、久保一色東、葭原、久保一色南、寺西、久保本町、久保新町、田県町、小松寺一丁目～五丁目、久保                                                     |
| 篠岡圏域   | 大山、野口、林、池之内、上末、下末、大草、高根、郷西町、長治町、桃ヶ丘、古雅、篠岡、光ヶ丘、城山                                                                                                                    |
| 北里圏域   | 小木、小木一丁目～五丁目、新小木、下小針中島、下小針天神、市之久田、常普請、外堀、郷中、藤島町居屋敷、藤島町梵天、藤島、小牧四丁目～五丁目の各一部、小針、川西三丁目、多気                                                                               |

## 7 小牧市の現状

### (1)人口の推移

本市の総人口はほぼ微減で推移しており、令和5年では149,997人となっています。今後も少子高齢化により減少することが推計されています。

図表1 人口の推移



資料：令和2～5年は住民基本台帳（各年10月1日）、令和6年以降はコーホート変化率法による推計  
 全国、愛知県の高齡化率は「見える化」システム

※コーホート変化率法とは、性別・年齢別の人口変化率、女性・子ども比、出生時の男女比などを用いて将来の人口を計算する方法

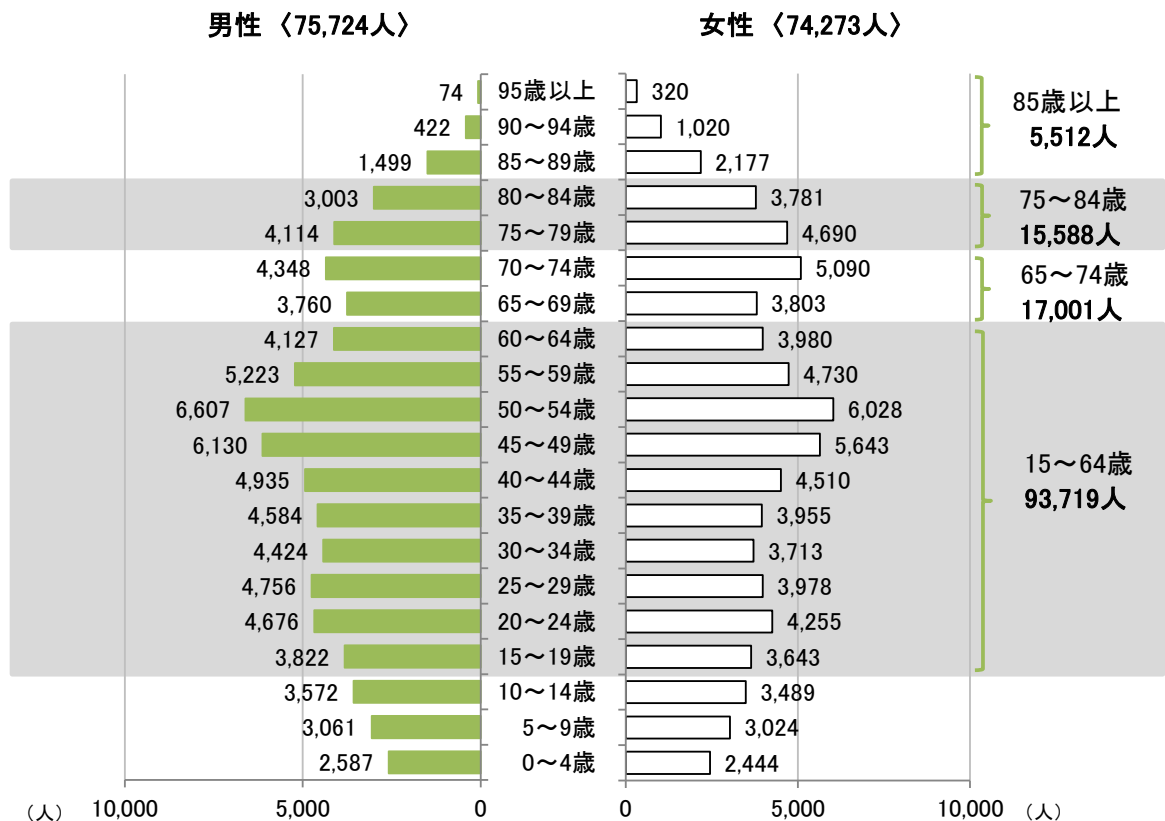


## (2)人口構成

本市の人口は、令和5年10月1日現在で、男性75,724人、女性74,273人となっており、男性が女性を上回っています。

0～14歳は18,177人（全人口に対する割合12.1%）、15～64歳は93,719人（全人口に対する割合62.5%）、65歳以上は38,101人（全人口に対する割合25.4%）となっています。特に65歳以上の高齢者人口では、65～74歳が17,001人（全人口に対する割合11.3%）と多くなっています。

図表2 性別・年齢別人口構成



資料：小牧市「年齢別人口統計表」（令和5年10月1日現在）

## (3)一人暮らし高齢者

住民基本台帳によると、令和5年10月1日現在の本市の65歳以上の単身高齢者世帯は9,340世帯と全世帯数の約13%となっています。

図表3 単身高齢者世帯数の推移

|                              | 令和元年<br>(2019年) | 令和2年<br>(2020年) | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) | 令和5年<br>(2023年) |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 全世帯数(世帯)                     | 68,196          | 68,748          | 68,743          | 69,444          | 69,943          |
| 65歳以上単身高齢者世帯数(世帯)            | 8,000           | 8,349           | 8,573           | 8,934           | 9,340           |
| 65歳以上単身高齢者世帯数の<br>全世帯数に対する割合 | 11.7%           | 12.1%           | 12.5%           | 12.9%           | 13.4%           |

資料：住民基本台帳（各年10月1日）

#### (4)障がい者の状況

令和5年4月現在、身体障がい者は 4,322人（総人口に対する割合 2.9%）、知的障がい者は 1,301人（総人口に対する割合 0.9%）、精神障がい者は 1,617人（総人口に対する割合 1.1%）となっています。

図表4 小牧市の障がい者の状況

|          | 身体障がい者  | 知的障がい者  | 精神障がい者  |
|----------|---------|---------|---------|
| 障害種別の人口  | 4,322 人 | 1,301 人 | 1,617 人 |
| 人口に対する割合 | 2.9%    | 0.9%    | 1.1%    |

資料：小牧市第4次障がい者計画

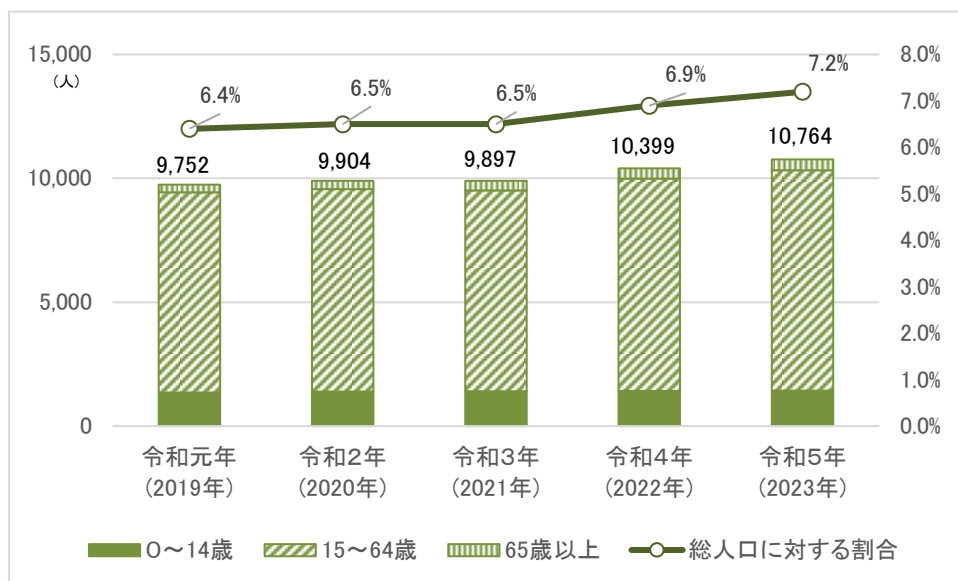
※それぞれの障がい種別にかかる障害者手帳の所持者数

※自立支援医療（精神通院）受給者数は令和5年4月現在、3,112人

#### (5)外国人住民数の状況

令和5年10月現在、外国人住民数は 10,764人（総人口に対する割合 7.2%）と年々、外国人住民が増えています。また、65歳以上の外国人住民数も微増傾向にあります。

図表5 年齢3区分別 外国人住民数の推移

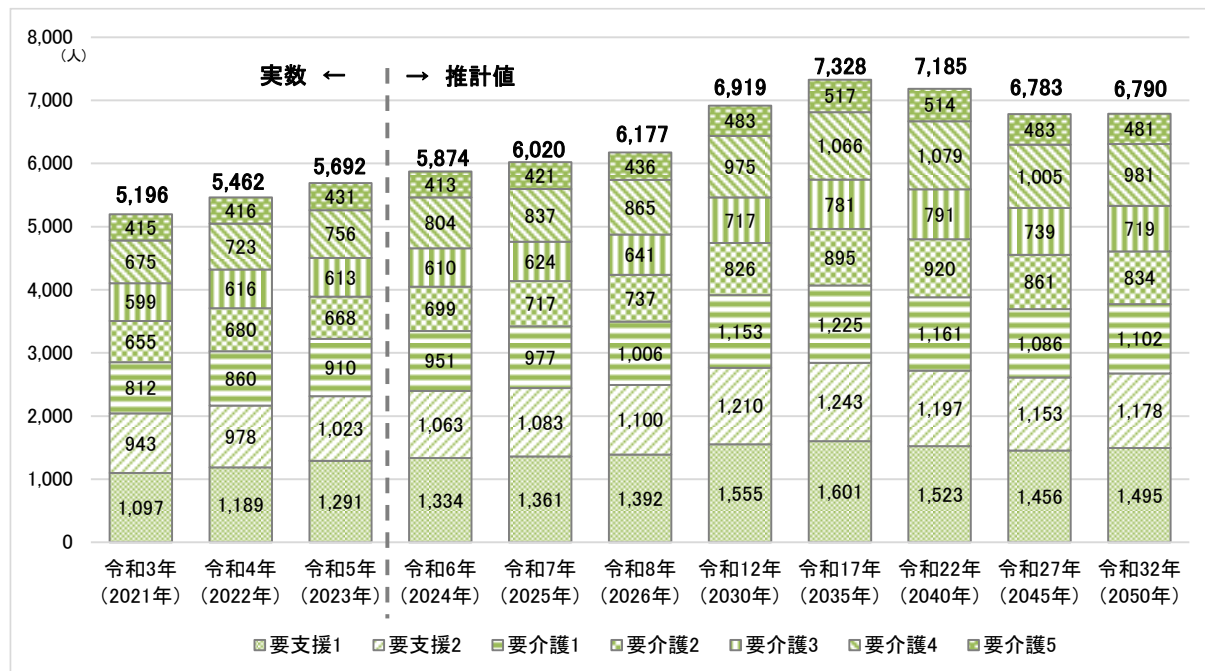


資料：小牧市「外国人国籍・地域別人員調査表」（令和5年10月1日現在）

## (6)要介護者等の状況

要介護（要支援）認定者数は令和5年10月末現在で5,692人（そのうち約88%を占める4,981人が後期高齢者）となり、年々増加傾向にあります。

図表6 要介護（要支援）認定者数の推移（40歳以上64歳未満の第2号被保険者含む）



|                               | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) | 令和5年<br>(2023年) | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和17年<br>(2035年) | 令和22年<br>(2040年) | 令和27年<br>(2045年) | 令和32年<br>(2050年) |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護(要支援)<br>認定者数(人)           | 5,196           | 5,462           | 5,692           | 5,874           | 6,020           | 6,177           | 6,919            | 7,328            | 7,185            | 6,783            | 6,790            |
| 第1号被保険者                       | 5,080           | 5,334           | 5,558           | 5,730           | 5,876           | 6,033           | 6,779            | 7,197            | 7,071            | 6,677            | 6,686            |
| 第2号被保険者                       | 116             | 128             | 134             | 144             | 144             | 144             | 140              | 131              | 114              | 106              | 104              |
| 第1号被保険者の<br>認定率(%)            | 13.4            | 14.0            | 14.6            | 15.0            | 15.3            | 15.8            | 17.5             | 18.2             | 16.9             | 16.0             | 16.5             |
| (参考)第1号被保<br>険者の認定率(%)<br>全国  | 18.8            | 19.1            | 19.3            |                 |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                  |
| (参考)第1号被保<br>険者の認定率(%)<br>愛知県 | 17.1            | 17.4            | 17.8            |                 |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                  |

資料：令和3～5年は介護保険事業報告（各年10月）、令和6年以降は「見える化」システム

※「見える化」システムとは…都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための国の情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

要介護（要支援）認定者のうち、認知症高齢者数は増加傾向にあり、令和5年10月1日時点で2,402人となっています。今後も、高齢化とともに、増加することが見込まれます。

図表7 認知症高齢者数※

|                      | 実数 ← → 推計値      |                 |                 |                 |                 |                 |                  |                  |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
|                      | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) | 令和5年<br>(2023年) | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和22年<br>(2040年) |
| 認知症高齢者数(人)           | 2,238           | 2,207           | 2,402           | 2,541           | 2,676           | 2,811           | 3,351            | 4,699            |
| 要介護(要支援)認定者に占める割合(%) | 43.1            | 40.4            | 42.2            | 43.3            | 44.5            | 45.5            | 48.4             | 65.4             |

令和6～8年、令和12年、22年は推計値

資料：小牧市（各年10月1日現在）

※認知症高齢者とは…介護認定調査票の日常生活自立度ランク2（日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる）以上と判定された高齢者としています。

要介護（要支援）認定を受けていない人の中にも、潜在的に認知症と思われる人が存在する可能性があります。「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究総括研究報告書」をもとにした推計によると、令和12年まで年々増加することが見込まれます。

（参考）

|                    | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) | 令和5年<br>(2023年) | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和22年<br>(2040年) |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 65歳以上の認知症有病者の合計(人) | 5,706           | 5,984           | 6,229           | 6,472           | 6,670           | 6,860           | 7,630            | 7,558            |
| うち正常から軽度           | 2,465           | 2,585           | 2,691           | 2,796           | 2,881           | 2,963           | 3,296            | 3,265            |
| うち中等度              | 2,194           | 2,301           | 2,395           | 2,488           | 2,564           | 2,637           | 2,933            | 2,906            |
| うち高度               | 1,048           | 1,099           | 1,144           | 1,188           | 1,225           | 1,259           | 1,401            | 1,388            |

資料：厚労省科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究総括研究報告書をもとに推計

認知症有病者数および認知症状の区分は2012年の男女別年齢階級別の認知症有病率、認知症状の区分割合を一定と仮定し、推計

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。



## **第1部 計画に関する基本的事項**

### **第2章 計画の基本的な考え方**



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### みんなが主役 支え合いの輪でつながるまち こまき

誰もが地域の一員として主体的に関わりながら、みんなで支え合いながら、その人らしく暮らし続けることができる地域社会、『地域共生社会』の実現を目指します。

これまでの地域福祉計画や高齢者保健福祉計画で理念の趣旨にも掲げられていた「支える人」、「支えられる人」が固定的な関係ではなく、誰もが地域の一員であり、主体的に関わっていくことを期待して『みんなが主役』という言葉で表しました。

また、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らしていくためには、自分自身を大切にするとともに周りの人々の人権を尊重できる社会であることが基本となります。自分自身を含め小牧市民の一人ひとりの人権が尊重された暮らしができるよう、市民、事業者、関係機関、行政それぞれが少しずつできることをつなげていくことで、複合的で重層的な様々な取組みができていくことを期待して『支え合いの輪でつながる』という言葉で表しました。

### 2 基本的な視点

介護保険制度をはじめ、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

「地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであるため、それぞれの実現を目指す取組みの緊密な連携を図っていきます。また、「SDGs（持続可能な開発目標）」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を通じて、こどもから高齢者まで、世代や国籍を問わず、また障がいのある人や困難を抱えて生活する人など、地域で生活する様々な人が、それぞれを尊重し合いながら、お互いに支え合って暮らせる社会づくりを進めます。

### 3 それぞれに期待される役割



#### 行政

- ・必要なサービスを提供する
- ・市民の地域活動が円滑に進むよう、仕組みづくりを行う



#### 企業・事業所

- ・地域の一員として、積極的に関わる
- ・それぞれの企業・事業所の特性を活かし、地域活動を行う



#### 専門職・関係機関

- ・専門職として、市民の活動に対して適切なアドバイスや支援を行う



#### 市民

- ・市民それぞれができる範囲で、地域の一員として地域活動に参加する
- ・自分を大切にするとともに、他者の人権を尊重する



### 4 共通する基本目標

本市においては分野別の計画を策定していますが、基本理念を実現するため、地域福祉計画、地域福祉活動計画、老人福祉計画及び介護保険事業計画に共通の基本目標を掲げ、その目標のもと市民や事業者、行政等みんなで取り組んでいきます。

#### 基本目標 1

みんなが主役！ 支え合う場や機会づくり

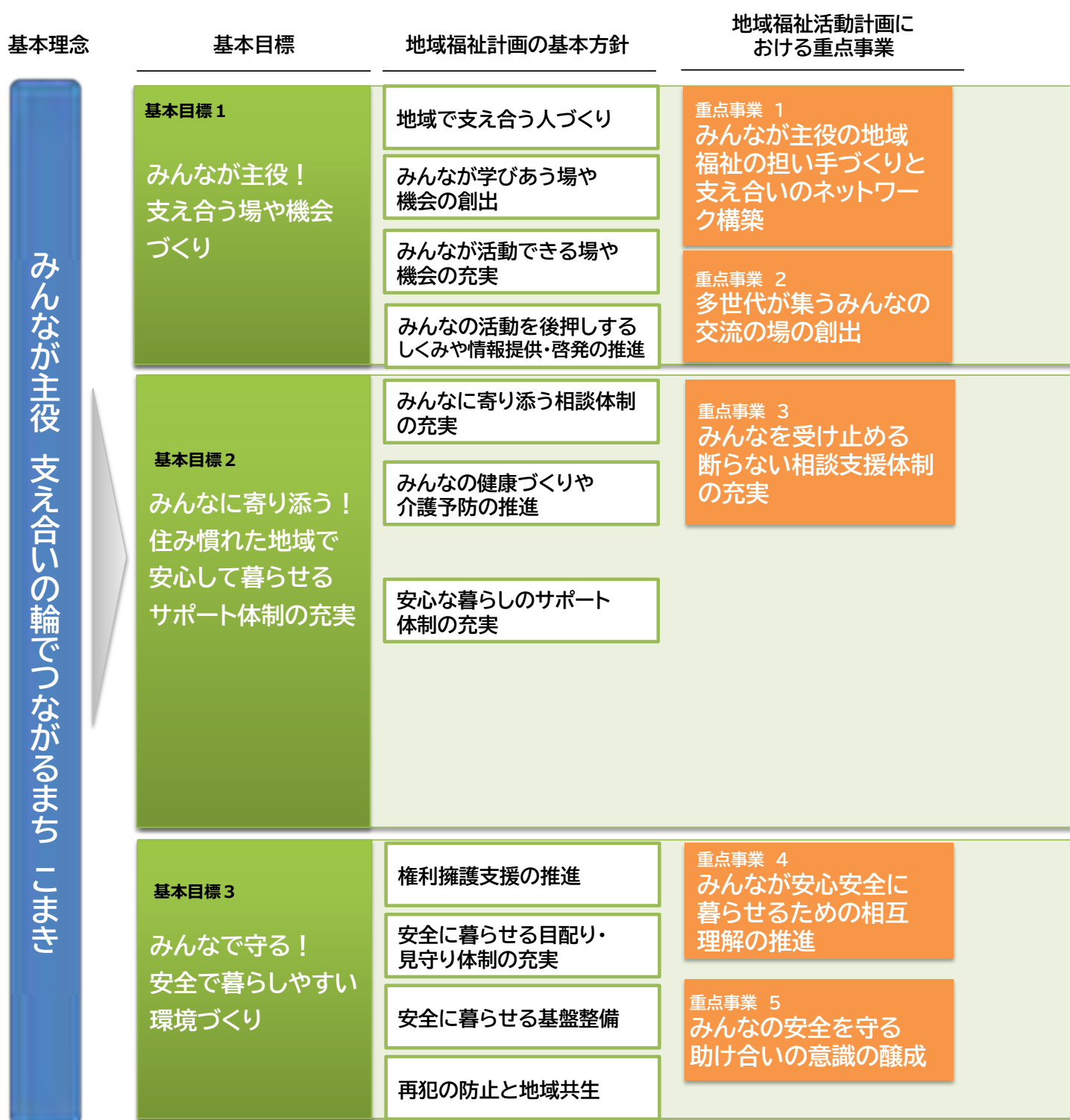
#### 基本目標 2

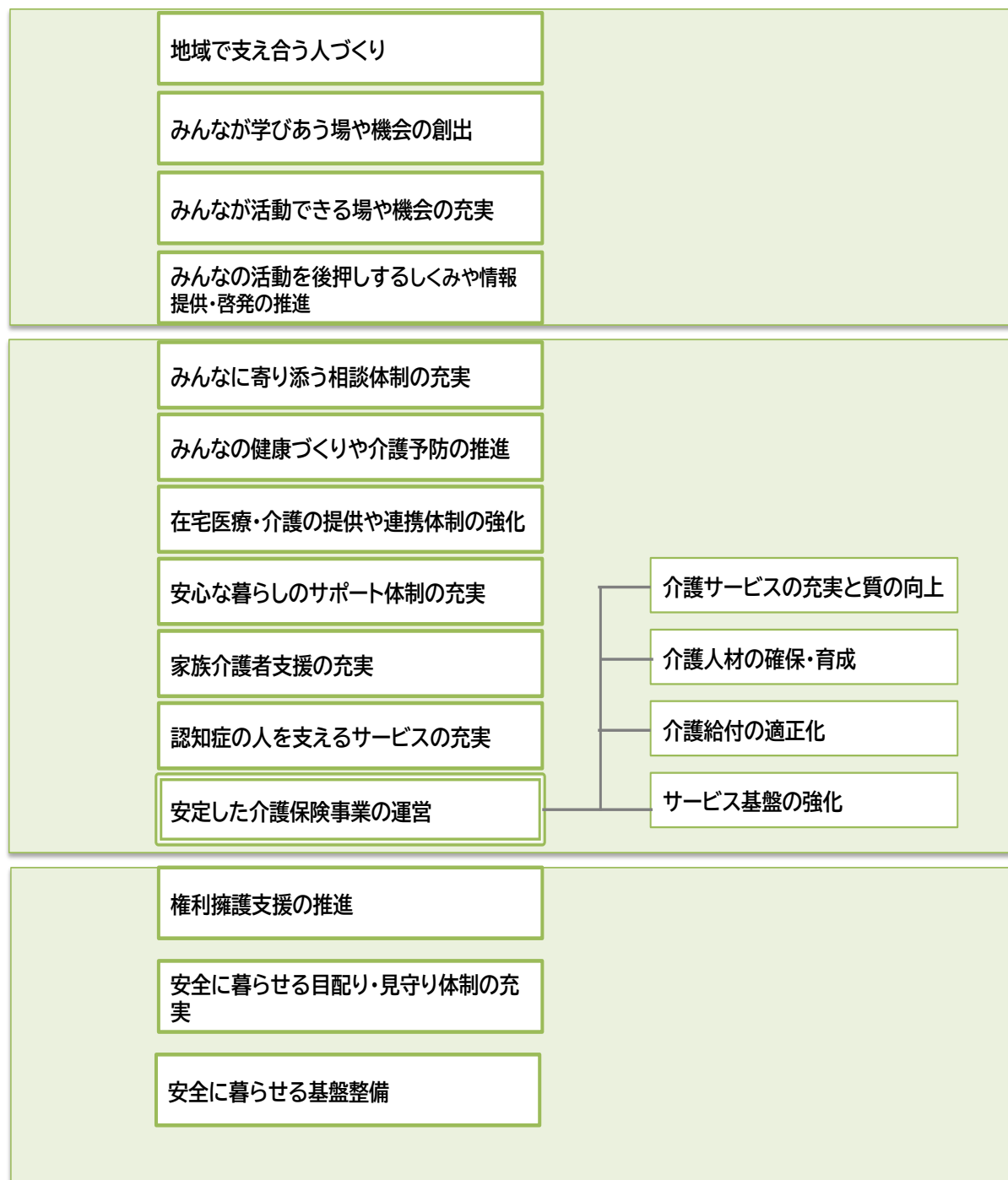
みんなに寄り添う！ 住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制の充実

#### 基本目標 3

みんなで守る！ 安全で暮らしやすい環境づくり

## 計画全体の施策体系図





## 5 計画の進捗管理と評価

本計画の実現に向けては、下記の評価指標による計画の進捗状況を把握しながら、施策の方向に沿った事業や取組みの展開に努めていきます。

計画の評価指標

| 基本目標                                              | 基本方針                                                                                                                                     | 指 標                                         | 基準値                       | 目指す方向        |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------|--------------|
| 【基本目標1】<br>みんなが主役！<br>支え合う場や機会づくり                 | ○地域で支え合う人づくり<br>○みんなが学びあう場や機会の創出<br>○みんなが活動できる場や機会の充実<br>○みんなの活動を後押しするしくみや情報提供・啓発の推進                                                     | 地域福祉活動に参加している市民の割合                          | 28.3%<br>(令和3年度)          | ↑            |
|                                                   |                                                                                                                                          | この1年で何らかの活動や行事に参加した子ども(小学5年生、中学2年生)の割合      | 小学5年生<br>81.6%<br>(令和4年度) | ↑            |
|                                                   |                                                                                                                                          |                                             | 中学2年生<br>60.4%<br>(令和4年度) |              |
|                                                   |                                                                                                                                          | 生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合                         | 28.2%<br>(令和3年度)          | ↑            |
|                                                   |                                                                                                                                          | 生きがいを持って生活している高齢者(65歳以上)の割合                 | 79.5%<br>(令和3年度)          | ↑            |
| 【基本目標2】<br>みんなに寄り添う！<br>住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制の充実 | ○みんなに寄り添う相談体制の充実<br>○みんなの健康づくりや介護予防の推進<br>○在宅医療・介護の提供や連携体制の強化<br>○安心な暮らしのサポート体制の充実<br>○家族介護者支援の充実<br>○認知症の人を支えるサービスの充実<br>○安定した介護保険事業の運営 | 地域包括支援センターの総合相談の相談件数                        | 11,554件<br>(令和4年度)        | ↑            |
|                                                   |                                                                                                                                          | 介護保険第1号被保険者の要介護(要支援)認定率                     | —                         | 計画推計値より<br>↓ |
|                                                   |                                                                                                                                          | ACP※実践の割合(話し合っている(話し合った)と回答した高齢者(65歳以上)の割合) | 9.8%<br>(令和4年度)           | ↑            |
|                                                   |                                                                                                                                          | 認知症カフェやチームオレンジ(認知症の人やその家族を支援する取り組みや団体)の数    | 16箇所<br>(令和4年度)           | ↑            |
|                                                   |                                                                                                                                          | 今後も働きながら問題なく介護を続けていけそうな介護者の割合               | 18.8%<br>(令和4年度)          | ↑            |
|                                                   |                                                                                                                                          |                                             |                           |              |
| 【基本目標3】<br>みんなで守る！<br>安全で暮らしやすい環境づくり              | ○権利擁護支援の推進<br>○安全に暮らせる目配り・見守り体制の充実<br>○安全に暮らせる基盤整備                                                                                       | 尾張北部権利擁護支援センターへ的高齢者の権利擁護に関する相談人数            | 98人<br>(令和4年度)            | ↑            |
|                                                   |                                                                                                                                          | 高齢者等見守りネットワークの協定を締結した事業者の数                  | 172事業者<br>(令和4年度)         | ↑            |
|                                                   |                                                                                                                                          | 避難行動要支援者台帳の登録割合                             | 57.2%<br>(令和4年度)          | ↑            |

※人生の最終段階における医療・ケアの方針や、生き方を家族などと日頃から話し合い共有すること



## 第2部 分野別計画

### I 地域福祉分野

#### 第1章 地域福祉計画

## 第2部 分野別計画

### I 地域福祉分野

## 第1章 地域福祉計画

---

### ○ 第3次小牧市地域福祉計画の振り返り

#### ◇◇ 国の動向 ◇◇

##### 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備【改正社会福祉法(平成 29 年6月公布)】

地域福祉推進の理念を規定し、「支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」旨が明記されました。また、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」及び「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されました。

##### 重層的支援体制整備事業の創設【改正社会福祉法(令和 2 年 6 月公布)】

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「包括的相談支援」、「多機関協働」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」などを実施することとしています。

##### **包括的相談支援**

高齢、障がい、子育て、困窮など相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供を行います。

相談者が複合化・複雑化した支援ニーズを抱えており、支援関係機関の役割分担を整理する必要がある場合や、アウトリーチ等を通じた継続的支援、社会参加への支援が必要だと想定されるケースは、多機関協働事業につながります。

##### **多機関協働**

複雑化・複合化したケースに対して、重層的支援会議の開催を通して、支援の課題の把握や、支援機関の役割分担、支援の方向性などを調整し、サポートを行います。

##### **アウトリーチ等を通じた継続的支援**

複雑化・複合化した課題を抱えている人や自ら支援を求めることのできない人など、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。

##### **参加支援**

既存の社会参加に向けた事業では対応できない、制度の狭間・個別のニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

本人やその世帯の課題やニーズに対して、支援メニューをコーディネートし、マッチングするほか、



日頃から支援メニューとしての社会資源の開拓を行います。

### 地域づくりに向けた支援

世代や属性を超えて、全ての住民が交流できる場や居場所の構築を目指します。地域のカフェやフリースペースなどの民間の経営主体や福祉以外の分野で実施されている取組みとの連携により、既存の場が持つ役割を拡張することも検討していきます。

## ◇◇ 市民意識調査からみた現状と課題 ◇◇

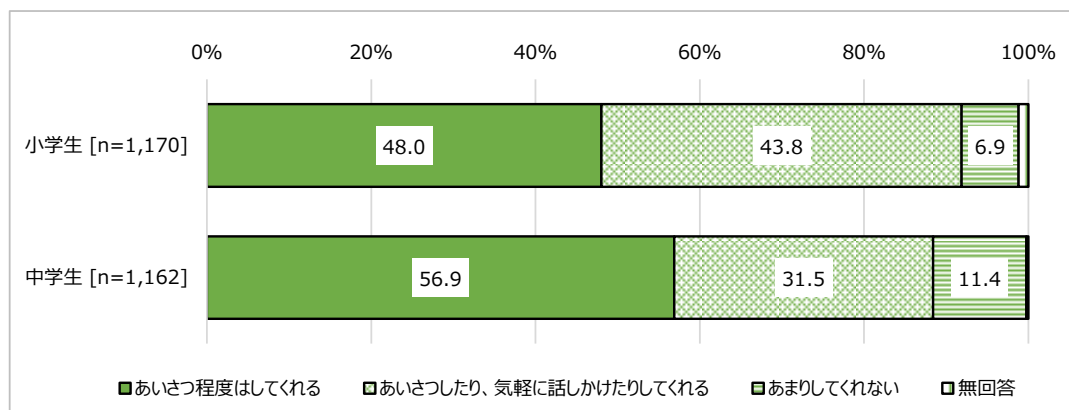
### ■地域の大人のこどもへの関わりの促進(あいさつ運動などの促進)

地域の大人のこどもへの関わりについては、小中学生ともに約9割が「あいさつ程度はしてくれる」、「あいさつしたり、気軽に話しかけたりしてくれる」としています。

市民の近所付き合いの状況は2割弱が比較的親しく付き合っている一方で、約1割が「付き合いはない」としています。

小・中学生の調査の結果、地域の大人があまり声をかけてくれない人は、地域活動への参加意向が低かったり、生活の満足度が低い状況がみられたことから、地域の大人がまずは地域のこどもへあいさつをするなど、あいさつ運動などを促進し、こども達を地域全体で「気にかけている」「見守っている」という意識の醸成を図ることが重要です。

図表8 近所の大人は、あいさつをしたり、話しかけたりしてくれるか<小中学生>



※市民意識調査は、令和5年1月～2月に実施。小学生は5年生、中学生は2年生を対象としています。以下同様。

## ■新たなつながりを含めた地域活動の促進、きっかけづくりとしかけ、マッチングの充実

この1年（令和4年の1年間）で何らかの活動や行事に参加した割合は、小学生が 81.6%、中学生が 60.4%、市民が 57.4%、一般高齢者が 59.9%でした。具体的な活動としては、小学生は「福祉体験」、中学生は「地域のお祭り」、市民や一般高齢者は「自治会（町内会）の行事」が最も高くなっています。

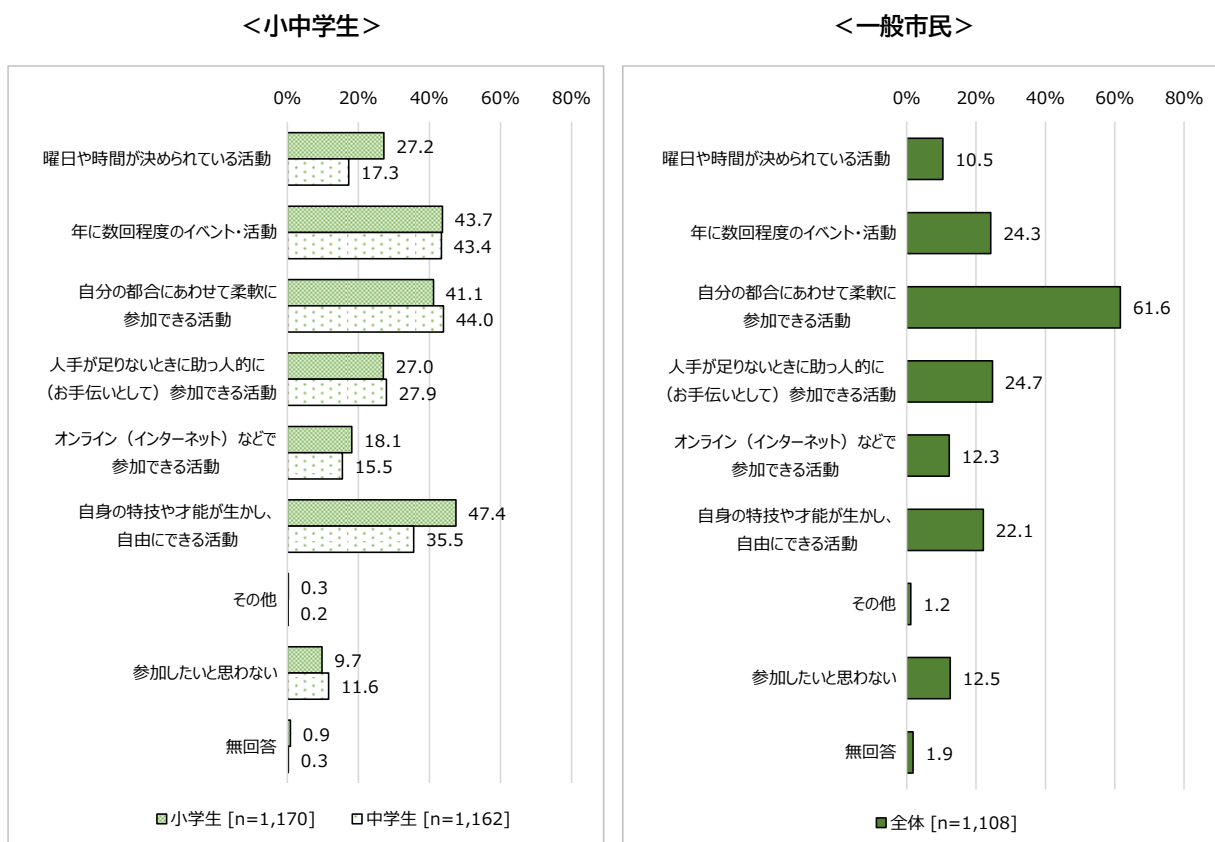
やってみたいことやできそうな活動は、小中学生ともに「寄付、募金への協力」、「地域のまつりやイベントの手伝い」、「自然、環境教育、資源ごみのリサイクル」、「地域のごみ拾いなどの環境美化活動」が上位となっています。また、「子育て支援・こどもの世話」も高くなっています。

地域活動を行う際に希望する参加形態としては、小中学生・一般市民とも、自分の都合にあわせて参加できる活動や自由にできる活動などが高くなっています。

幅広い活動への参加意向があったことから、地域の居場所づくりなど、緩やかなつながりができるよう、地域全体で検討を行い、できることから実行につなげていくことが重要です。

また、小中学生や若い世代は、地域活動へ関わりたいとする意思はあるため、参加や関わりのきっかけづくり、マッチングの仕組みの充実が求められます。

図表 9 参加したい地域活動の形態（複数回答）



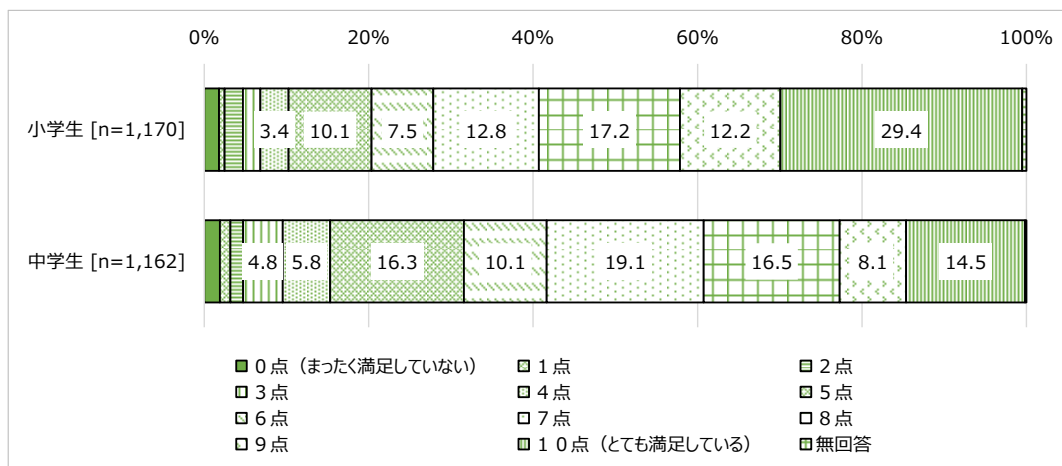
## ■現在の生活の満足度や幸福度の向上

現在の生活の満足度(10点満点)の平均は、小学生が7.6点、中学生が6.7点、市民の現在の幸福度(10点満点)の平均は6.7点でした。

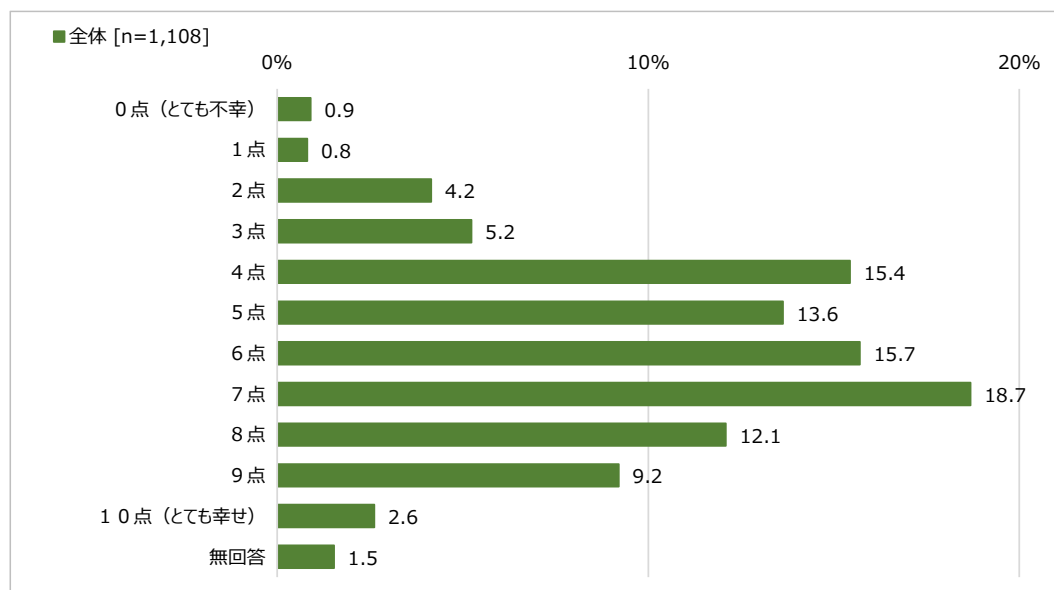
様々な活動を通して、生活の満足度や幸福度を上げていくことが求められます。

図表 10 現在の幸福度

<小中学生>



<一般市民>



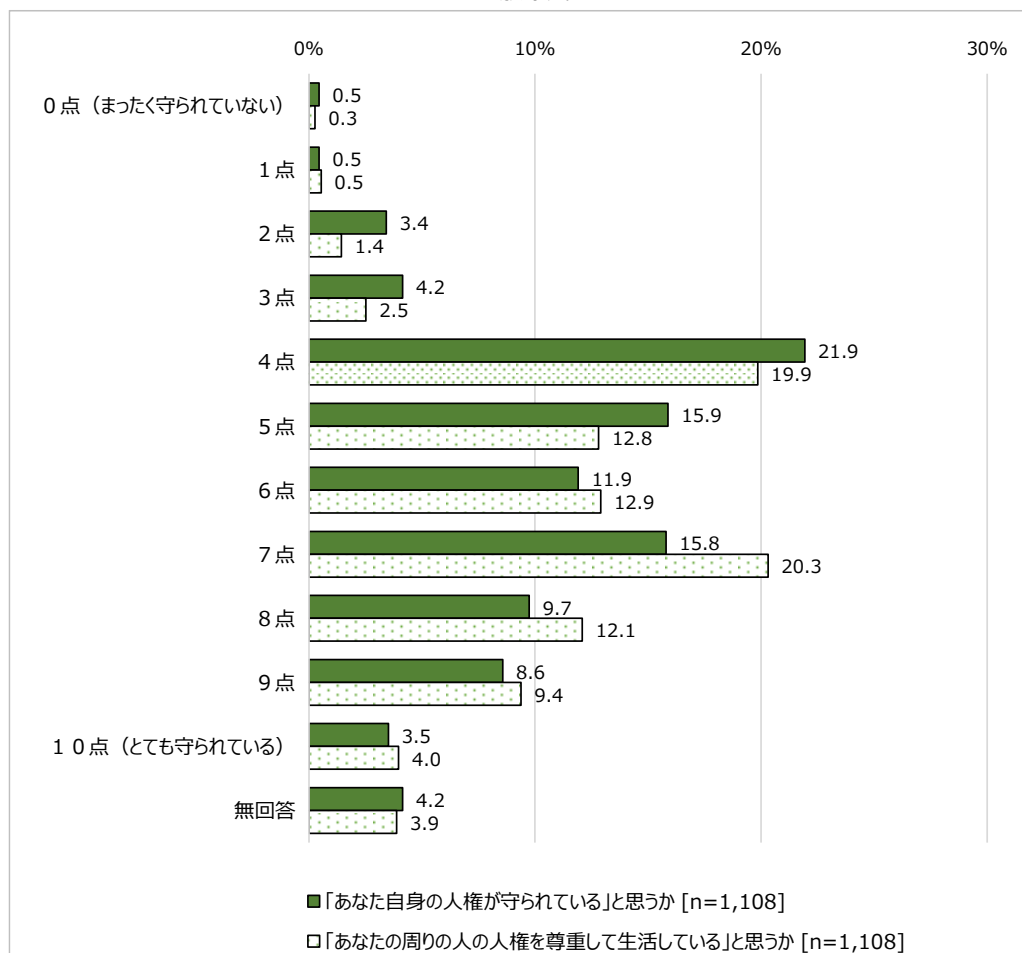
## ■自分自身や他者の人権を尊重する地域社会づくり

自身の人権が守られているか(10点満点)は、小学生の平均が8.0点、中学生が8.1点、周りの人  
の人権を尊重しているか(10点満点)は、小学生の平均が7.4点、中学生が7.6点でした。

市民の自身の人権が守られているかの平均は6.5点、周りの人の人権を尊重しているかの平均  
は6.9点でした。

今後も自分自身や他者の人権を尊重できる地域社会づくりを進めていくことが求められます。

図表 11 「あなた自身の人権が守られている」「あなたの周りの人の人権を尊重して生活している」と思うか  
＜一般市民＞



## ○ 前計画における基本目標ごとの現状・課題と今後の方向性

### 地域福祉の担い手づくり

- ・ コロナ禍の影響もあり、ボランティア登録団体の活動件数は第3次計画の目標値に届いていないものの、こまき介護予防推進リーダー養成研修受講者数や認知症サポーター数は目標値を達成しており、担い手づくりは着実に進んでいます。
- ・ 今後もボランティア登録団体が積極的に活動をしていくとともに、ボランティア活動などのリーダーやサポーターを養成することが必要です。また、活動リーダーやサポーター養成講座などを続けていくほか、団体等に属さず活動したい人も多くいることから、様々な活動・機会を通じて、地域活動への参加者を増やし、活動のすそ野を広げていくことが重要です。

### ネットワークづくり

- ・ コロナ禍の影響もあり、ふくし座談会の実施回数等は第3次計画の目標値に届いていません。
- ・ 地域支え合い推進員設置数や専門職のサロン派遣回数は目標値を上回りました。
- ・ コロナ禍後の新たな活動方法なども検討しながら、ふくし座談会などを通して、地域の課題の共有化や住民参加の促進などを進めていくことが期待されます。
- ・ ふれあい・いきいきサロンの活動を含め、様々な地域活動のつながりを進めていくことで、活動の範囲が広がったり、新たな活動が生まれることも期待できます。

### 活動づくり

- ・ ふれあい・いきいきサロン、住民主体の居場所数は目標値を上回っています。
- ・ 災害時避難行動要支援者台帳登録者数・登録率は目標値に届いていませんが、令和2年度以降大幅に増加しています。また、すべての小学校区で防災訓練が実施され、防災意識の醸成につながっています。
- ・ 現在の地域活動を大切にしながら、市民一人ひとりが少しずつでも地域活動に参加できる活動を増やしていくことが求められます。

これらの現状や課題を踏まえ、地域福祉計画は次のような基本目標、基本方針で進めていきます。

## 地域福祉計画 体系図

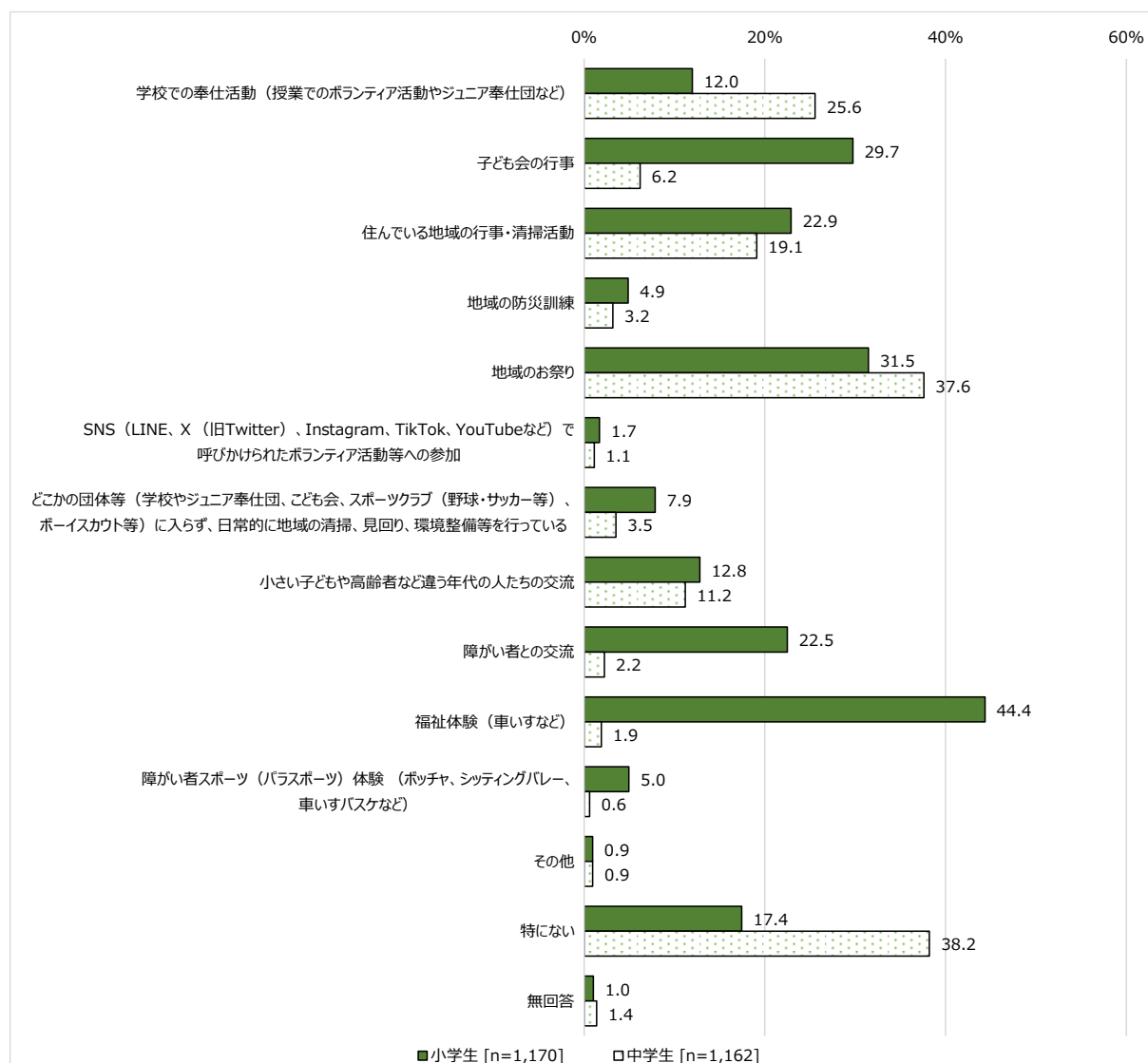


## 基本目標1 みんなが主役！ 支え合う場や機会づくり

### 現状・課題

- ・この1年（令和4年の1年間）で何らかの活動や地域活動に参加した人の割合は小学生が約8割、中学生以上が6割前後となっています。中学生では、小学生に比べて「障がい者との交流」や「福祉体験」といった交流や体験活動が少ない状況です。また、年齢を問わず多くの人が自身の都合にあわせて参加できる活動への希望が高くなっています。
- ・小さいころから、福祉への関心を高め、地域活動への参加を促すため、地域の様々な人との交流を通じて、他者への理解や福祉の心を醸成していくことが重要です。
- ・地域活動への関心や参加意向のある人が多いものの、都合の良い時間に活動したいとする人が多いことから、参加のきっかけの場や気軽に参加できる場・機会を提供していくなど、地域活動への新たな参加のあり方や募集方法などを検討していくことが求められます。

図表12 この1年で参加した活動や行事〔複数回答〕





## 基本方針

### ○地域で支え合う人づくり

自分自身や周りの他者の人権を尊重できるようになるため、小さいころから、人権について学び、考えることや多くの人と交流するなかで互いの理解を進めていくことが重要です。そのため、こどもから大人まで、また、障がいの有無や国籍に関わらず、本市に住む誰もが、地域の一員として活動できるよう、福祉実践教室をはじめ、学校を中心とした年齢に応じた福祉教育の充実を図るとともに、学校以外の場での体験活動の場やパラスポーツ（障がい者スポーツ）の機会を確保することで、年齢を問わず福祉の心が醸成される取組みを進めます。また、地域のつながりの必要性を再認識し、自分自身が暮らす地域への関心や地域活動への理解を深める取組みを進めます。

社会福祉協議会や関係機関と協力し、担い手養成講座などを開催し、担い手の育成支援も行います。

#### 主な事業

|            |                                                                                                                            |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉実践教室     | 小学生から高校生を対象に、「豊かな人間性」、「共に生きる力」を育むことを目的として、高齢者疑似体験などを実施しています。ボランティアの協力を得ながら、福祉の心の醸成を進めます。                                   |
| 地域の担い手養成講座 | ボランティアを行っている人の話を聞いたり、様々な地域活動を広く紹介したりするなど、地域活動に携わったことがない人が参加するきっかけになるような講座を開催し、活動に参加する人のすそ野を広げます。                           |
| 市民後見人養成事業  | 親族でも専門職でもない同じ地域に住む市民が、研修を受けた上で家庭裁判所から選任を受けて、後見人等として活躍するための研修を実施します。研修を修了した人には、後見人のみならず、地域での様々な権利擁護支援に関わる事業への参加ができるよう支援します。 |



<福祉実践教室の様子>



<地域の担い手養成講座の様子>

## ○みんなが学びあう場や機会の創出

市内では、ゆうゆう学級や近隣の大学と連携した講座のほか、市民企画講座など多くの生涯学習の場が展開されており、様々なテーマ、またオンラインによる講座など多様な学びが提供されています。こうした機会を通して地域のことを知ったり、様々な知識や技術を習得したりすることで、地域活動への参加のきっかけにもなります。

地域活動が活性化するためにも、地域の課題や配慮が必要な人への対応など、基本的なことを知っておくことも重要なため、既存の事業等を含め、様々な場や機会の中での学びの広がりにつなげます。

### 主な事業

|             |                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ボランティア勉強会   | ボランティア活動が続けていくモチベーションを高めるよう支援します。                                                                                                                                                                  |
| 大学連携講座      | 小牧市近隣にある大学（主に、愛知文教大学、名古屋造形大学、名古屋経済大学、中部大学、名古屋芸術大学）と連携し、各大学の強みを生かした内容の講座を開催しています。大学の豊富な講師陣から、専門的で質の高い知識、教養及び技能の習得ができるだけでなく、趣味を広めたり、ゆとりある生活と市民相互のつながりを深めたりすることもできます。また、大学は地域との交流や社会貢献を進めることにもつながります。 |
| こまなびカルチャー講座 | こまなびサロン※が独自で短期の講座を企画します。今まであまり開催されなかった講座や、なかなか公民館に足を運べなかった人たちにも参加しやすいように、夜や土日開催の講座もあります。                                                                                                           |

※こまなびサロン…市民のいきいきとした生活のため、市民や大学の協力のもとで多くの分野について学べる講座の企画や運営を行っています。

また、生涯学習市民講師や生涯学習団体の登録受付・紹介・相談等も行っています。



<ボランティア勉強会の様子>

## ○みんなが活動できる場や機会の充実

多くの人が地域活動への参加意向を持っていることから、それぞれの希望に応じた活動ができるよう、市民や事業者と協力をし、地域活動の情報提供や参加者の募集方法などの工夫を図りながら、みんなが活動できる場や機会を増やしていきます。

地域活動などの担い手不足が課題であることから、従来のような活動形態にとらわれず、スポット的な参加やオンラインを活用した参加など、持続可能な新しい地域活動のあり方を検討していきます。

定年退職後の人などには、これまでに培われてきた様々な知識や豊富な経験を地域の中で活かしていただけるよう、地域活動への参加のきっかけづくりを進めます。

また、生涯学習等で学んだことを活かして地域で活躍できる場や機会づくりも進めていきます。

「ココボラ」をはじめ、子どもや若い世代がボランティア活動を続けられる環境を整備し、子どもや若い世代の人が地域の様々な活動やイベント等に参加できるよう取り組みます。

### 主な事業

|                          |                                                                                                                                  |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ココボラ                     | ココボラは、ジュニア奉仕団の卒団生を中心に組織された高校生のボランティア団体です。「ここに 心に 小牧っ子」を合言葉に、市民まつりの福祉展への出展、ココボラ便りの作成、勉強会や児童館・施設から依頼された活動など、様々なジャンルのボランティアを行っています。 |
| 障がい者(児)スポーツ・レクリエーションのつどい | 市内に在住・在勤の障がい者(児)が一堂に会し、楽しく参加できる競技・レクリエーションを通じて相互の親睦を図るとともに、障がい者福祉への理解と関心を深め、障がい者(児)の社会参加につなげます。                                  |



<ココボラの様子>



<障がい者(児)スポーツ・レクリエーションのつどいの様子>

## ○みんなの活動を後押しするしくみや情報提供・啓発の推進

市民の様々な希望に応じた活動ができるよう、地域活動をしたい人と参加者を募っている人のマッチングの機能を充実させます。また、こまき支え合いいきいきポイントを充実させるなど、地域活動への参加者を増やすとともに活動の励みになるよう、活性化を図ります。

加えて、市民に地域活動に関する情報を様々な媒体を通じて提供するとともに、地域活動への参加を促します。

社会福祉協議会などと協働し、地域住民の活動の支援や、各種団体の活動をつなぐといった、地域活動のコーディネート機能を充実します。

### 主な事業

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ボランティアマッチング          | <p>社会福祉協議会 ボランティアセンター（ふれあいセンター内）と、こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」（ラピオ内）では、ボランティア活動をしたい人と、メンバーや参加者を募集している団体をマッチングすることで、ボランティア活動を後押ししています。ワクティブこまきでは、空き時間を利用してピンポイントで活動をしたい人のニーズに応えられるよう、SNS（LINE）でのボランティア情報の配信も開始しています。</p>                                                                                                               |
| こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」 | <p>こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」は、市民活動に加えボランティア活動、地域活動、生涯学習活動等の情報提供やそれぞれの活動をつなぐ多機能型施設です。</p> <p>みなさんの情報交換・発信や交流の場として利用できます。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体登録受付、利用登録受付</li> <li>・活動に関する相談および助言</li> <li>・講座、研修、交流会の開催</li> <li>・ボランティアを行いたい個人と、人材を求めている団体とのマッチング事業</li> <li>・各団体、組織との連携サポート など</li> </ul> |
| こまき支え合いいきいきポイント制度    | <p>支え合い活動に参加する「きっかけ」や続けていく「励み」につながるよう、介護施設やサロンでのお手伝い、地域協議会での困りごと支援の活動に対し、市内限定商品券と交換できるポイントを付与し、活動支援を行います。</p>                                                                                                                                                                                                                 |

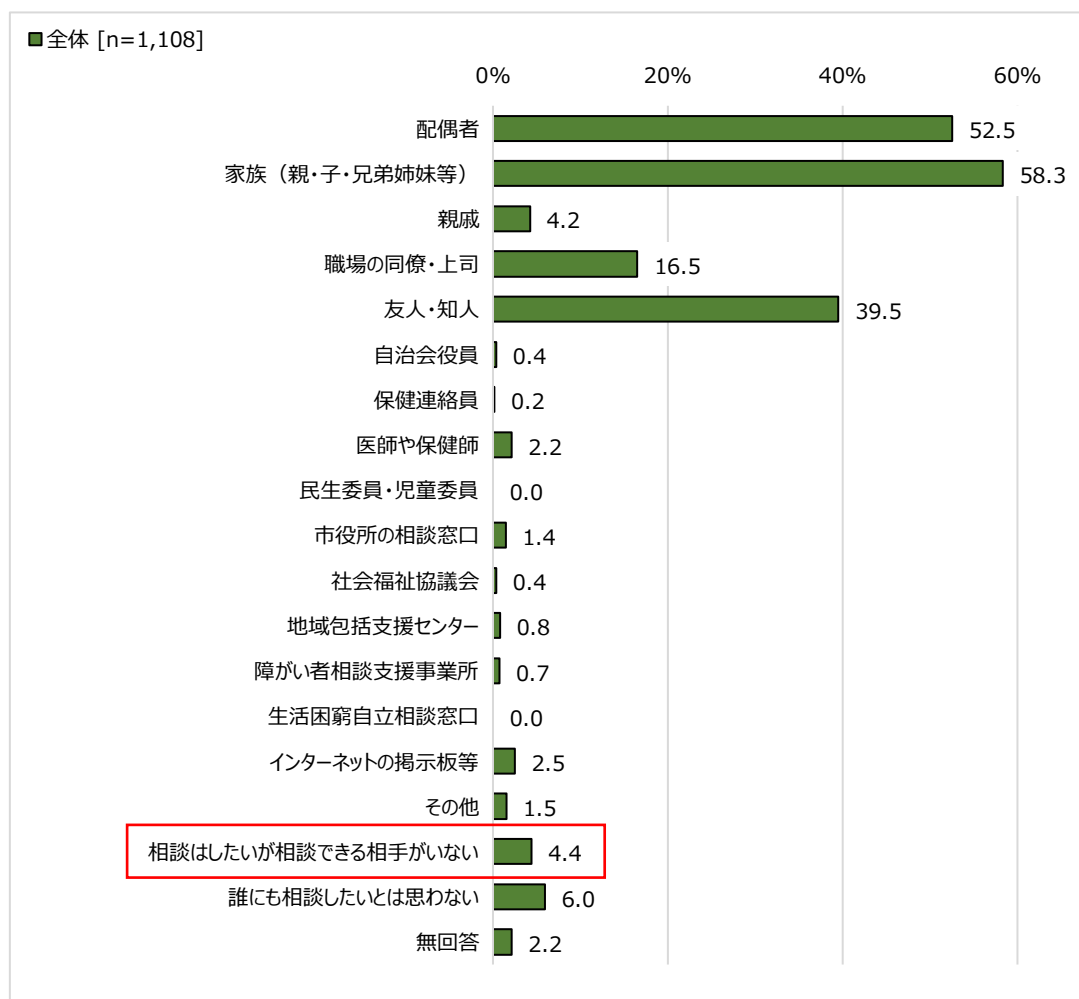


## 基本目標 2 みんなに寄り添う！ 住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制の充実

### 現状・課題

- ・市民アンケート調査によると、地域包括支援センターを「知っている」と回答したのは約 26%にとどまっています。また、日常生活の困りごとの相談相手として、家族や知人が多くなっていますが、約4%の人が「相談したいが相談できる相手がいない」としています。様々な相談機関や窓口が設置されていたり、制度やサービスについて情報提供を行っているものの、相談しづらいと考えていたり、必要な情報が届いていない人もいます。
- ・障がいがある人や介護・介助が必要な人も、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、様々なサポートが必要です。また、安心して暮らすためにも、困ったときなどに適切に相談できる場があることが求められます。市民一人ひとりに寄り添いながら、必要なサポートを適切に提供できる体制を充実させていくことが重要です。
- ・市民アンケート調査で日常生活において不安を感じていることを聞いたところ、「自身や家族の健康のこと」と回答した人が 56.0%と最も多かったため、誰もがそれぞれの状態に応じた健康を維持・向上できるような取組みを進めていくことが重要です。

図表 13 現在の日常生活の困りごとや悩みごとを相談している人（複数回答）



## 基本方針

## ○みんなに寄り添う相談体制の充実

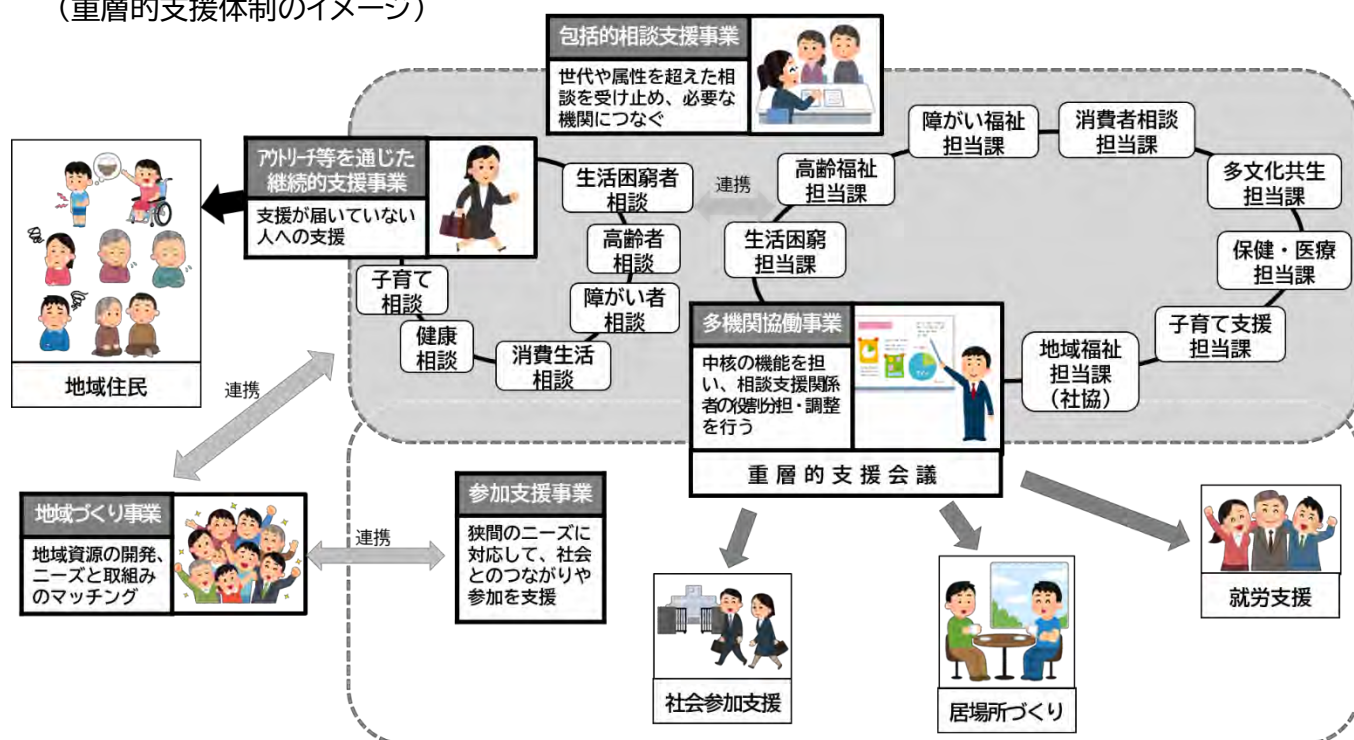
各家庭のニーズが多様化していたり、制度をまたいだ対応が必要など、課題が複合化している人が増えています。相談したい人が相談先に迷うことのないよう、相談窓口同士や関係機関同士の連携強化を図り、それぞれの人に寄り添いながら、必要な情報や適切なサービスにつながるよう、重層的な支援体制を整備します。また、相談対応から迅速かつ的確な支援につなげていけるよう、相談窓口対応のみならず、出張型などの相談体制を充実することで、誰もが相談しやすい体制づくりを進めます。

支援を求める人が必要な情報を入手できるよう、各対象に応じた効果的な情報提供のあり方を検討するなど、情報提供の工夫も進めていきます。

## 主な事業

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>重層的支援体制の整備</b></p> | <p>相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。</p> <p>その他にも、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業、地域づくり事業など、各事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。</p> |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(重層的支援体制のイメージ)



## ○みんなの健康づくりや介護予防の推進

誰もがそれぞれの状態に応じた健康を維持・向上できるよう、まずはそれぞれの健康の状態を知ることが重要です。

誰もが気軽に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、地域活動や生涯学習などと連携を図りながら、取組みを進めます。

加えて、健康づくりや介護予防の活動の動機づけ、活性化に向け、引き続き、ポイント事業やアプリなどの活用を進めます。

### 主な事業

|                              |                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>保健連絡員活動の支援</b></p>     | <p>健康づくりボランティアである保健連絡員やそのOBは、自分や家族、地域の健康に関心を持ち、地域の状況に応じた健康に関する様々な問題に対応できる地域づくりの担い手として活動しています。地域と保健行政のパイプ役として様々な問題を抱える家庭と保健センターとの橋渡しや、安心して子育てができるような顔つなぎ、地区健康展やウォーキング大会の開催により、健康づくりを推進しています。その活動が地域に広がっていくよう支援し、活動の活性化に努めます。</p> |
| <p><b>ウォーキングアプリ alko</b></p> | <p>本市が独自に開発したスマートフォン専用のウォーキングアプリです。歩数だけでなく、歩行時間や消費カロリー、ランキングなども表示されたり、ポイントを獲得して市内限定商品券に交換したり、事業所同士で競争するなど、楽しくウォーキングを続けるための仕組みや機能がたくさん盛り込まれています。</p>                                                                             |



＜健康展の様子＞



＜ウォーキング大会の様子＞



## ○安心な暮らしのサポート体制の充実

市民一人ひとりが、安心して生活が送れるよう、子育て支援サービスや障がいサービス、高齢者サービスなど、多様化するニーズに対し、細やかなサービスを提供します。

多様化するニーズや日々の暮らしの中での課題に対応するため、公的なサービスだけではカバーできない、ちょっとしたお手伝いなどのサービスも必要になってきます。市内ではいくつかの地域で、地域の高齢者のちょっとした困りごとを解決する「おたすけ隊」が活動しています。こうした地域住民の助け合い活動のさらなる充実に向け、市民への周知をはじめとした取り組みを進めます。

### 主な事業

|              |                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>おたすけ隊</p> | <p>おたすけ隊は、地域協議会※を中心とした、小学校区の住民有志で構成される、「地域の高齢者のちょっとした困りごと」を解決するチームです。</p> <p>令和5年10月現在、5つの小学校区で活動されており、庭の草取り、重い物の移動、電球交換、庭木の伐採などを1回400円（活動員1人あたり200円、原則2人で活動）で依頼を受けています。</p> <p>地域協議会だけではなく、自治会の単位で同様の活動をされている地域もあります。</p> |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※地域協議会とは…地域の各種団体や住民が連携・協力し、様々な分野で地域課題の解決などに向けて、知恵と力を出し合っていく組織です。具体的には、地域づくりミーティングの開催、地域ビジョン（将来像）の策定、地域の課題解決のための事業や地域住民のつながりを深めるための事業の企画・実施を行っています。市は地域協議会の取り組みに対して、条例に基づき人的支援や財政支援などを行っています。



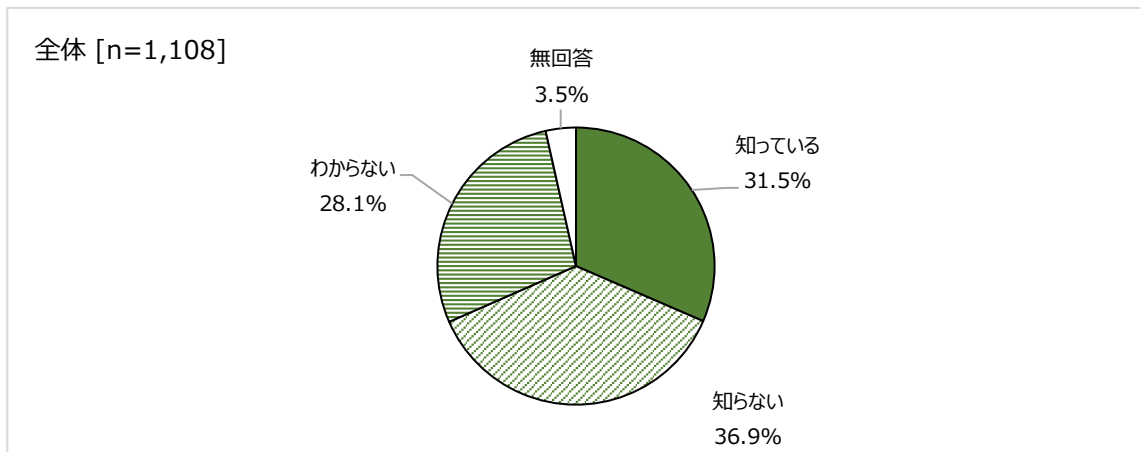
<おたすけ隊 活動の様子>

### 基本目標3 みんなで守る！ 安全で暮らしやすい環境づくり

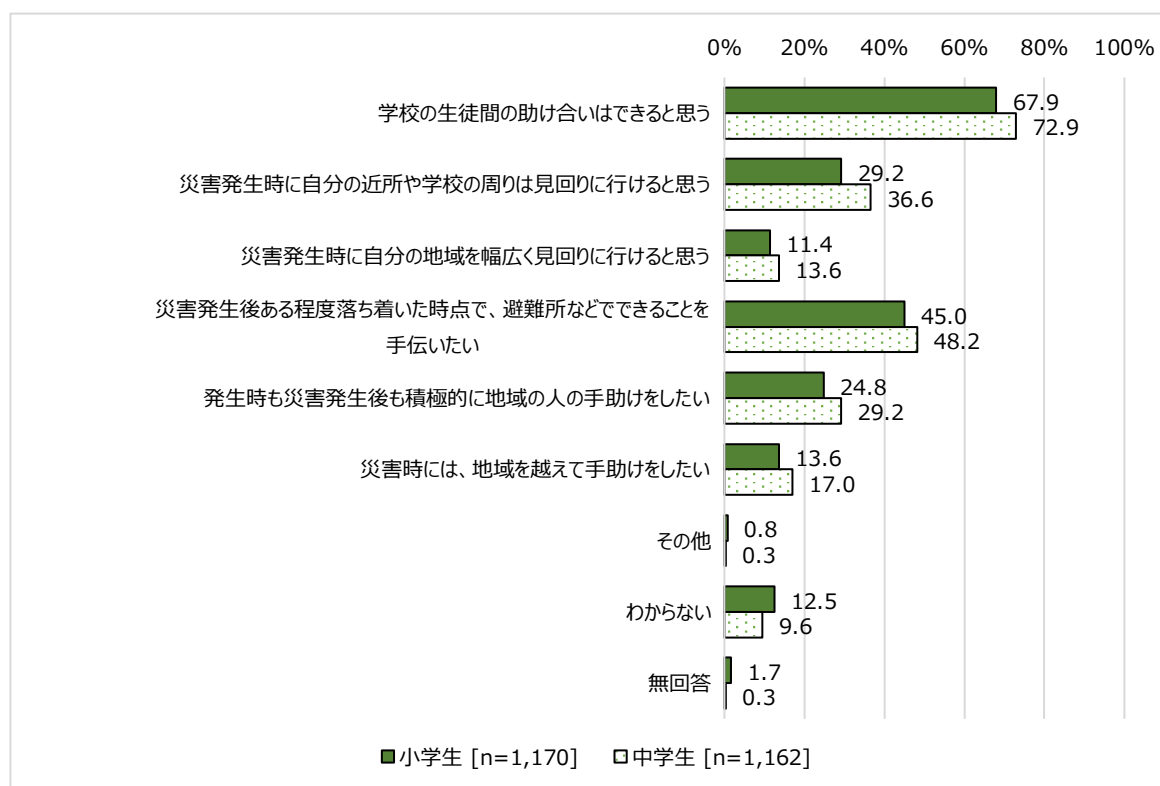
#### 現状・課題

- ・自身の人権が守られているかを10点満点で聞いたところ、小学生の平均が8.0点、中学生が8.1点、市民は6.5点でした。
- ・こどもの権利やこどもの権利条約の認知度は、小学生で4割弱、中学生で3割弱、一般市民では約3割でした。市全体でこどもの権利の理解促進を進めることが重要です。
- ・市民一人ひとりがそれぞれの人権が尊重された生活が送れるよう、それぞれの人が権利擁護の意識を醸成していくことが重要です。
- ・災害時に地域の一員としてできると思うことについて、中学生では、3割以上が「災害発生時に自分の近所や学校の周りの見回り」と回答し、「地域の人の手助けをしたい」との回答も3割でした。
- ・地域での関係づくりが希薄化する中で安全な暮らしを支えるため、行政だけでなく、事業者や市民などが協力して見守りの体制を整備するとともに、市民一人ひとりが、日常的に周りの人に目配りを行い、安全な地域社会づくりを一層進めることが期待されます。加えて、誰もが安全に暮らせるよう、基本的な社会基盤を整えることや、災害時に備えた防災意識を高めていくことが重要です。

図表 14 こどもの権利やこどもの権利条約の認知状況（一般市民）



図表 15 災害時に地域の一員としてできること〔複数回答〕



## 基本方針

### ○権利擁護支援の推進

こどもから高齢者まで、それぞれの人が自分や他者には守られる権利があり、それぞれの権利を尊重することが大切であることを一層認識することで、多くの人が今より暮らしやすい社会を作っていくことができます。そのためにも、それぞれの年齢に応じて、自分や他者の権利について学ぶ機会を設け、市全体で権利擁護の意識の醸成を進めます。

また、こどもの権利については、こども本人や保護者だけでなく、市民全体が正しく理解することで、地域全体でこどもを守ることにもつながります。学校だけでなく、市民全体がこどもの権利を学ぶ場や機会づくりを進めます。

加えて、権利擁護支援センターの周知を図ることで、必要な時に必要な支援制度の利用につながるよう、認知度向上に向けて取り組みます。

#### 主な事業

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人権教室           | 他人の人権について認め合う気持ちを持ってもらい、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的として、人権擁護委員が小学校、中学校、保育園・こども園を訪問し、人権に関する授業を行う人権教室を実施します。                                                                                                                                                                                                                          |
| 尾張北部権利擁護支援センター | <p>認知症、知的障がい、精神障がいなど判断能力に心配のある人の権利を守るための事業を計画的に実施するため、市では、成年後見制度の利用促進にかかる法律（平成28年法律第29号）に基づき、小牧市成年後見制度利用促進計画を策定し、尾張北部権利擁護支援センター（小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の共同で設立）を「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関」と位置づけ事業を推進しています。</p> <p>尾張北部権利擁護支援センターでは、困りごとや相談への対応などにより、成年後見制度の利用が必要な人（認知症、知的障害や精神障害のため、日常生活を送るうえでの判断能力が十分でない人）を支援し、必要に応じて他の適切な相談機関と連携していきます。</p> |

（権利擁護支援のイメージ）



## ○安全に暮らせる目配り・見守り体制の充実

誰もが住み慣れた地域で生活をするためには、公的なサービスだけではなく、地域住民の見守りなどが大きな支えとなります。また、地域住民の地域への緩やかな目配りや見守りは地域の防犯にもつながり、それは、こどもが安心して遊べる環境づくりにもつながります。

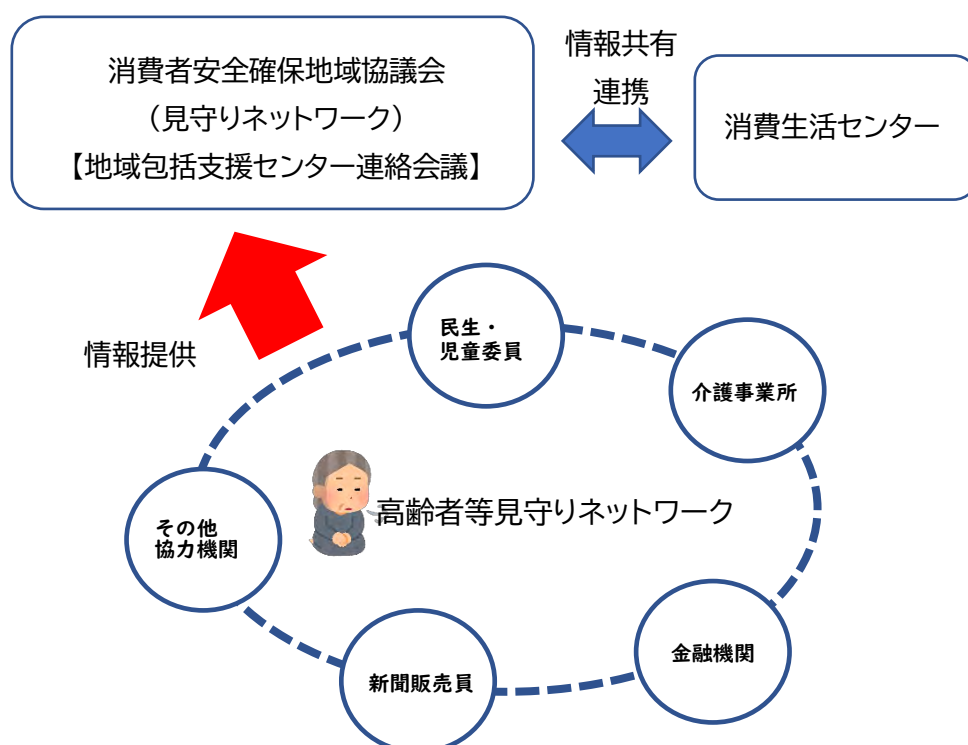
そのため、こどもから高齢者までそれぞれの人が無理なく日常的にできることを有機的につなげる目配り・見守り体制の構築や、普段からのあいさつや声かけなどによる地域とのつながりや孤立化の防止など、事業者や行政も加わり、市全体の見守りの輪づくりを進めます。

地域ぐるみの見守り体制の充実により、こどもや高齢者、障害のある人などに対する虐待防止や、その早期発見にもつながっていきます。

### 主な事業

|                         |                                                                                                                      |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 笑顔で さきがけ<br>あいさつ運動      | 市民、小牧市青少年健全育成市民会議の関係団体、市内企業が市民総ぐるみの活動として、無理のないように、できる範囲で、できる人が、できる方法であいさつを行います。                                      |
| 自主防犯パトロール団体支援           | 地域のつながりを深め、防犯意識の高揚のため、自主防犯パトロール団体の立ち上げを支援し、補助金を交付します。                                                                |
| 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク) | 多様な見守りの担い手が日々の見守りの中で発見した消費者被害の情報を消費生活センターへの相談につなぐことによって、高齢者や障がい者など、消費生活上特に配慮を要する消費者を見守り、消費者被害を未然に防ぐため、関係機関との連携を行います。 |

(消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)のイメージ)





## ○安全に暮らせる基盤整備

災害発生時にできるだけ被害が最小限に抑えられるよう、日ごろから市民全体が防災・減災の意識を高めておくことが重要です。そのため、防災・減災の備えの情報や訓練の機会を提供するほか、避難行動要支援者についての周知・名簿の登録などが進み、地域全体で手助けが必要な人を支えていけるよう、基盤の整備を進めます。また、災害発生後に被災者に支援が行き届くよう、災害を想定した備えを充実させます。

中学生では、災害時などに地域の人を手助けしたいとの声も挙げられていることから、学校と連携した防災教育などを進めることで、こどもや若い世代の防災意識を高め、こどもや若い世代を巻き込んだ災害時の体制づくりにつなげていきます。

### 主な事業

#### 災害時避難行動要支援者台帳を活用した安否確認訓練

区単位で、災害時避難行動要支援者台帳を活用した訓練の実施を支援します。

#### 【安否確認訓練 小木上区の例】

小木上区では、安否確認を行う支援者を次のような3段階に分けています。

第一支援者：家族や近隣の人（同意を得た人）。

第二支援者：要支援者の所属する組の組長。

第三支援者：自主防災役員、区役員、民生・児童委員。

区では毎年訓練を行っており、まず、家族等の第一支援者からの報告があり、報告がなかった要支援者に対して、第二・三支援者である組の組長や、自主防災役員、区役員等が安否確認に出向く訓練を行いました。

こうした訓練を毎年行うことで、同じ地域に暮らす人達による日頃の見守り体制づくりとなっています。



<安否確認訓練の様子>

## ○再犯の防止と地域共生

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、再犯者の割合は上昇傾向にあるため、安心して暮らすことができる社会を実現するためには再犯を防止することが課題となります。

平成 29 年 12 月の「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行により、地方再犯防止推進計画を策定することが市の努力義務となりました。本市においても、再犯防止推進計画を策定し、計画の取組みを推進することにより、様々な生きづらさを抱えた人が地域の中で孤立することなく生活できる地域共生社会の実現を目指します。

また、「社会を明るくする運動 小牧市民大会」の開催により、犯罪や非行の防止、更生についての周知を行います。

### 主な事業

|                      |                                                                                                                          |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小牧市再犯防止推進計画          | 犯罪や非行をした人が社会から孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。                                                    |
| 社会を明るくする運動<br>小牧市民大会 | 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、小牧保護区保護司会、小牧市更生保護女性会等の協力により、大会を開催し、周知を行います。 |



<社会を明るくする運動 小牧市民大会の様子>







## 第2部 分野別計画

### I 地域福祉分野

#### 第1章 地域福祉計画

##### 小牧市再犯防止推進計画

# 小牧市再犯防止推進計画

## ○ 再犯防止を取り巻く背景と計画趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成15年以降から減少傾向にあるものの、刑法犯により検挙された者のうち、初犯者数が大幅に減少しているため再犯者の割合は上昇傾向にあり、令和4年は47.9%と約半数は再犯者となっています。

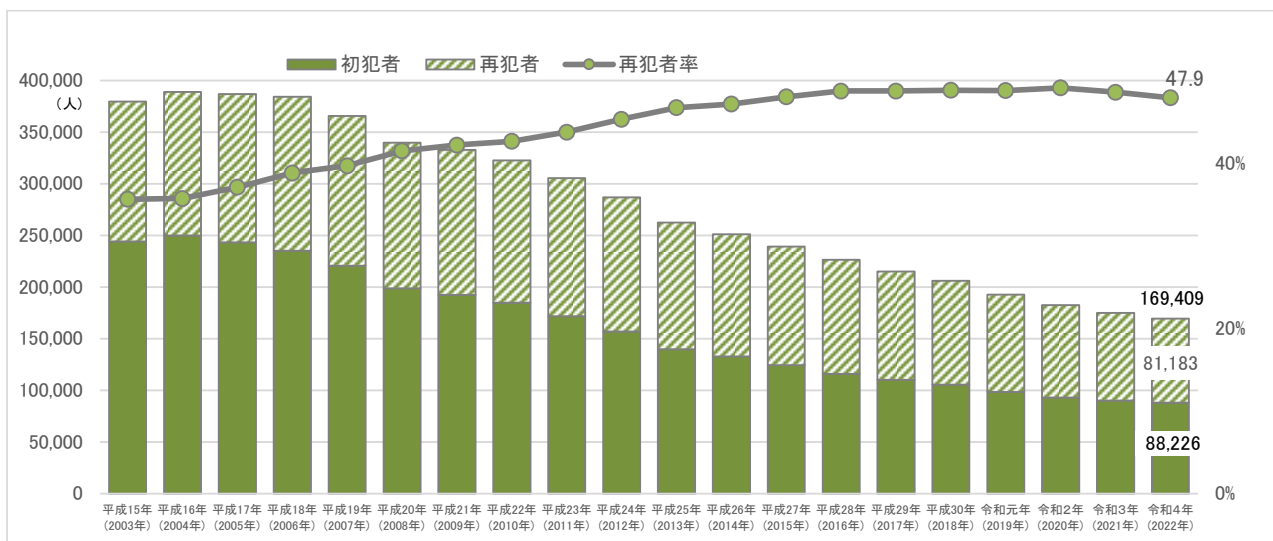
このような中、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、現在及び将来にわたり安全に、かつ、安心して暮らすことができる社会を実現するために、再犯を防止することが重要な課題となっています。犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう、再犯防止のための施策を推進するため、小牧市再犯防止推進計画を策定します。

## ○ 計画の位置付け

この小牧市再犯防止推進計画は、平成29年12月に公布・施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」として位置付け、小牧市地域包括ケア推進計画に包含することで、一体的な支援体制の構築を図ります。

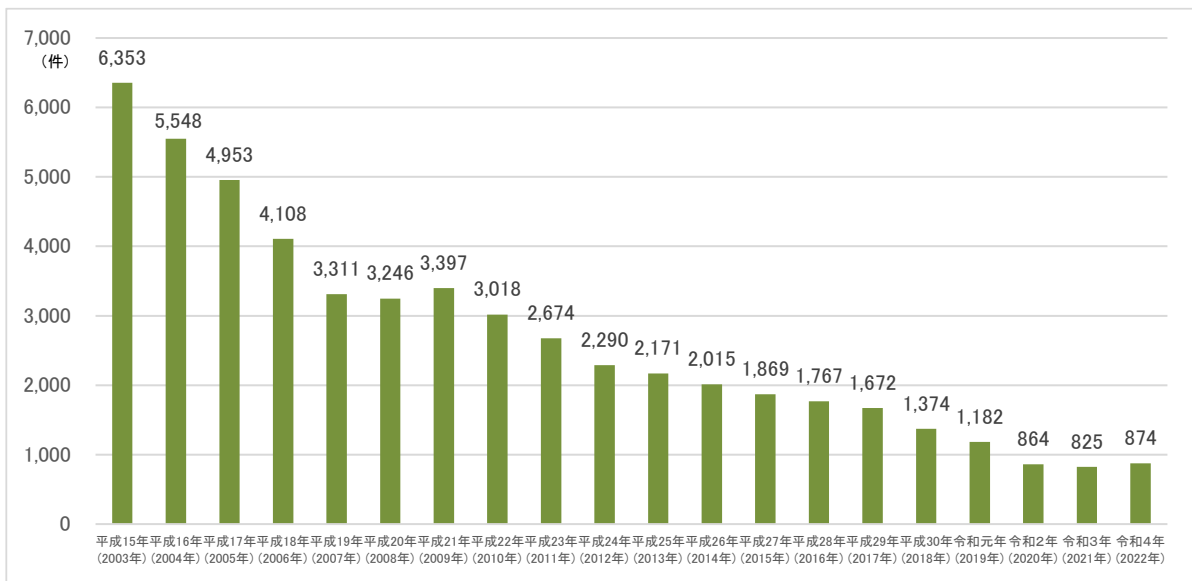
## ○ 再犯防止の状況

### ・再犯者数の推移（平成15年～令和4年）



<警察庁犯罪統計資料より抜粋>

## ・小牧市の刑法犯認知件数の推移（平成15年～令和4年）



## ・国の動き

政府は、再犯防止推進法を受け、国の再犯防止等に関する施策を定めた「再犯防止推進計画（平成29年12月に第一次、令和5年3月に第二次）」を閣議決定し、計画に掲げられた7つの重点課題について取り組んでいます。

### 7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

## ・県の動き

県では、再犯防止推進法に基づき、犯罪をした者等が責任ある社会の構成員として円滑に社会復帰でき、安全安心なまちづくりを促進することを目的として、令和3年3月に「愛知県再犯防止推進計画」を策定しました。国の方針を踏まえ、関係機関・団体等の連携を強化し6つの重点課題について取り組んでいます。

### 〔6つの重点課題〕

- I 国・民間団体等との連携強化
- II 就労・住居の確保
- III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等

V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等

VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

## ○ 計画の方向性

犯罪をした者等の中には、疾病や貧困など様々な生きづらさを抱え、無職者及び住居不定者等、生活基盤が整っていないため犯罪を繰り返すケースが少なくありません。犯罪をした者等を起訴猶予などの刑事司法手続の入口段階での支援や満期出所などの出口支援として、福祉機関につなげて社会復帰させるための環境を整える必要があります。こうした人を孤立させないため、地域福祉計画の基本理念、基本目標、基本方針を踏まえ、以下のとおり取組みを展開します。

### ・就労・住居の確保や福祉サービスの提供

自立した生活を維持できるよう市営や県営住宅などの公営住宅への入居情報を提供するとともに、ハローワークや協力雇用主との連携を通じて就労支援に努めます。また、犯罪をした者等が適切な支援を受けることができるよう、小牧保護区保護司会並びに、検察庁や弁護士会、警察、矯正施設、保護観察所等の関係機関（以下「刑事司法関係機関」という。）などと連携し、必要に応じて重層的な福祉的支援の情報提供や相談支援を行います。

### ・再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

再犯防止に関する市民の理解と関心を深めてもらうため、小牧保護区保護司会や小牧市更生保護女性会、小牧市更生保護協力雇用主会など地域で更生保護に携わる活動を行う民間協力者（以下「民間協力者」という。）と協力して、犯罪や非行のない明るい地域社会を築く「社会を明るくする運動」を推進します。また、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識の習得など薬物乱用の未然防止や非行防止に対する普及啓発を行います。犯罪をした者等の社会復帰に向けた支援について、市民に対し理解の醸成を図るとともに多言語での情報発信に取り組みます。

### ・民間協力者の活動の促進

民間協力者の更生保護活動に関して、必要な各種情報の収集や提供の協力を努めるとともに、その活動を円滑にするために、継続的な財政支援や活動の場の拠点となる「更生保護サポートセンター小牧」の運営を支援します。また、協力雇用主に対して、市が発注する建設工事の入札参加における総合評価値に、社会貢献の度合いに応じて市独自点を加算し支援します。

### ・民間協力者や刑事司法関係機関との連携・協力の推進

民間協力者や刑事司法関係機関などと協力して市内企業に対し、協力雇用主制度への理解と周知を図ります。また、犯罪をした者等に対する社会復帰支援や再犯防止の取組みに関して、必要に応じて国や県を始め、民間協力者や刑事司法関係機関などと情報共有を図り、その更生保護に関わる活動を相互に協力し推進します。



## 第2部 分野別計画

### I 地域福祉分野

#### 第2章 地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)



## 第2章 地域福祉活動計画(社会福祉協議会)

### 1 基本的な考え方

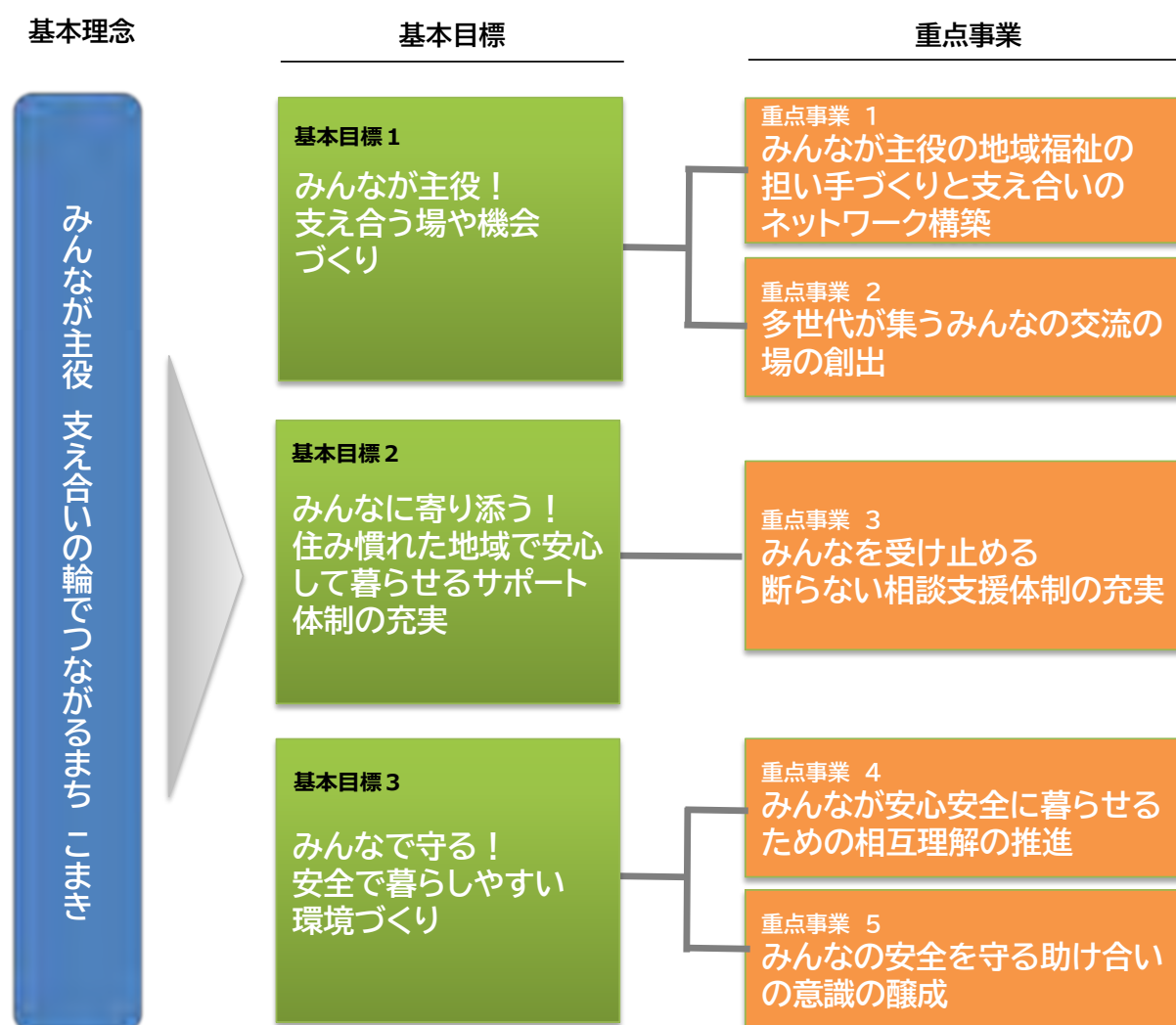
地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する中心的な法人である社会福祉協議会が策定する計画です。

地域福祉の推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実現・実行するための活動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、車の両輪であるといえます。

本市の「地域福祉活動計画」では、「小牧市地域包括ケア推進計画」における「地域福祉計画」に掲げる施策、事業の中で、計画期間内に特に優先的かつ重点的に推進すべき取組みを設定し、『重点事業』として位置付けました。『重点事業』は、様々な施策・事業が複合的に関わる横断的な取組みであり、相互に連携を持たせながら推進することを考えています。

「地域福祉活動計画」では、5つの重点事業を掲げていますが、各事業を単独で推進するのではなく、それぞれの事業が連携しながら推進することが重要です。そこで、5つの重点事業を、地域住民とともに、一体的に推進することとします。

### 地域福祉活動計画 体系図



## 2 地域福祉活動計画においてそれぞれに期待される役割



## 重点事業 1 みんなが主役の地域福祉の担い手づくりと支え合いの ネットワーク構築

現在活動しているボランティアの高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手の発掘や育成が重要です。社会福祉協議会は、これまでも、子どもたちに対する福祉教育や様々なボランティア養成講座などを開催し、市民の意識や関心は少しずつ高まっていますが、地域課題が複雑化、多様化する中で、地域活動に関わってきていない人をはじめ、子どもや外国人など、多様な担い手を巻き込んでいくことが求められます。そのため、地域福祉や地域活動への関心を高める工夫をし、担い手づくりを進めていきます。

また、少子高齢化がますます進行していく中で、地域課題を解決していくためには、地域の支え合い、助け合いが大変重要になってきます。一方で、近所づきあいなど地域の結びつきは希薄化が進んでおり、地域の中で支え合いができる関係性作りを支援していきます。

### <取組みの方向性>

#### ① みんなで進める地域福祉への理解促進と多様な担い手の育成

市や社会福祉協議会では、学校や関係機関と連携しながら、小学生、中学生、高校生、そして大人と、各世代に応じた福祉教育の充実を図ります。地域の担い手講座等の企画を通して、様々な市民に地域福祉へ興味を持っていただくことで、ボランティア養成や地域の担い手育成につなげていきます。また、これまであまり地域に関わってこなかった人にも地域のことを知ってもらい、関心を持ってもらうために、情報発信などの工夫をすることで、若い世代の人から外国人まで多様な担い手の発掘を進めます。

みんながいつまでも元気で活躍できる長寿社会を目指し、専門職と連携しながら、介護予防リーダー養成研修を開催し、介護予防を推進するための担い手づくりを支援します。

さらに、担い手づくりにおいては、都合の良い時のみ参加できる工夫やオンラインを活用した参加方法、また SNS を活用した参加者募集の方法など、新たな地域活動の形を検討していきます。

## ■ 各世代に応じた福祉教育の充実

各世代に応じて、一緒に行事に参加したり、体験活動等を経験できる機会などを増やし、小・中学生、高校生、大人へと福祉への関心を高めていくことができるプログラムを学校や関係機関と連携を図りながら進めていきます。

| 小学生                                                                                 | 中学生                                                                                                       | 高校生                                                                                | 大人                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>～福祉の体験～</b><br>心を育てる<br>気づき、発見<br>○高齢者や障がいのある人と一緒に行事に参加<br>○車いす体験や手話等の福祉実践教室への参加 | <b>～福祉の理解～</b><br>活動目的を意識する<br>地域の一員として自覚<br>○ジュニア奉仕団への参加<br>○地域活動に貢献<br>○福祉施設やサロンでの体験学習への参加<br>○防災訓練への参加 | <b>～福祉の実践～</b><br>主体的な活動展開<br>社会とのつながり<br>○ココボロ活動の企画、実践<br>○大人と関わり福祉活動できる場への参加     | <b>～課題の解決～</b><br>継続的な活動実施<br>地域づくりを目的とした活動実践<br>○地域活動への参加<br>○地域の情報発信<br>○後任の育成    |
|    |                          |  |  |
| 車いすの使い方を学習                                                                          | 赤い羽根の共同募金                                                                                                 | 福祉展での活動                                                                            | 庭木の剪定                                                                               |

## ■ ふれあい・いきいきサロン勉強会（サロン向け勉強会）

サロンの代表者やボランティアを対象に、情報交換やつながりづくりを兼ねて、サロンで実施できる体操から、スマートフォンの使い方等、サロンの運営などに役立つ、様々なテーマの勉強会を開催していきます。



<スマホ勉強会の様子>

（主な事業）ふれあい・いきいきサロン勉強会、介護予防リーダー養成研修（専門職との連携）等



## ② みんなで支え合うネットワークづくり

小学校区等を単位とする「ふくし座談会」を通じて、それぞれの地域のニーズや課題、そして今後の地域の在り方を話し合い、課題解決に向け考える場を設けることや、地域の交流の場の運営支援などを通じて、地域主体で課題解決に取り組んでいけるような地域内のネットワークの構築強化や、地域のつながりづくりを進めていきます。また、企業との連携協定を進め、地域の一員として各企業が得意としていることを地域で発揮してもらい、地域の課題解決につながるなど、地域住民や企業を巻き込んだ支え合いネットワークの形成を推進します。

地域での支え合いや助け合いが可能となるよう、地域支え合い推進員が中心となり、地域の様々な地域福祉活動を含めた地域資源の集約、ニーズとのマッチングを行うなど、地域での支え合い活動の支援を進めます。

(主な事業) 小学校区単位のふくし座談会、地域協議会との連携、企業による地域貢献活動(企業との連携協定)、ふれあいセンターを活用した地域との交流 等

### ■ 小学校区単位のふくし座談会

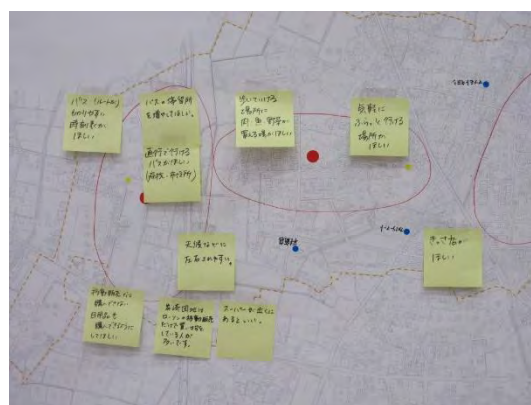
ふくし座談会とは、地域住民や福祉関係者が地域の特性や課題を共有して、その課題を解決するための取組みをみんなで考える場です。

小学校区や、地域協議会など様々な単位のグループで、区関係者、民生・児童委員、サロンの代表者、ボランティア、地域協議会等の地域住民、さらに、地域包括支援センター等の専門職など多様な関係者が集まり、テーマに基づき、話し合いを行います。

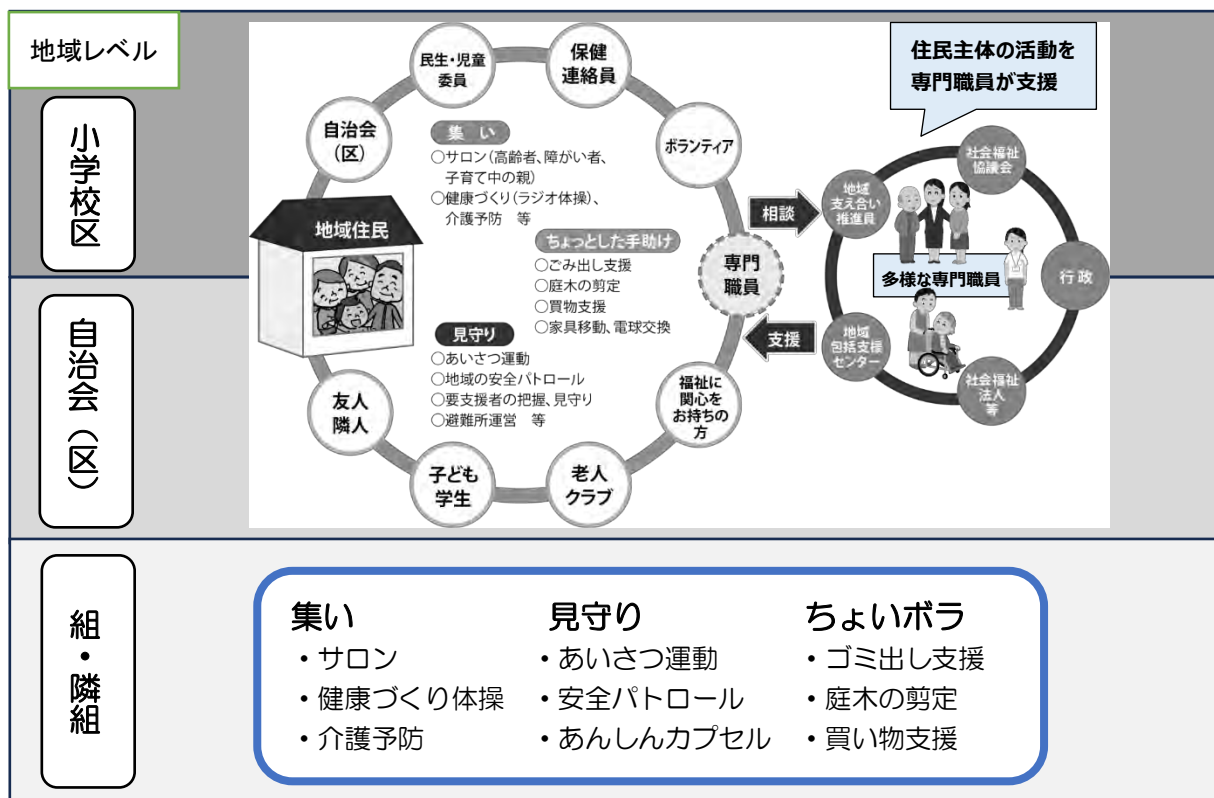
日々の地域からの相談や地域ケア会議等で出されるテーマを取り上げており、令和5年度は、「買い物に困っている人を地域でどう支えるか～買い物をきっかけとした地域の交流の場作り～」をテーマに座談会を実施しました。小学校区ごとの地図に買い物ができる場所や、買い物に困る地域の情報を出し合い、交流ができる場所をマッピングし、地域で必要な取組みを考えました。



<ふくし座談会の様子>



<令和5年度のふくし座談会で作成したマップ>



<小牧市の地域福祉ネットワーク>

## ■ 企業による地域貢献活動

現在、企業による様々な地域貢献活動が実施されています。例えば、サロンまでの移動手段がない人への支援として、社員送迎用の車両が空いている時間に、サロン利用者をサロンまで送迎する取組みや、自社農園で獲れた野菜をこども食堂へ提供するという活動があります。また、買い物ツアーの受け入れをしているスーパーにおいて、イートインスペースを地域住民の交流の場として開放するなどの取組みもあります。



<買い物支援と地域の見守り活動推進に関する  
市・企業・社会福祉協議会の三者協定>



<社員送迎用車両による移動支援>

## 重点事業 2 多世代が集うみんなの交流の場の創出

核家族化や近所づきあいの希薄化が進み、また一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増える中で、地域の中に誰もが気軽に集える場があることは、社会からの孤立を防ぐためにも重要です。

社会福祉協議会では、子育て中の人や高齢者、障がいのある人などが、地区の会館等に来る『ふれあい・いきいきサロン』の活動支援を進めてきました。多世代での交流の場は、育児のストレスがたまりないように、介護の必要な状態にならないように、また認知症予防としても有効な集まりとなっています。

ふれあい・いきいきサロンを含め、多世代が集う交流の場のさらなる創出や、地域住民での新たなつながりが生まれるような取組みを進め、地域住民同士のつながりの強化、支え合いの関係性づくりを推進していきます。

### <取組みの方向性>

#### ① みんなが集う地域の福祉拠点の創出

既存のふれあい・いきいきサロンを軸にして、こどもから高齢者まで、また障がいのある人も含め、幅広い世代の住民が集い、年齢や国籍などを問わず、地域の中での横のつながりができるよう、ふれあい・いきいきサロンの多様化、横展開を支援します。サロンが、誰もが集え、困りごとを相談できたり、また健康づくり、仲間づくりの場となり、地域の福祉拠点として機能するよう、活動を支援していきます。

また、こども食堂・地域食堂の立ち上げや開催支援を行い、こどもや地域住民が気軽に来ることができる場の創出につなげます。

さらに、住民主体のこまき山体操の開催を支援し、地域単位での介護予防の場の創設をサポートします。

(主な事業) 誰もが参加できる、誰もが役割を持てる地域の集いの場の創設、ふれあい・いきいきサロンの立ち上げ・開催支援、こども食堂・地域食堂の立ち上げ・開催支援 等

### <サロン=地域の福祉拠点イメージ>

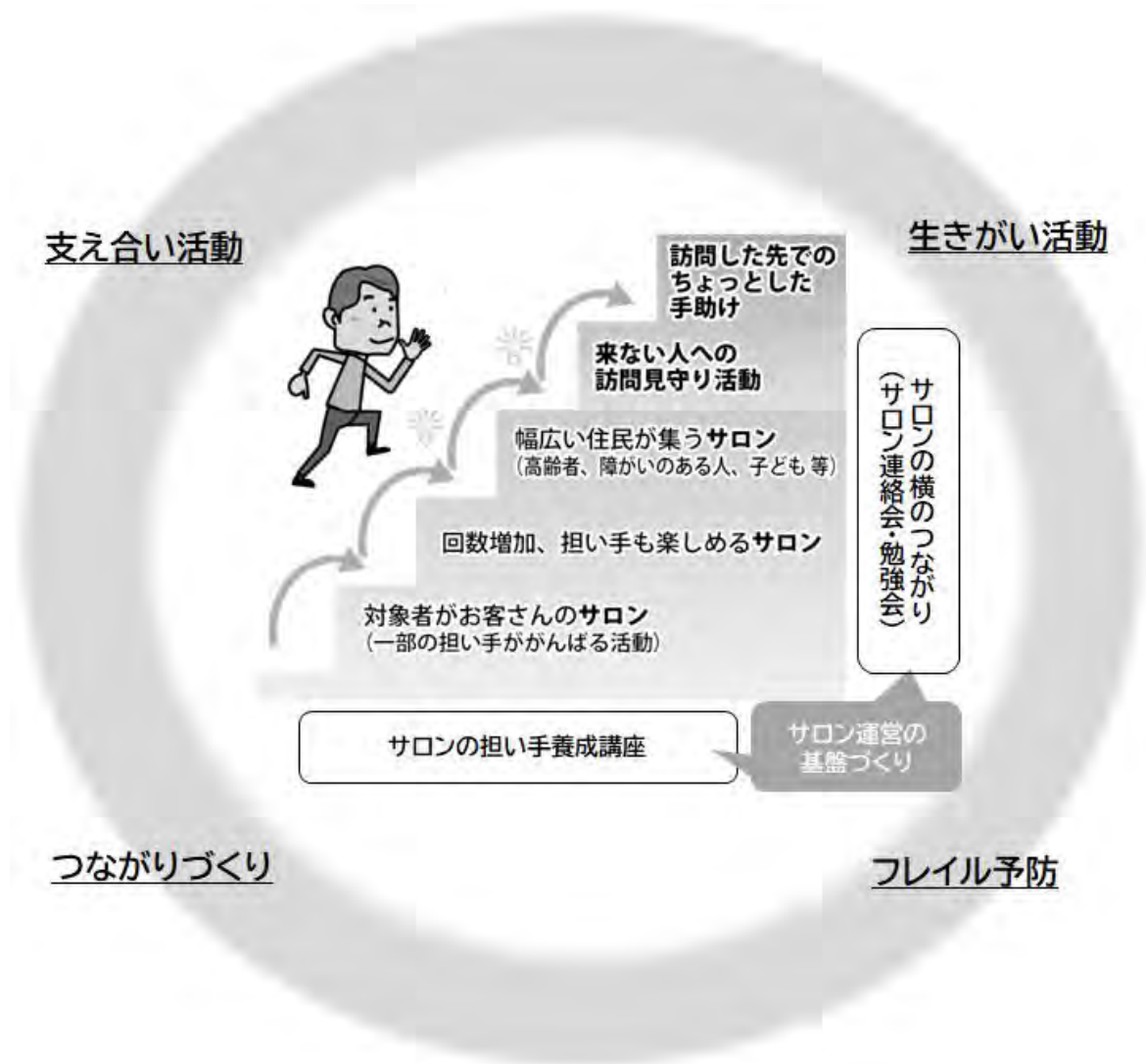




## ■ ふれあい・いきいきサロンの活動支援

地域のサロンが、地域のあらゆる人にとって、気軽に集える場となり、サロンをきっかけに、つながりづくりや生きがい活動につなげるとともに、地域の支え合い活動の起点になるよう、サロン連絡会やサロンの担い手養成講座の実施などを通して支援していきます。また、地域住民にとってサロンが一番身近な相談の場や、介護予防の場ともなるように、市や関係機関と連携し、サロンの活動支援を一層進めていきます。

### <集いの場(サロン)からの発展イメージ>



## ■ こども食堂の立ち上げ、運営支援

こども食堂では、様々なこどもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供しています。こどもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障がい者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。

社会福祉協議会では、こども食堂・地域食堂の立ち上げや運営支援を行っていますが、今後の充実に向け、一層支援を推進します。



<こども食堂の様子>

## ■ 住民主体のこまき山体操の展開

こまき山体操は、小牧市のメインキャラクター「こまき山」にちなんだ、相撲の基本型を応用した小牧市オリジナルの体操です。身近な地域での住民主体のこまき山体操の開催が広がるよう、立ち上げや開催の支援をしていきます。

## ② みんなで知恵を出し合い作る、地域の個性が光る新たなつながりの創出

地域には様々な資源があります。その資源を地域のみんなの知恵でつなげたり、新たなつながりを作るなど、地域の個性が光るつながりが生まれるよう、地域に働きかけを行います。具体的には、法人・企業等と連携した移動販売や青空市場など、みんなが集う場ができることで、そこを拠点に、近隣住民と顔見知りになり、世代を超えた新たな交流やつながりが生まれるよう、地域での働きかけを行います。

また、法人、企業、サービス事業所の協力を得ながら、買い物困難な地域を対象にした、移送支援を引き続き進めていきます。

(主な事業) 移動販売車の地域展開、法人による地域貢献活動「買い物移送支援」の推進 等

### ■ 買い物支援をきっかけとした、新たな居場所やつながりづくり

本市では、企業との連携により、令和2年度より、自宅周辺にスーパー等がなかったり、移動手段がない等で買い物に困っている地域を対象に、移動販売車による買い物支援を始めました。移動販売車が来ることで、単に買い物をするにとどまらず、買い物をしに来た人が自然と言葉をかわし、顔見知りになり、人と人がつながる居場所が生まれています。

今後、移動販売車が来る場所や日時にあわせて、誰もが来られる交流の場を設けたり、高齢者の見守りの一環としたり、またこどもの買い物の練習の場とするなど、移動販売をきっかけに、地域の居場所やつながり、そして新たな福祉活動が生まれるよう、取組みを工夫していきます。また、移動販売に加え、買い物への移送支援の活動を通して、地域住民の交流や外出のきっかけづくりも進めていきます。



<サロンにおける移動販売>



<移動販売をきっかけとした交流>



<移送支援の待ち時間に

イートインスペースを活用した交流>



<買い物への移送支援>

## 重点事業 3 みんなを受け止める断らない相談支援体制の充実

これまで、こども・障がい者・高齢者といった対象者や、生活困窮、虐待などリスク別の支援が主でしたが、近年、いわゆる「8050 問題※」やダブルケアなど複合的な課題を抱えているケースや、社会的孤立、ヤングケアラーなど生きる上での困難、生きづらさはあるが、既存の制度の対象となりにくいケースなど、従来の支援体制では解決が難しく、支援が円滑に進まないケースが増加しています。そうした複合化、複雑化した課題や制度の狭間の課題を解決するために、地域住民の様々な困りごとに寄り添い相談ができる包括的な相談支援体制を整備、充実していくことが求められています。

市と社会福祉協議会では、これまでも日常生活圏域ごとに『地域支え合い推進員』の計画的な配置や出張相談の実施などにより、相談体制の充実に努めてきましたが、すべての人々の相談を断らず受け止め、課題解決のためにつながり続ける支援体制の充実に一層取り組んでいきます。

※80代の親が50代のこどもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のことをいいます

### <取組みの方向性>

#### ① みんなを受け止める断らない相談支援の充実

誰もが困ったり助けを必要とする際に、どこに相談したらよいかわからないといったことがないよう、すべての人の相談をワンストップで受ける包括的な相談支援を進めていきます。

複雑化・複合化した課題をもつ人や家庭に寄り添い、必要な情報や適切なサービスに迅速かつ的確につながるように、市と協働して、部門横断的な支援体制の充実を図ります。

(主な事業) 各相談支援機関が連携した合同事例検討会、勉強会等の開催 等

#### ② だれも独りにしない、つながり続ける支援体制の構築支援

相談者の課題を解きほぐし、課題が複雑化、深刻化する前に適切な支援につなげたり、制度の狭間の課題にも関係機関が横断的に支援にあたれるよう、地域ケア会議、多機関連携会議の開催等を通して関係者間の情報共有や連携の強化を支援します。

また「8050問題」やヤングケアラー、ひきこもりなどの課題の早期発見、早期支援に向け、定期的な訪問などにより継続的につながり続ける対応の充実を図るとともに、社会とのつながりを作るための支援や、誰もが交流できる場の充実を図ります。

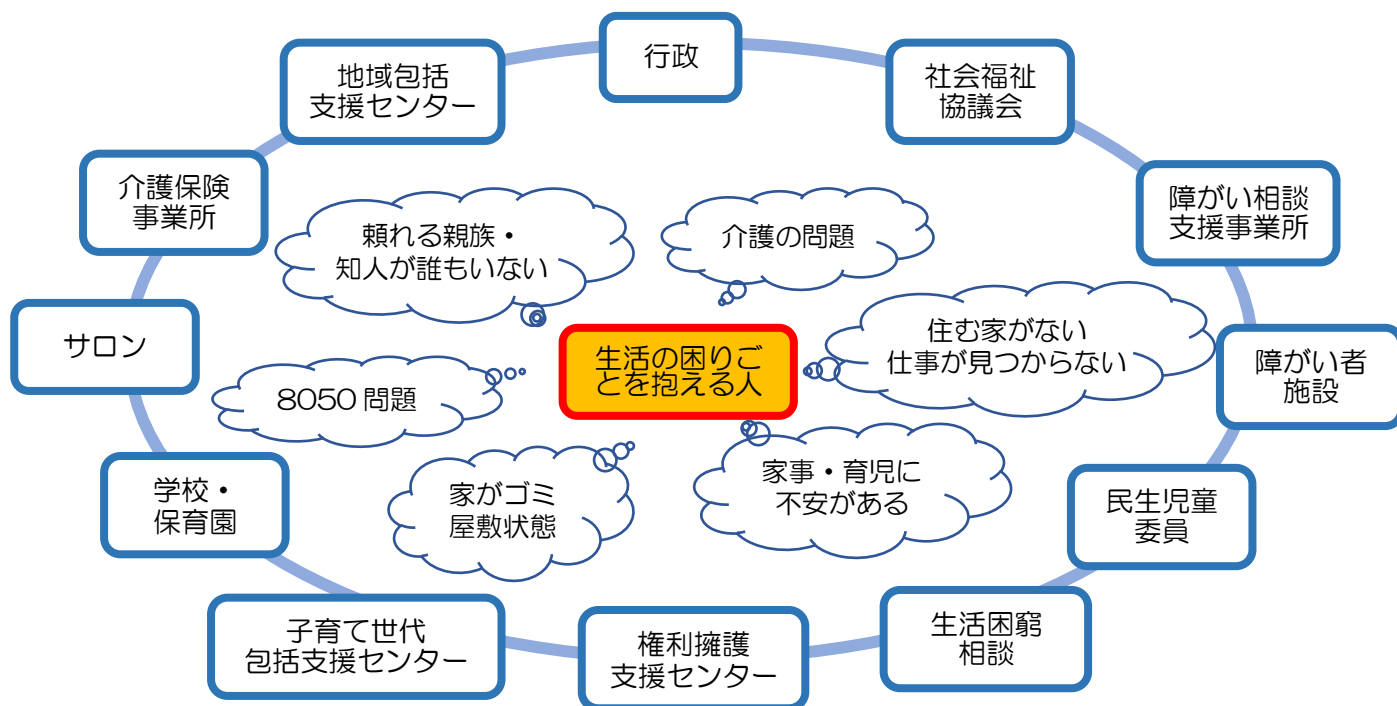
(主な事業) 地域ケア会議の開催、サロン巡回相談、地域包括支援センターの出張相談、子育て世帯訪問支援事業 等



## ■ サロン巡回相談の充実

自ら相談に来ることができない人などを対象に、地域住民の居場所である地域のサロン等への専門職の派遣の取組みを進め、支援につながっていない人の早期発見を進め、適切な支援につなげられるよう、巡回相談などのアウトリーチ活動の充実を図ります。

### <多機関による相談支援のネットワーク>



ことわらない相談体制と、多職種が連携してつながり続ける支援体制

## 重点事業 4 みんなが安心安全に暮らせるための相互理解の推進

地域の中でみんなで支え合ったり、誰もが暮らしやすい地域にするためには、地域には様々な人がいること、そして、自分と異なる相手のことを知り、互いを尊重することが重要です。高齢者や障がい者と一緒に行事への参加や、パラスポーツ（障がい者スポーツ）等を経験するなど、自分とは異なる人と交流したり、ともに体験をすることを通して、お互いのことを理解できる機会を充実し、地域で暮らす様々な人への理解、尊重を深められるよう支援していきます。

また、誰もが最期まで自分らしく、自分の望む生き方ができるよう、もしものときに備えた意思表示の大切さを認識することが必要であり、成年後見制度をはじめとした、既存の制度や支援の周知を一層進めていきます。

さらに、身寄りのない人なども含め、みんなが安心安全な暮らしを実現できるよう、様々な取組みを推進します。

### <取組みの方向性>

#### ① みんなで取り組む相互理解の意識醸成

地域には子どもから高齢者、障がいのある人、生きづらさを感じている人など、様々な人が生活しています。みんなで支え合い、誰もが暮らしやすい地域にするためには、自分とは異なる周りの人のことを理解し、尊重すること、そして誰もが活躍できる場があることが重要です。

地域の様々な人が集う場や機会を設けることで、お互いの理解を深め、地域での支え合いの基盤づくりを進めます。

|                                      |
|--------------------------------------|
| （主な事業）福祉体験学習、にじいろマルシェ、ボッチャ教室、にじカフェ 等 |
|--------------------------------------|



## ■ にじいろマルシェ・にじカフェ

虹のように多彩な色（人）が集まり交流を深める機会として障がい福祉サービス事業所が中心となって開催しています。社会福祉協議会はこれらの活動を支援していきます。

### <にじいろマルシェ>

障がいのある人が作った作品や、障がい福祉サービス事業所が取り扱っている商品等を販売しています。



<にじいろマルシェの様子>

### <にじカフェ>

障がいのある人、家族、支援者が交流する地域の居場所づくりを目指しています。当事者や介護者のレスパイトとしても役立っています。

## ■ ボッチャ教室の開催

小牧市身体障害者福祉協会が主催となり、ボッチャ教室を開催しています。障がいのある人もない人も参加できる教室であり、スポーツを通じた相互理解や交流の機会となっています。社会福祉協議会では、こうした多様な住民と一緒に活動できる場を引き続き、応援していきます。



<ボッチャ教室の様子>

## ② 自分らしく安心して生活できる取組みの推進

成年後見制度や、ACP（アドバンス・ケア・プランニング；人生の最終段階における医療・ケアの方針や、生き方を家族などと日頃から話し合い共有すること）の周知を進め、もしもの時に備えた意思表示の重要性について啓発を進めるとともに、日常生活自立支援事業、あんしん預かりサービス等の実施により、終末期も含め、地域で安心して生活できるよう支援を進めます。

また、身寄りのない人も安心して地域で暮らせるよう、市や企業等と連携しながら、支援の充実を図ります。

（主な事業） 成年後見制度の周知・啓発、日常生活自立支援事業、あんしん預かりサービス事業、権利擁護支援センター等関係機関との連携 等

### ■ あんしん預かりサービス事業

認知症や知的障がい、精神障がいによって判断能力が低下し、日常生活の維持や金銭管理において支障をきたす人に対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用につながるまでの間、相談、助言及び書類や金銭管理を支援することにより、地域で安心して過ごせるようサポートをします。

## 重点事業 5 みんなの安全を守る助け合いの意識の醸成

近い将来、南海トラフ地震等の発生が懸念されていることもあり、特に、災害時などにおいては、住民の支え合い・助け合いへの期待が大きくなっています。市と社会福祉協議会では、これまで、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成、及び、地域の支援者に情報提供を行う事に同意した人の台帳（避難行動要支援者台帳）の作成を進め、災害時に身近な者同士がお互いに支え合い・助け合える体制づくりを推進してきました。

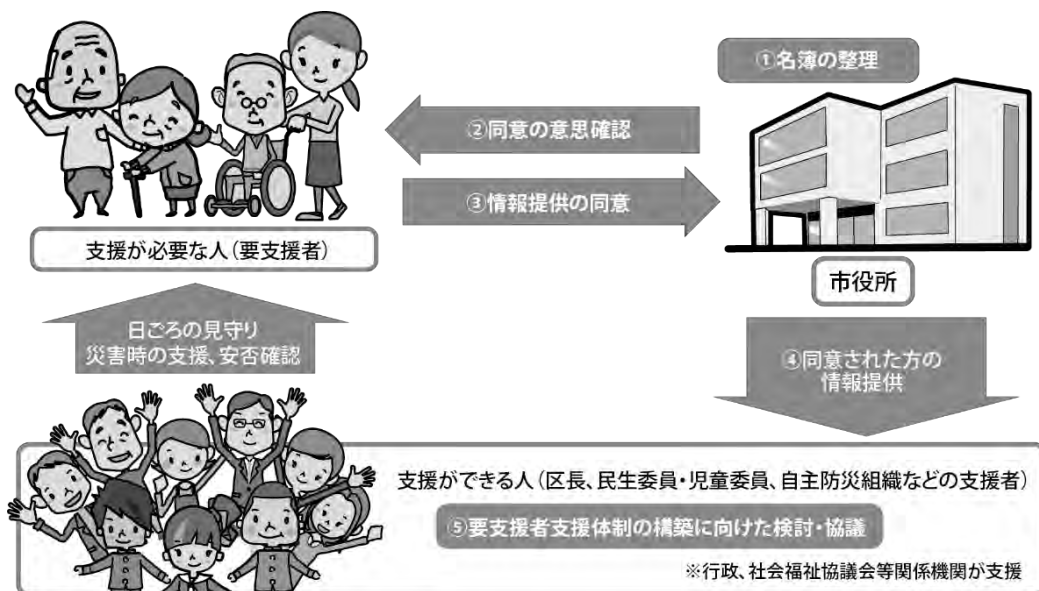
災害時に限らず、誰もが住み慣れた地域で生活をするには、公的なサービスだけでなく、日常生活におけるお互いの助け合い、支え合いが重要です。そのため、市や関係機関などと連携し、地域における様々な形による見守りや助け合いの活動支援の充実が求められます。

### <取組みの方向性>

#### ① 避難行動要支援者支援体制の強化

災害時や緊急時の対応について共通認識を持てるよう、専門職や地域住民といざというときの対応について話し合いを進めます。また地域支え合いマップの作成支援や、災害時の要支援者安否確認訓練など、災害に備えた取組みを進めます。

#### 避難行動要支援者支援体制の仕組み





<安否確認訓練の様子>

(主な事業) 災害時避難行動要支援者台帳を活用した安否確認訓練、こまき安心カプセル配布事業、個別避難計画の作成と避難訓練、災害ボランティアコーディネーター養成講座、災害ボランティア支援センター立ち上げ訓練 等

## ■ こまき安心カプセル配布事業

こまき安心カプセルとは、災害時に支援を必要とされる人が、ご自分の医療情報や緊急連絡先を記入した用紙等をカプセルに入れて冷蔵庫に保管しておくことで、急な病気や災害時に、救急隊の迅速な処置・搬送や、日ごろからの地域の見守り活動に活用するものです。安心カプセルは、避難行動要支援者台帳に掲載されている人を対象に配布されます。



<こまき安心カプセルと使い方>





<こまき安心カプセルの活用イメージ>

## ■ 災害ボランティア受入体制の整備

災害時には、予測を超える状況となることが考えられます。様々な状況への対応や迅速な被災者への支援ができるように日頃からの準備が必要です。

市社会福祉協議会では、市災害対策本部からの要請により、災害ボランティアの活動支援を目的とする「災害ボランティア支援センター」を設置・運営します。

その円滑な設置・運営のために、市を含めた各関係機関との密な連携をはかり、設置・運営訓練の実施や、運営の協力者である「災害ボランティアコーディネーター」を養成します。



<立ち上げ訓練の様子>

② 住民相互の見守りや助け合いによる、誰もが安心安全に暮らせる支援の充実

単身世帯や家族関係が希薄化した人、身寄りのない人が増える中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、おたすけ隊をはじめとした住民相互の助け合い活動や見守り活動の活性化を支援していきます。

|                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| (主な事業) ふれあい・いきいきサロン参加者による出向く見守り、デイサービス送迎中の地域見守り活動 等 |
|-----------------------------------------------------|

■ 地域による出向く見守り支援の充実

地域住民により、訪問や日常の声掛けだけでなく、散歩のついでに電気がついているか確認したり、防犯パトロール時、新聞がたまっていないかを確認するなど、負担のない範囲で、多くの人が実践できる見守りが地域で実施されるよう推進します。





## 第2部 分野別計画

### Ⅱ 高齢者福祉分野

#### 第1章 老人福祉計画

## Ⅱ 高齢者福祉分野

# 第1章 老人福祉計画

## ○ 第8次小牧市高齢者保健福祉計画の振り返り

### ◇◇ 人口構成の変化 ◇◇

本計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることとなります。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える2040年（令和22年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズが高い高齢者が増加する一方で、生産年齢人口（15～64歳の人口）が急減することが見込まれています。

本市においては、2042年（令和24年）ごろに高齢者人口がピークを迎えるものの、その後も総人口の減少が大きいと見込まれており、引き続き、増加していく高齢者への対応や医療・介護ニーズの高い高齢者への対応が求められています。

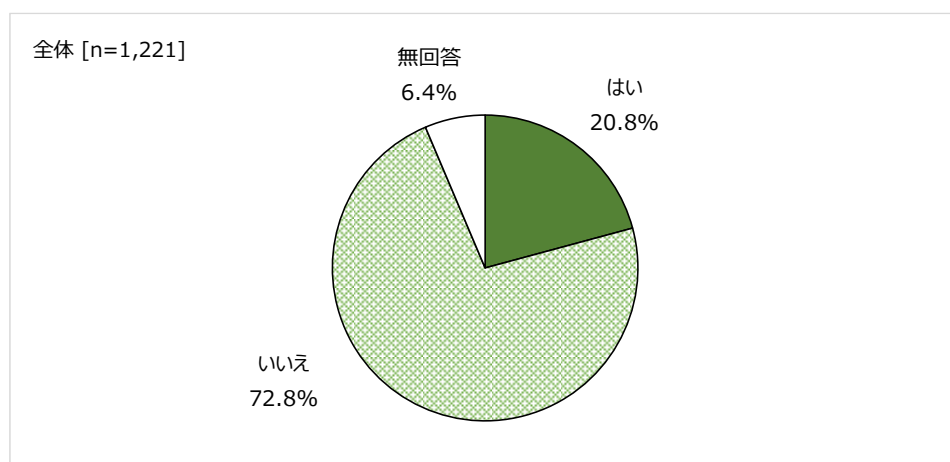
### ◇◇ 市民意識調査からみた現状と課題 ◇◇

#### ■ 日常の不安の軽減と現在の生活の満足度の向上

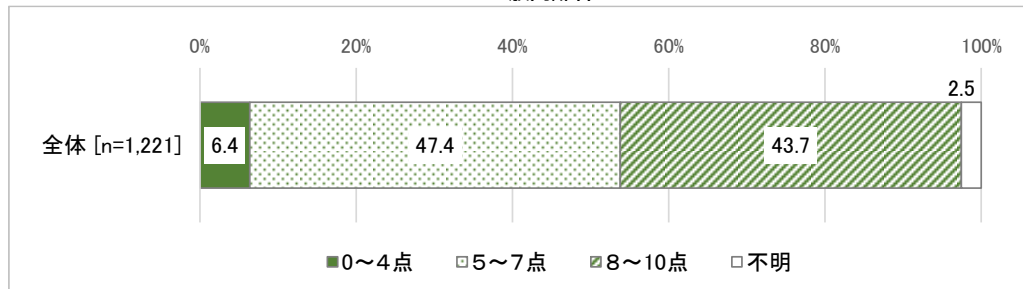
一般高齢者では、認知症に関する相談窓口の認知度は約21%、「地域包括支援センター」の認知度は約34%にとどまっています。一方、現在生活をする上での困りごととしては、半数以上が「ない」としているものの、困りごととしては生活費などの金銭面や住宅の構造など、多岐にわたっていることから、それぞれの困りごとについて、身近なところで気軽に相談できるよう、地域包括支援センターの認知度を高めていくことが求められます。

現在、幸福度（10点満点）の一般高齢者の平均は7.0点となっています。身近な場所等で健康づくりや趣味の活動へ参加できる機会を提供するなど、様々な活動を通して、生活の満足度や幸福度を上げていくことが求められます。

図表 16 認知症に関する相談窓口の認知度  
＜一般高齢者＞



図表 17 現在の幸福度（10点満点）  
＜一般高齢者＞

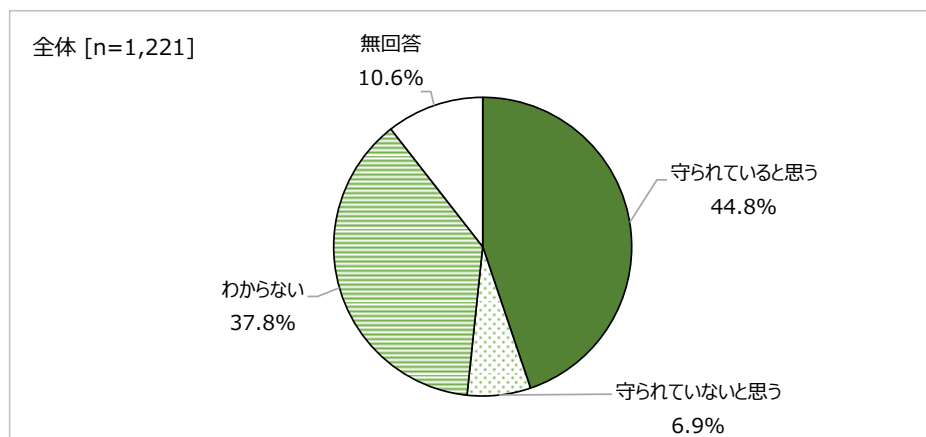


## ■いつまでも自身の尊厳が守られる環境整備の促進

自身の人権が守られていると考えている人は約 45%です。また、「成年後見制度」の認知度は約 53%、「尾張北部権利擁護支援センター」の認知度は約 5%で前回調査と比較すると概ね横ばいで推移しています。一方、自身の「ACP（アドバンス・ケア・プランニング；人生の最終段階における医療・ケアの方針や、生き方を家族などと日頃から話し合い共有すること）」について家族と話し合う機会については、「話し合っている（話し合った）」が約 10%、「知っているが、話し合っていない」が約 26%となっており、認知度を高め、できるだけ自身の意見を尊重した生活が送れる環境づくりを進めていく必要があります。

また、介護保険認定者の半数が高齢者のみの世帯であり、少しの変化でも現在の生活を維持することが難しくなる可能性があるため、今後も尊厳を保ちながら生活が継続できるよう、家族・親族等と話し合いを進めておくよう働きかける必要があります。

図表 18 自身の人権が守られているか＜一般高齢者＞



## ■高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられ、介護者の生活が守られるサービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で生活をするため、介護保険サービスを含め、適切なサービスが提供されるよう、サービスを充実させる必要があります。主な介護者の多くが、配偶者や子であり、特に、配偶者の場合は老老介護となっているため、介護者の負担をできるだけ軽減できるような支援も必要です。

また、介護が理由で仕事を辞めたり、仕事を続けることが難しいと考えている人もいることから、仕事と介護を両立できる環境づくりや支援を充実させていく必要があります。

図表 19 過去1年間に介護のために仕事を辞めた家族・親族の有無＜要介護者調査＞



## ○基本目標ごとの現状・課題と今後の方向性

### 健康・生きがいづくり

- ・健康づくりや趣味の活動への参加意欲が高い一方で、企画・運営への参加は希望しない人が多いため、身近な場所等で参加できる機会を提供するとともに、誰もが主体的な関わり方ができるような仕掛けづくりが必要です。
- ・健康に関心のある人は多いものの、特定健診や健康診査の受診率は低く、定期的に運動をしている人が増加していないことから、健康づくりに関する正しい知識を提供するためには、他の事業などと合わせて実施したり、ゲーム性を高めたりするなど、健康づくりや介護予防などに取り組めるような工夫が求められます。

### 支え合い・助け合いの地域づくり

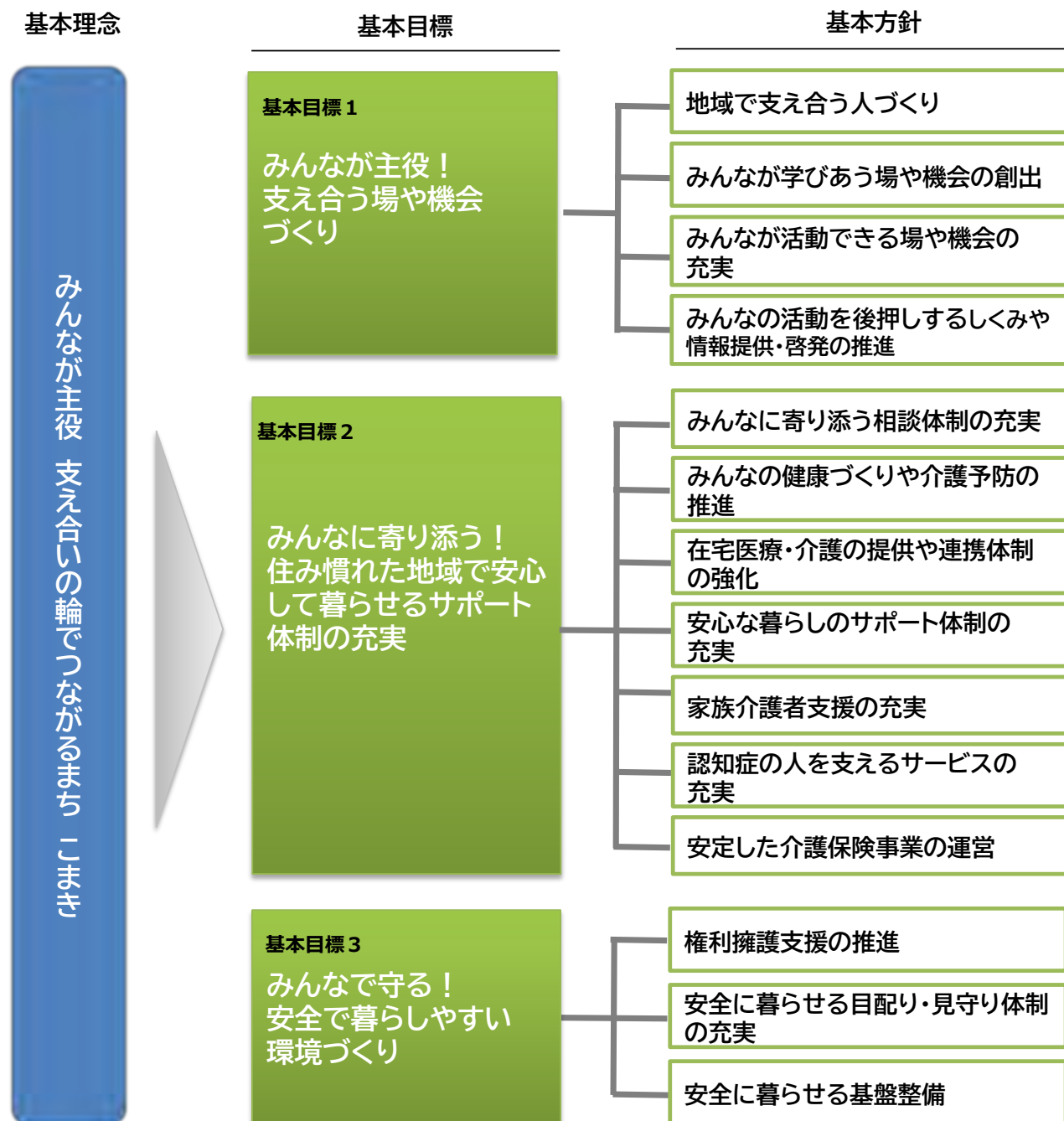
- ・地域包括支援センターの認知度は少しずつ上がっているものの、半数を下回っているため、引き続き周知に努め、困りごとについて気軽に相談ができるよう、それぞれの人に寄り添った相談体制の充実や、わかりやすい情報提供を進めることが重要です。
- ・地域に根付いているふれあい・いきいきサロンや、見守り協定を締結している事業者とのネットワークを維持していく他、地域の高齢者の日常生活を支えるため、地域住民や事業者など多様な主体によるサービスの提供や、ボランティア活動など、地域への積極的な関わりが期待されます。

### 認知症の人とともに暮らすまちづくり

- ・ 高齢者が要介護状態となったり、認知症に罹患しても、その人らしく尊厳が守られた生活ができるよう、「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」の周知や家族との話し合いを進めたり、認知症に関する相談窓口や「成年後見制度」、「尾張北部権利擁護支援センター」について、さらに周知を図っていくことが求められます。
- ・ 認知症サポーター数や認知症サポーターステップアップ講座受講者数は目標値を上回っていますが、行方不明高齢者家族支援サービス利用者数や認知症高齢者等あんしん補償事業の登録者数は目標値を下回っています。各種制度の周知に努めるとともに、認知症カフェの設置を推進するなど、行政、専門職、地域住民が一体となって普及啓発、認知症のバリアフリーの推進を図ることが重要です。

これらの現状や課題を踏まえ、老人福祉計画は次のような基本目標、基本方針で進めていきます。

## 老人福祉計画・介護保険事業計画 体系図



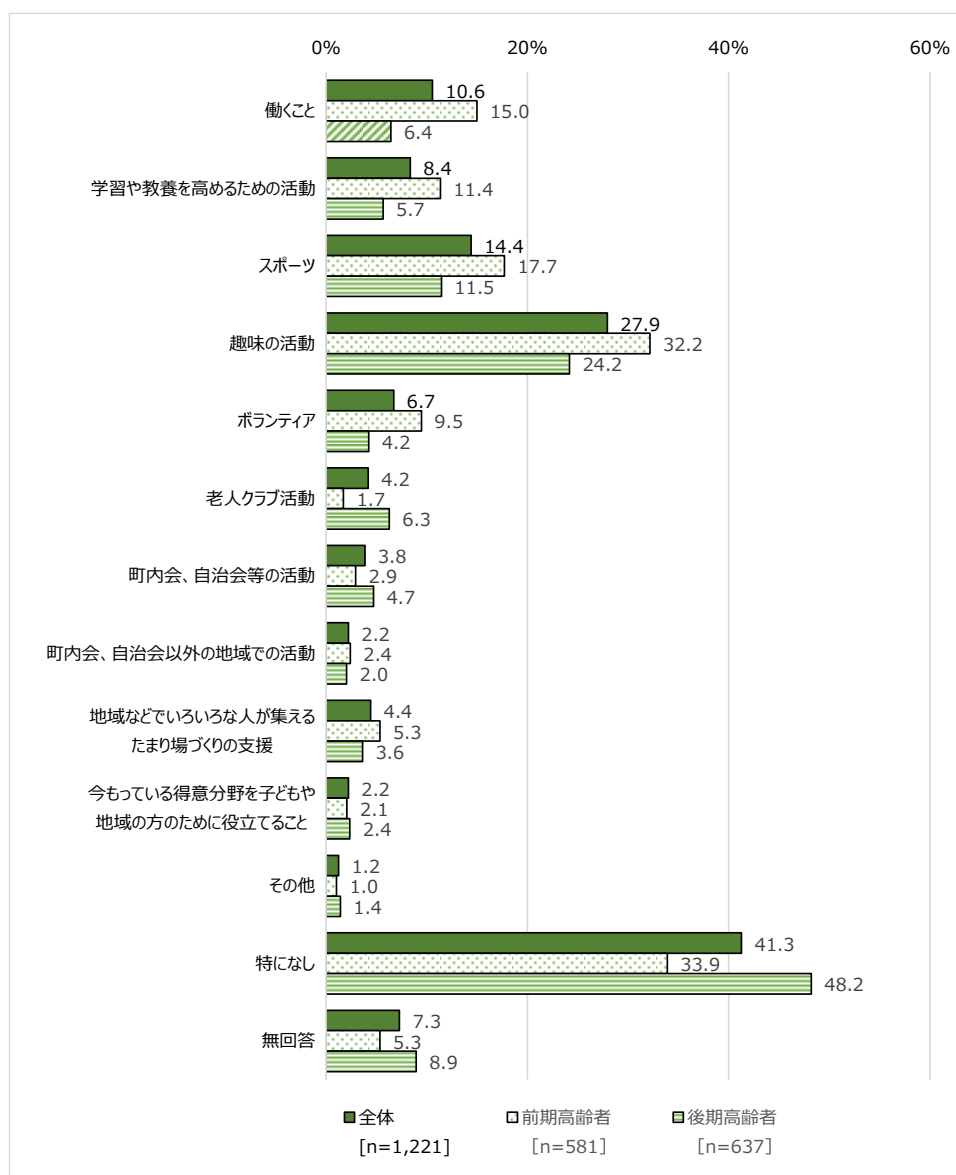


## 基本目標1 みんなが主役！ 支え合う場や機会づくり

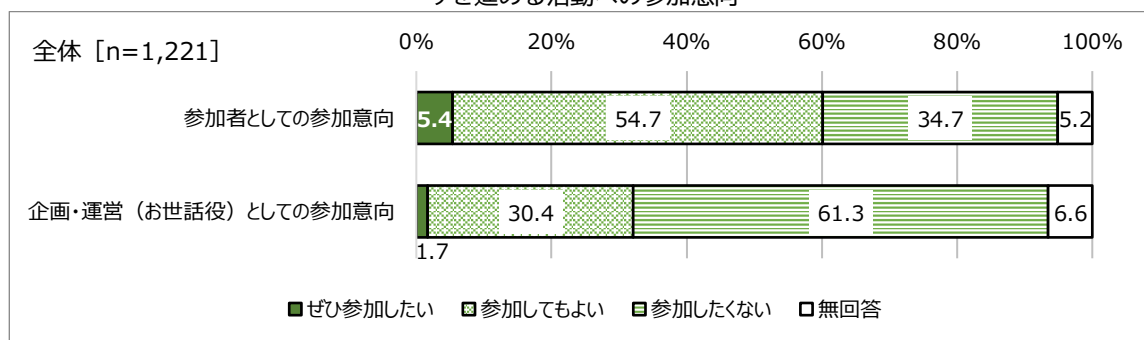
### 現状・課題

- ・一般高齢者調査回答者の約6割が地域活動や行事に参加していたり、今後、趣味の活動や地域活動へ参加したいとする人が半数を超えていますが、自ら企画運営など積極的に関わるより、気軽に参加したいとする人が多くなっています。今後も多くの人に趣味の活動や地域活動に参加してもらえるよう、それぞれの負担感を少なくする一方で、少しでも主体的に参加してもらえるよう、それぞれの希望に応じた関わりで参加できる場・機会を提供していくことが求められます。

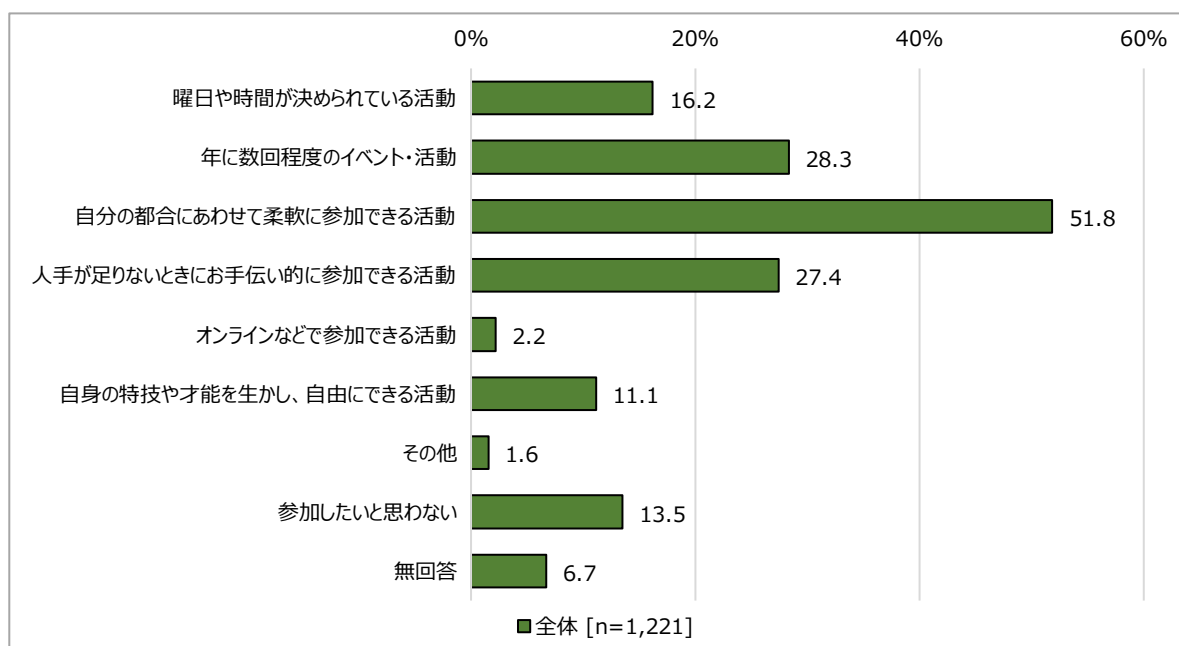
図表 20 今後、やってみたいこと〔複数回答〕



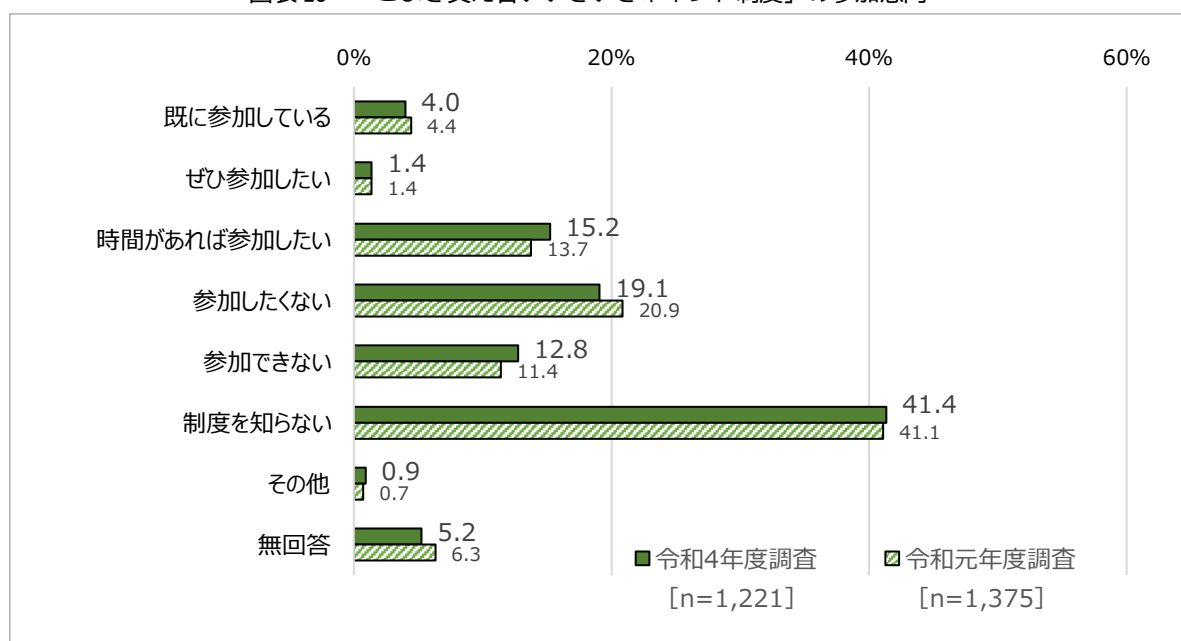
図表 21 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動をおこなって、いきいきとした地域づくりを進める活動への参加意向



図表 22 参加したい地域活動の形態〔複数回答〕



図表 23 「こまき支え合いいきいきポイント制度」の参加意向



## 基本方針

### ○地域で支え合う人づくり

自分自身や周りの他者の人権を尊重し、要介護状態であったり、認知症を患っている人でも、それぞれができる範囲で活動に参加し、ともに支え合う意識の醸成が重要です。

まずは、地域住民が自身が住んでいる地域や市全体の状況を知り、地域の困りごとや課題などについて、様々な人と一緒に解決策などを考えることが重要です。そして、「支える人」「支えられる人」といった役割が固定されず、現在活動をしていない人も気軽に地域活動に参加できるように進めていきます。

#### 主な事業

|                   |                                                                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域支え合い推進員の配置      | 地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握し、地域住民や企業・事業所と連携しながら、サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を配置します。              |
| 認知症サポーター養成講座      | 幅広く認知症への理解を深めるとともに、地域や職場などにおいて認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。                |
| 認知症サポーターステップアップ講座 | 認知症サポーター養成講座を受けた人を対象に、認知症の理解を深めてもらい、認知症の人やその家族を支える活動の担い手になってもらうことを目的に講座を開催し、地域で支える人を増やしていきます。 |



<認知症サポーター養成講座の様子>

## ○みんなが学びあう場や機会の創出

生涯学習講座をはじめとして、学びの場に参加する高齢者は多いことから、このような場を通じて地域で解決が必要な困りごとや配慮が必要な人について学ぶことで、地域活動への興味を持ってもらい、一緒に地域を支えていく一員として地域活動への参加を促すことにもつながります。また、高齢者だけでなく、様々な人が同じ目的をもって地域活動に参加してもらうことで、多世代の交流の場としても活用していくことが期待されます。

### 主な事業

|                       |                                                                                                             |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ゆうゆう学級                | 一人ひとりが生きがいのある人生を送るため、市内在住在勤の60歳以上の人に、市内4か所の公民館において、高齢期の健康問題や現代社会に対応できる知識の習得、仲間づくりを目指した学習の推進を図ります。           |
| デジタルサポート事業<br>(スマホ教室) | より多くの市民の人に、スマートフォンの利便性や楽しさ等を実感していただくため、スマートフォンの操作に不安のある人、スマートフォンの活用に関心がある人等を対象に、操作・活用方法に関する講座・教室や相談会を実施します。 |



<ゆうゆう学級の様子>



<スマホ教室の様子>

## ○みんなが活動できる場や機会の充実

高齢者がこれまで培ってきた技術や経験を多世代に教えたり、地域での担い手として生活支援を行うなど、高齢者に期待される役割は大きくなっています。そのため、サロンや生涯学習の場など高齢者の活動できる場を増やすとともに、身近な地域で世代を超えて様々な人が集える場（居場所）を作り、若い人と一緒に活動できる場や機会を増やしていきます。

### 主な事業

|            |                                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| 地域3あい事業    | 市民が学びあいやふれあい活動を通して地域ぐるみで子育てに関わり、高齢者を支える「ふれあい、まなびあい、ささえあい」の地域づくりを目指します。 |
| シルバースポーツ大会 | レクリエーションやグラウンドゴルフなどを通して、高齢者の健康保持と生きがいを高め、明るく豊かな生活の実現を目指します。            |



<地域3あい事業の様子>



## ○みんなの活動を後押しするしくみや情報提供・啓発の推進

既存のボランティア団体の活動への支援や、効果的な情報提供に努め、高齢者がこうした活動や地域での活動に参加しやすい環境を整えます。

また、特定の団体等に所属せず気軽に地域活動に参加したいと考えている人が増えていることから、幅広い分野、世代にわたり気軽に参加し、社会の一員として活躍できるよう、ボランティア活動をしたい人とボランティアを募集している団体活動とのマッチング機能を充実させます。

こまき支え合いいきいきポイントを充実させるなど、地域活動への参加者を増やすとともに活動の励みになるよう、活性化を図ります。

その他、活動の立ち上げや地域活動の活性化を図るため、その場に応じた専門職の派遣などを進めます。

高齢者の就労支援に向けて、シルバー人材センターやハローワーク等と連携しながら、高齢者の豊富な知識や経験を活かすことができるよう支援します。

また、市内各地域で開催されている住民主体の活動である「ふれあい・いきいきサロン」について、「地域福祉の活動拠点」となるよう、社会福祉協議会などと連携し、サロンの立ち上げや継続的な活動の支援を行います。

### 主な事業

|                               |                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アクティブシニアのための総合相談              | こまき市民活動ネットワーク、小牧市社会福祉協議会、小牧市シルバー人材センター、春日井ハローワークなど関係機関が集まり相談を受けることで、就労からボランティア活動に至るまで幅広い情報を適切に提供し、生きがい活動（仕事、学び、趣味、社会貢献）を始めるサポートをします。                                     |
| こまき支え合い<br>いきいきポイント制度<br>（再掲） | 支え合い活動に参加する「きっかけ」や続けていく「励み」につながるよう、介護施設やサロンでのお手伝い、地域協議会での困りごと支援の活動に対し、市内限定商品券と交換できるポイントを付与し、活動支援を行います。                                                                   |
| ふれあい・いきいき<br>サロン              | ふれあい・いきいきサロンとは、地域にお住まいの住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動です。「気軽に」「無理なく」「楽しく」過ごせる場所になるように、創作活動、健康体操、レクリエーション・茶話会等を行っています。<br>市内には約 80 箇所のサロンがあります。 |

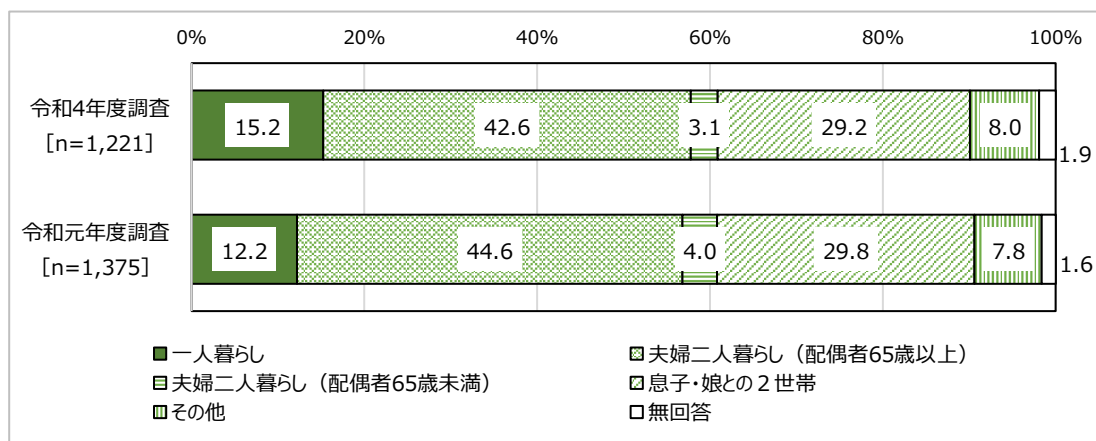


## 基本目標 2 みんなに寄り添う！ 住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制の充実

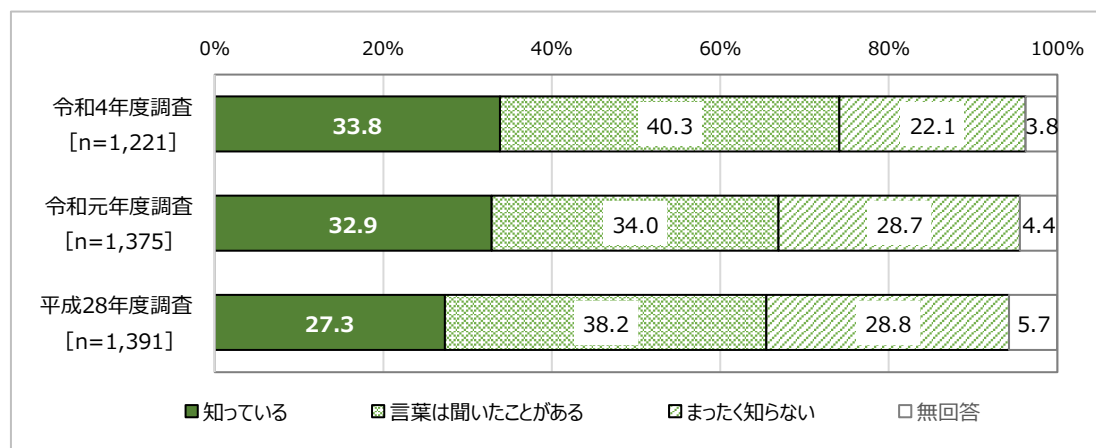
### 現状・課題

- ・高齢者のアンケート調査によると、地域包括支援センターを「知っている」と回答したのは約34%にとどまり、3年前と認知度が横ばいとなっています。様々な相談機関や窓口が設置されていたり、制度やサービスについて情報提供を行っているものの、相談しづらいと考えていたり、必要な情報が届いていない人もいます。
- ・また、高齢者のみの世帯が半数を超えている中で、必要な時に適切な情報やサービスが行き届きにくくなっている人も増えていると予想されます。みんなが安心して暮らせるよう、誰一人として取りこぼさない重層的な相談体制の構築が求められます。
- ・一方で、介護や医療的ケアが必要な人が地域で生活することが多くなっています。介護や医療的ケアが必要な人が、住み慣れた地域で暮らし続けるため、在宅医療と介護の連携強化が重要です。

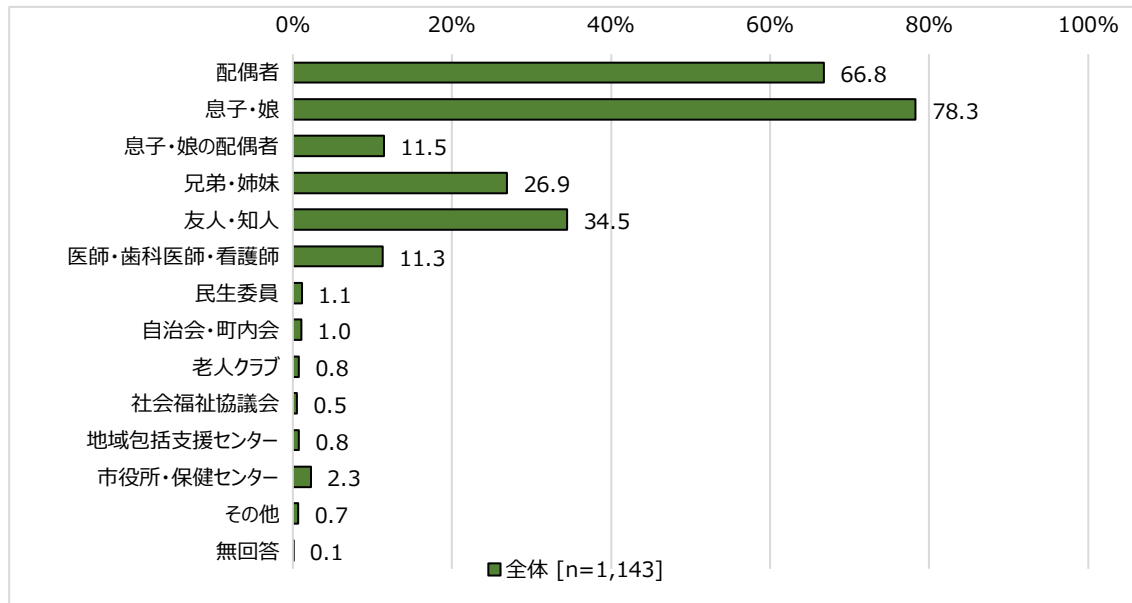
図表 24 家族構成



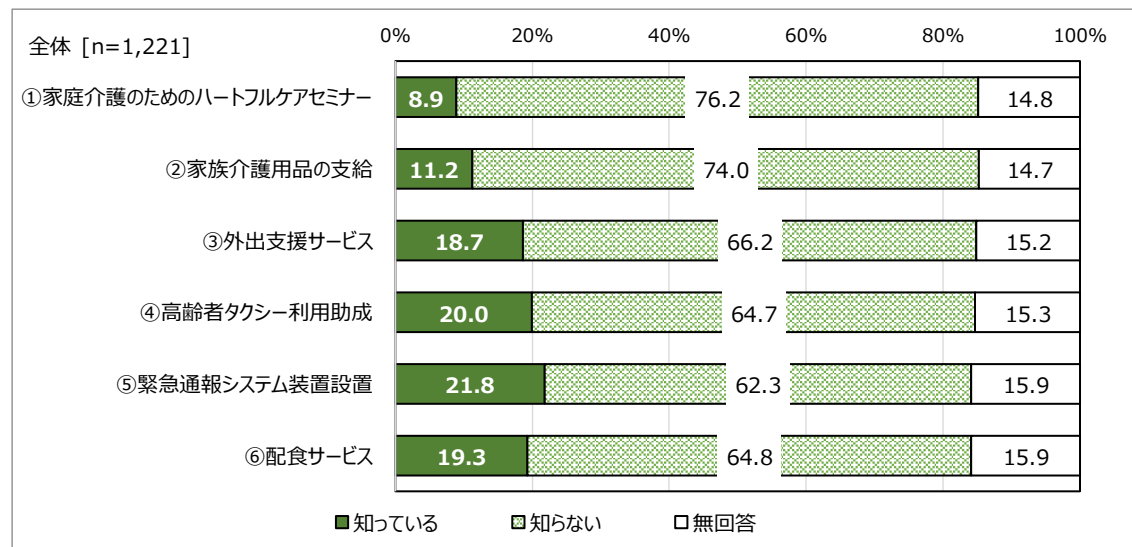
図表 25 「地域包括支援センター」の認知状況



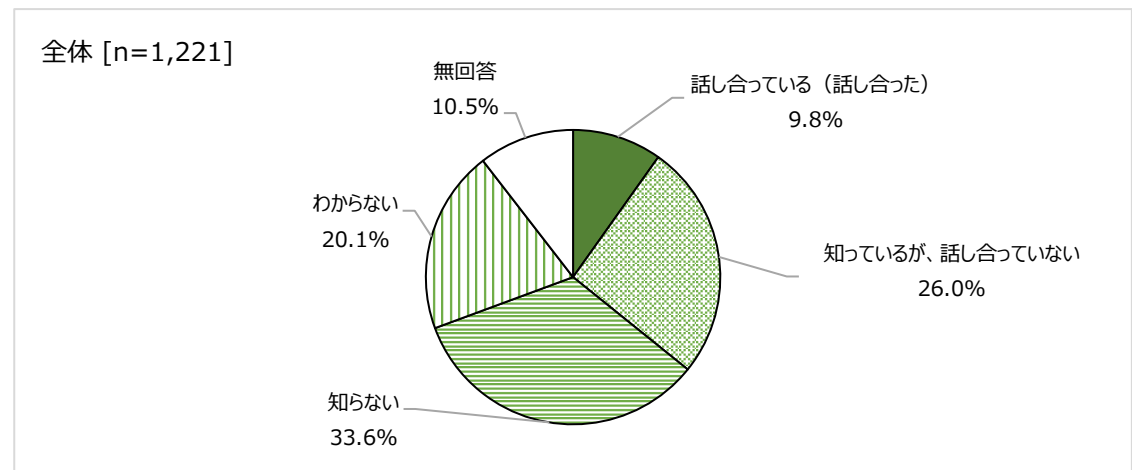
図表 26 何かあったときの相談相手（先）〔複数回答〕



図表 27 介護保険サービス以外の福祉サービスの認知状況



図表 28 自身の「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」について家族と話し合う機会の有無



## 基本方針

### ○みんなに寄り添う相談体制の充実

様々な不安や困りごとを抱えた高齢者が増える中で、誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を引き続き推進します。

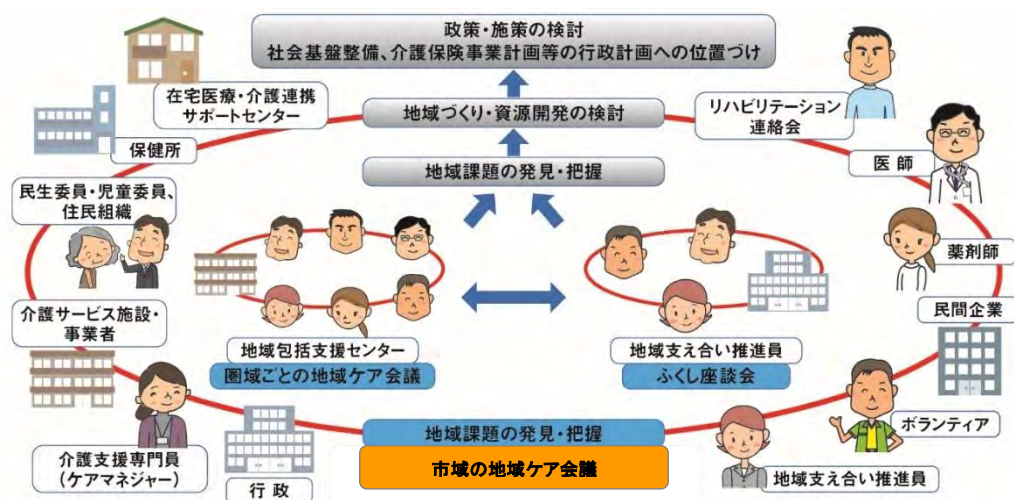
高齢者に寄り添った支援ができるよう、地域包括ケアシステムの要として地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、アウトリーチ（訪問支援）の他、地域の様々な関係機関等と連携を図りながら、身近なところで気軽に相談できるよう、包括的な相談体制の構築を進めます。

加えて、いつでも誰もが必要な情報を入手できるよう、わかりやすい情報提供の工夫も進めます。

#### 主な事業

|                     |                                                                                                                       |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 包括的・継続的なケア体制の構築や地域におけるネットワークの構築を行います。<br>また、介護支援専門員への指導や相談の他、介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。                          |
| 地域ケア会議              | 地域包括支援センター等が主体となって地域ケア会議を開催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、地域に共通した課題を明確化し、その課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、新たな政策形成につなげます。    |
| 多職種連携カンファレンス        | 必要な資源を多職種で検討・共有する多職種カンファレンスを開催し、関係機関の連携、地域課題の洗い出し、地域づくりや資源開発につなげます。身寄りのない人の支援など、既存の制度ではサポートできない制度の狭間の課題に対して取り組んでいきます。 |

（地域ケア会議のイメージ図）



## ○みんなの健康づくりや介護予防の推進

誰もがそれぞれの状態に応じた健康を維持できるよう、まずはそれぞれの健康の状態を知るため、健康診査や各種検診の受診を促します。また、健康診査等の結果を踏まえ、自身の状況にあわせて、誰もが気軽に健康づくりや介護予防、リハビリテーション活動に取り組めるよう、ふれあい・いきいきサロンなど地域の通いの場へリハビリテーション専門職の派遣を行います。加えて、早期にフレイルに気づき、改善できるよう、フレイルチェックや個別相談を受けたり、本市のマスコットキャラクターである「こまき山」をモチーフにし、相撲の基本型を応用した介護予防体操である「こまき山体操」などの介護予防に取り組める体制を整えます。

### 主な事業

|                                   |                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>介護予防把握事業<br/>(フレイルチェック質問票)</b> | <p>70歳になられる人や過去3年間に医療機関や健康診断の受診履歴のない人を対象にフレイルチェック質問票を送付し、介護予防が必要な人を把握しています。</p> <p>返信があった人に、ご自身の回答内容からみた健康増進のためのポイントをふり返りシートでフィードバックするとともに、その情報を市の関係課や地域包括支援センターと共有し、お体の状態確認のための訪問活動や、介護予防教室の案内を行います。</p> |
| <b>フレイル改善個別相談</b>                 | <p>加齢に伴う心身の機能低下により、フレイルの症状がみられる高齢者に対し、口腔、栄養、運動の3分野において、個々の状態に合わせた相談を各分野の専門職が行います。また、老人福祉センターの利用を促すなど社会的フレイルの改善に努めるとともに、必要に応じてこまき山体操や各種フレイル対策事業を案内するなど、状態に合わせた適切な事業につなぎます。</p>                             |
| <b>こまき山体操の普及・活動促進</b>             | <p>「こまき山体操」が地域のあらゆる拠点で実施されるよう、普及・活動促進を行います。この体操は小牧市リハビリテーション連絡会の協力のもと作成したものであり、連絡会は、週1回以上体操を行っている拠点に定期的に出向き、効果測定や指導を行っています。</p>                                                                           |



<こまき山体操の様子>



## ○在宅医療・介護の提供や連携体制の強化

在宅で生活する高齢者が、自立した生活を送れるよう、異変を早期に発見できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局をもつことが重要であり、啓発を進めます。

また、医療や介護が必要な高齢者の生活を支えるため、医療や介護だけでなく、地域の様々な職種の人の連携を進めます。

医療や介護が必要となっても、自身が希望する生活をできるだけ実現できるよう、「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)※」＝「人生会議」として、もしもの時のために自身が望む医療やケアについて、身近な人と前もって話し合いや共有する機会づくりを促す取組みを進めます。

また、自身の希望する医療やケアの実現や在宅での看取りを進めるため、在宅医療や介護に関する知識の普及啓発を図るとともに、在宅医療・介護サービスの基盤強化を図ります。

※人生の最終段階における医療・ケアの方針や生き方を家族などと日ごろから話し合い共有すること

### 主な事業

|                                  |                                                                                                                                                            |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在宅医療・介護連携サポートセンターの設置・運営          | 医療・介護に関わる関係機関の連携に向け、また、在宅医療・介護に関する情報提供や、各機関の相談窓口として、在宅医療・介護連携サポートセンターを設置・運営します。                                                                            |
| こまきつながるくん連絡帳                     | 地域の医療や介護等の関係者が連携をとり、迅速かつ適切なサービスに必要な情報共有を図るため、ICT(情報通信技術)を活用した医療・介護連携システムを運営します。                                                                            |
| こまきハートフルパーキング                    | 医療・介護従事者等の関係者が、駐車場のないお宅を訪問する際に、登録した近隣の駐車場を一時的に借りることで、円滑な在宅医療・介護サービスを提供できるようにします。                                                                           |
| 「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)」＝「人生会議」の周知 | 自分らしさを再発見し、自分らしく生きることを支援するため、市内の医師、看護師、ケアマネジャー、地域包括支援センター、市の職員などで構成された「小牧市生き生き人生プロジェクトチーム」が中心となり、わた史ノートの活用や普及をはじめ、出前講座などを通じて、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の周知を図ります。 |



(小牧市生き生き人生プロジェクト啓発ポスター)

## ○安心な暮らしのサポート体制の充実

今後も一人暮らしや高齢者のみ世帯が増加することが見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が送れるよう、食の自立支援サービスや緊急通報システムなどの高齢者向けのサービスが、必要な人に届くようサポート体制を充実させます。

### 主な事業

|               |                                                                                                                     |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食の自立支援サービス    | 高齢者に栄養バランスの取れた食事を提供し、健康で自立した生活を支援するとともに、配達を通して見守りを行います。                                                             |
| 緊急通報システム      | 急病などの緊急事態に対処できるように、本体及びペンダントのボタンを押すことや 24 時間以上動きを感知しない場合に受信センターへ自動的に通報できる装置を設置（貸与）し、一人暮らし高齢者等の日常生活の安全確保と不安の解消を図ります。 |
| 軽度生活援助サービス    | 一人暮らし高齢者と高齢者のみ世帯に、屋内の清掃、軽微な修繕、庭の手入れなどをシルバー人材センターが行い、日常生活の援助を行います。（所得制限あり）                                           |
| 高齢者タクシー料金助成事業 | 高齢者の外出を促進するため、要介護Ⅰ以上の人に、タクシーの初乗運賃相当額を助成する利用券を交付します。                                                                 |
| こまやか収集        | ごみや資源を決められた場所に出すのが困難な一人暮らし高齢者や障がい者世帯を対象に、家の前まで収集を行い、生活の支援を行っています。                                                   |



## ○家族介護者支援の充実

老老介護、ダブルケアなど介護の負担が大きい家族が、抱え込むことがないよう、家族介護者の身体的、精神的、経済的負担軽減となるサービスの充実や、介護者同士での情報交換の場、家族介護者のリフレッシュの場の確保を図ります。

要介護者を抱える家族介護者等の負担は、精神的、身体的、経済的にも大きい状況にあります。家族介護者にもご自身の生活があり、要介護者や家族介護者等それぞれの尊厳を守り、要介護者ができるだけ在宅で生活が続けられるよう、家族介護者等に対し、医療や介護など様々な公的サービスがあることを周知する他、介護者の交流の場やリフレッシュの機会の提供など、介護者を支える適切な情報提供を進めます。

また、家族介護者の仕事の継続のため、事業者における支援策の充実の他、事業者を含め地域全体で介護者や家族介護者等を孤立させない意識の醸成を図り、地域全体で目配り・見守り等を進めます。

### 主な事業

|                  |                                                                                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 家族介護用品の支給        | 在宅で要介護3以上の人を介護している家族等に介護用品を購入できる利用券を交付します。(要介護3の人は所得制限あり)                            |
| ねたきり高齢者等介護者手当の支給 | 3か月以上ねたきりや認知症状態にあり、要介護4以上の人等を在宅で介護している家族等に手当を支給します。                                  |
| 行方不明高齢者家族支援サービス  | 行方不明になった高齢者の早期発見等を目的として、認知症高齢者を介護している家族等に対して、GPSを用いた位置情報検索サービスを利用する場合の初期費用の一部を助成します。 |
| 家族介護者に向けた講座の開催   | 高齢者を介護している家族等に対し、介護方法の知識・技術習得のための教室を開催します。                                           |
| 介護マークの発行         | 介護者が介護中であることを周囲に理解してもらうために使用する「介護マーク」を発行します。                                         |

## ○認知症の人を支えるサービスの充実

令和5年6月に、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現と推進を目的とした、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）」が可決されました。本市においても、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

認知症への正しい理解を進めるため、市民へのわかりやすい啓発を進めるとともに、認知症サポーターなどの育成を図ります。

また、認知症の人が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、認知症基本法や愛知県が認知症対策のより一層の推進を目的として策定した「あいちオレンジタウン構想」に基づき、支援体制の構築を図ります。

認知症の予防と早期発見・適切な対応を進めるため、認知症ケアパスの普及・活用を図るとともに、認知症地域支援推進員を中心に「医療・介護等の支援ネットワークの構築」を進め、認知症の人へのサービスや家族介護者への支援の充実を図ります。

加えて、認知症にり患しても、地域の一員として地域活動へ参加できる居場所づくりや認知症の人や家族介護者が地域の人と交流ができたり、専門職からの助言などを得られる場づくりを進めます。

### 主な事業

|                  |                                                                                                                        |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症ケアパスの普及・活用    | 認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を普及推進し、活用を図るとともに、適時内容を見直し、即応した対応ができる整備を行います。 |
| 認知症サポーター養成講座（再掲） | 幅広く認知症への理解を深めるとともに、地域や職場などにおいて認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。                                         |
| 認知症地域支援推進員の配置    | 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置します。                                  |
| 認知症カフェ           | 認知症の人や家族、地域住民、専門職などが参加し、集うことができる場所として認知症カフェの開設・運営を支援します。                                                               |
| 認知症高齢者等あんしん補償事業  | 日常生活における偶発の事故で認知症の人や、認知症の疑いのある人が損害賠償責任を負った場合に、保険金の支払いを受けることができるよう、市が契約者となる個人賠償責任保険に加入し、安心して暮らせるよう支援します。                |
| チームオレンジ          | 認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」を広げます。                             |

## 1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

## 2. 基本理念

- ①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断および治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加のあり方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

## 3. 基本的施策

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
  - ・国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
  - ・認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
  - ・認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
  - ・認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
  - ・若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
    - ・ 認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
  - ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
    - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
    - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
    - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
  - ⑥相談体制の整備等
    - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
    - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
  - ⑦研究等の推進等
    - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
    - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加のあり方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等
  - ⑧認知症の予防等
    - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
    - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

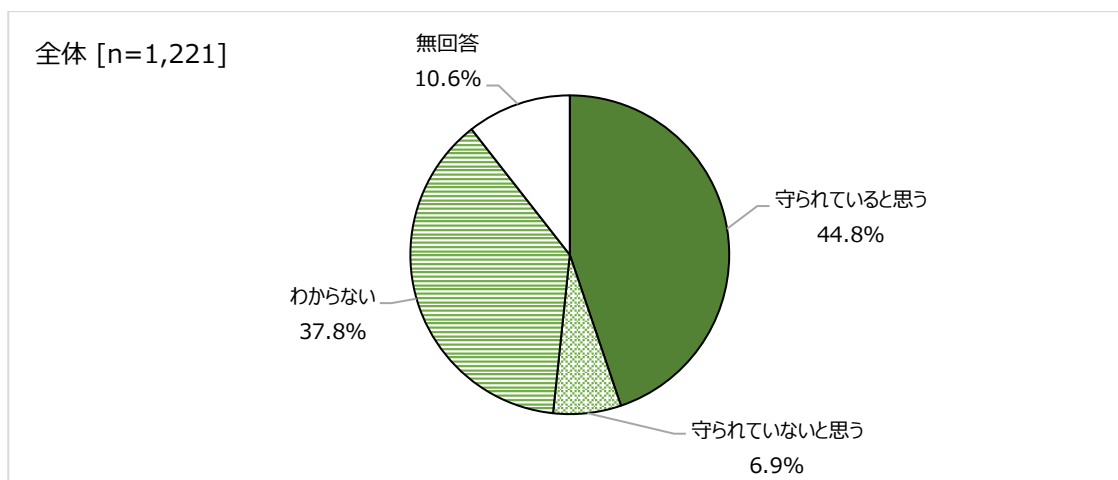
出典：厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会(第107回)」(2023.7.10)より、一部抜粋

### 基本目標3 みんなで守る！ 安全で暮らしやすい環境づくり

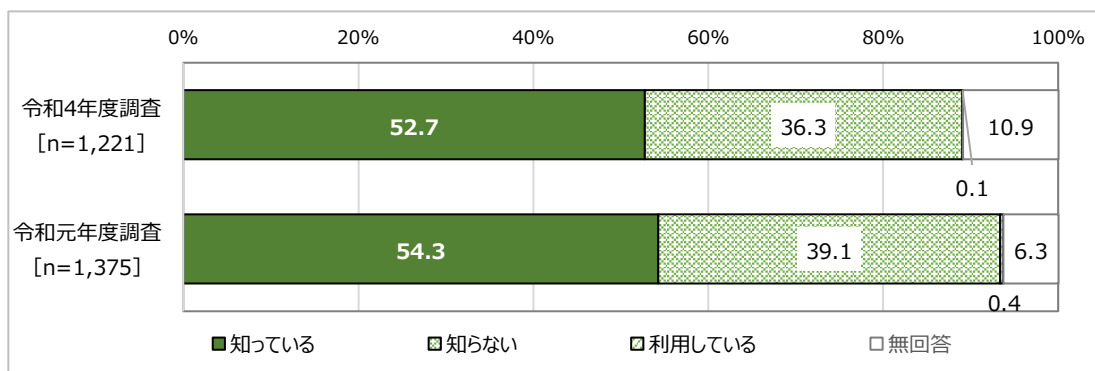
#### 現状・課題

- ・高齢者のアンケート調査によると、自身の人権が守られているとする人は約 45%、成年後見制度の認知度は約 53%ですが、尾張北部権利擁護支援センターの認知度は5%にとどまっています。
- ・誰もがそれぞれの人権が尊重された生活が送れるよう、市民一人ひとりが権利擁護の意識を醸成していくことが重要です。
- ・高齢者が安心して在宅等で暮らし続けられるよう、高齢者向け住まいの整備や高齢者が安心して住宅を借りられるような支援体制の充実が求められています。
- ・高齢者の災害時の減災や防災を進めるため、避難行動要支援者への理解や支援の充実を図ることが重要です。

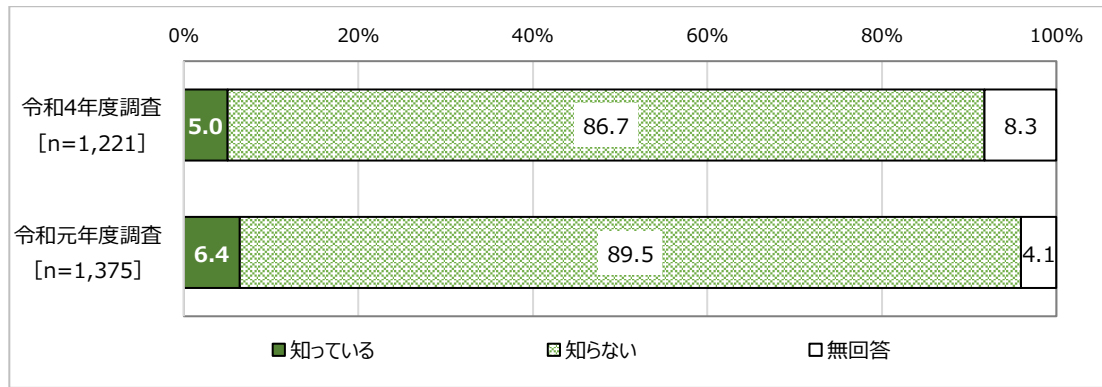
図表 29 「あなた自身の人権が守られている」と思うか



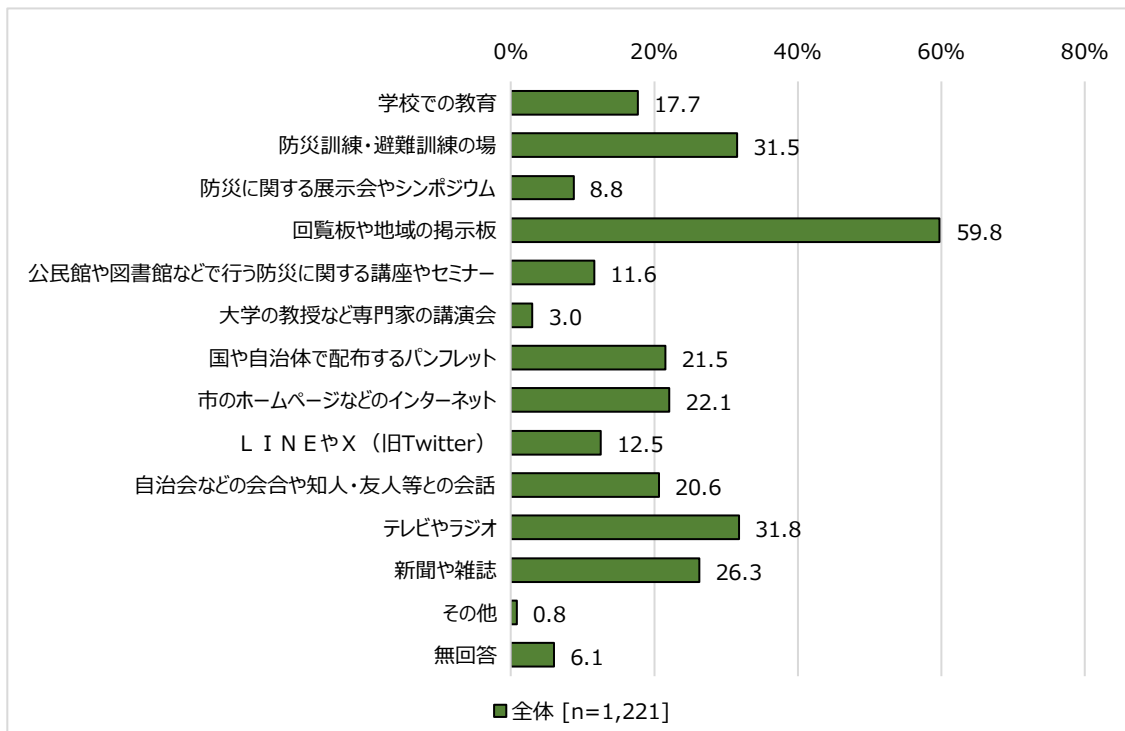
図表 30 「成年後見制度」の認知状況



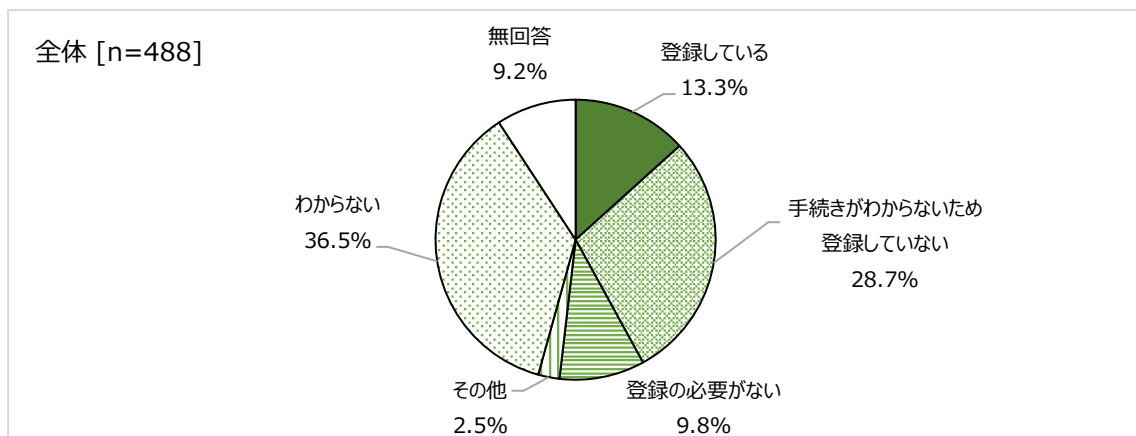
図表 31 「尾張北部権利擁護支援センター」の認知状況



図表 32 地域の活動や防災に関する知識や情報の希望する提供方法や媒体〔複数回答〕



図表 33 【要介護者】本人の災害時の避難行動要支援者台帳への登録状況





## 基本方針

### ○権利擁護支援の推進

こどもから高齢者まで、それぞれの人が自分や他者には守られる権利があり、それぞれの権利を尊重することが大切であることを認識した上で、認知症や介護への理解を進めることが重要です。また、認知症の正しい理解の促進を図り、認知症の人やその家族への支援を広げます。

また、高齢者の虐待防止を推進するとともに、本人の意思を尊重しながら安心して生活が続けられるよう、関係機関と調整を図りながら支援を行います。

#### 主な事業

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |                   |      |                                                                                                                                                                                        |         |                                         |         |                                                           |                         |                                                                             |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度利用支援事業            | 高齢者または身寄りがなく、判断能力が不十分な認知症高齢者などを支援するため、市が家庭裁判所に成年後見等開始審判の申立てを行います。また、審判後、後見人などへの報酬に対する支払能力がない人に助成を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |                   |      |                                                                                                                                                                                        |         |                                         |         |                                                           |                         |                                                                             |
| 尾張北部権利擁護支援センター<br>(再掲)  | <p>尾張北部権利擁護支援センターでは、困りごとや相談への対応などにより、成年後見制度の利用が必要な人（認知症、知的障害や精神障害のため、日常生活を送るうえでの判断能力が十分でない人）を支援し、必要に応じて他の適切な相談機関と連携していきます。</p> <table border="1"> <tr> <td>相談業務</td><td>面談による相談、電話相談、巡回相談</td></tr> <tr> <td>利用支援</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立て支援：家庭裁判所への申立てについて、書類の書き方などの助言</li> <li>・親族後見人支援：後見人になられたあとの後見業務についての相談対応</li> <li>・法人後見受任：他に適切な受任候補者がいない場合には、センターが法人として成年後見人等を受任</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>講演会・研修会</td><td>地域住民や行政職、専門職への権利擁護や成年後見制度に関する講演会・研修会の開催</td></tr> <tr> <td>要援護者の支援</td><td>認知症や知的障害、精神障害があり判断能力が不十分なために困難な状況にある人への成年後見制度の活用に関する検討や支援</td></tr> <tr> <td>権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり</td><td>権利擁護支援のためには、福祉だけでなく、法律や医療の分野の専門職の連携が必要であり、そのための地域連携ネットワークの中核機関としてのネットワークづくり</td></tr> </table> | 相談業務 | 面談による相談、電話相談、巡回相談 | 利用支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立て支援：家庭裁判所への申立てについて、書類の書き方などの助言</li> <li>・親族後見人支援：後見人になられたあとの後見業務についての相談対応</li> <li>・法人後見受任：他に適切な受任候補者がいない場合には、センターが法人として成年後見人等を受任</li> </ul> | 講演会・研修会 | 地域住民や行政職、専門職への権利擁護や成年後見制度に関する講演会・研修会の開催 | 要援護者の支援 | 認知症や知的障害、精神障害があり判断能力が不十分なために困難な状況にある人への成年後見制度の活用に関する検討や支援 | 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり | 権利擁護支援のためには、福祉だけでなく、法律や医療の分野の専門職の連携が必要であり、そのための地域連携ネットワークの中核機関としてのネットワークづくり |
| 相談業務                    | 面談による相談、電話相談、巡回相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |      |                   |      |                                                                                                                                                                                        |         |                                         |         |                                                           |                         |                                                                             |
| 利用支援                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立て支援：家庭裁判所への申立てについて、書類の書き方などの助言</li> <li>・親族後見人支援：後見人になられたあとの後見業務についての相談対応</li> <li>・法人後見受任：他に適切な受任候補者がいない場合には、センターが法人として成年後見人等を受任</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |                   |      |                                                                                                                                                                                        |         |                                         |         |                                                           |                         |                                                                             |
| 講演会・研修会                 | 地域住民や行政職、専門職への権利擁護や成年後見制度に関する講演会・研修会の開催                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |                   |      |                                                                                                                                                                                        |         |                                         |         |                                                           |                         |                                                                             |
| 要援護者の支援                 | 認知症や知的障害、精神障害があり判断能力が不十分なために困難な状況にある人への成年後見制度の活用に関する検討や支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                   |      |                                                                                                                                                                                        |         |                                         |         |                                                           |                         |                                                                             |
| 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり | 権利擁護支援のためには、福祉だけでなく、法律や医療の分野の専門職の連携が必要であり、そのための地域連携ネットワークの中核機関としてのネットワークづくり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |                   |      |                                                                                                                                                                                        |         |                                         |         |                                                           |                         |                                                                             |
| 住民のための成年後見制度勉強会         | 家族が認知症になった場合にそなえ、成年後見制度の基礎を説明し、身近な相談事例から対応を考える勉強会を開催し、本人や家族への支援や成年後見制度の利用につなげます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |                   |      |                                                                                                                                                                                        |         |                                         |         |                                                           |                         |                                                                             |
| わた史ノート                  | 人生を振り返り、自分自身の気持ちを見つめ直し、自分と周囲の人との話し合いのきっかけとなる「わた史ノート」が世代を問わず活用できるよう検討を行い、普及啓発を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |                   |      |                                                                                                                                                                                        |         |                                         |         |                                                           |                         |                                                                             |

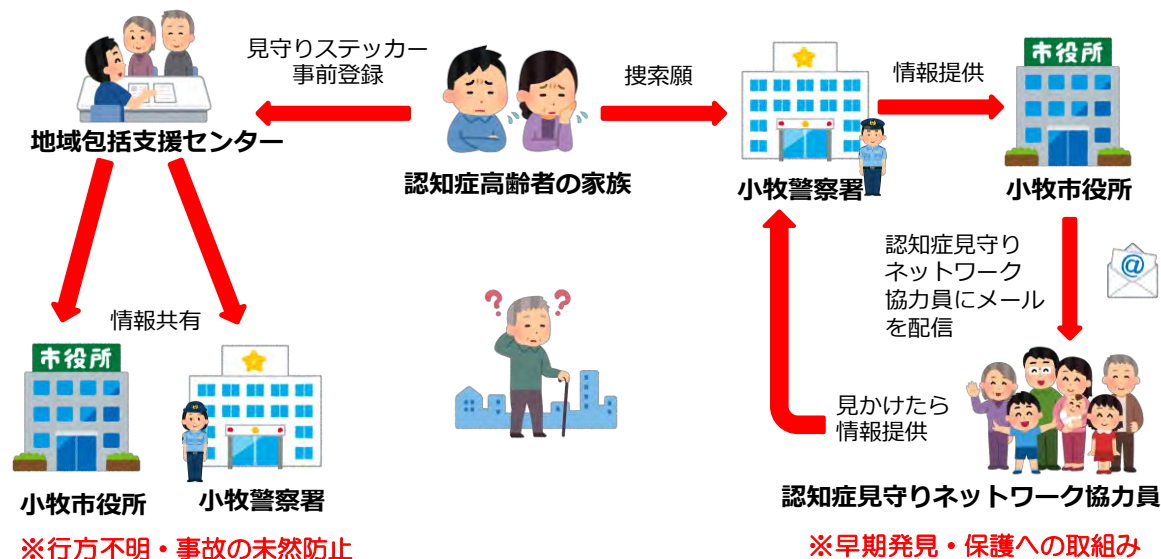
## ○安全に暮らせる目配り・見守り体制の充実

住み慣れた地域で生活をするためには、公的なサービスだけではなく、地域住民の日常적인見守りや声掛けなどが大きな支えとなります。それぞれができる範囲で周りの人々を気にかけて、目配りすることで誰でも見守りの役割が十分果たせます。地域住民の見守りの他、事業者や行政なども加わり、市全体で多層的な見守りの輪づくりを進めます。

### 主な事業

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等見守りネットワーク | 孤独死や虐待などを重大化する前に発見して、適切な支援につなぎ、発生を未然に防止することを目的として、市内のライフライン事業者や新聞配達店など、普段家庭訪問の機会が多い事業者と、見守りに関する協定を締結しています。この協定を拡大し、よりきめの細かい見守りを目指します。                                                                                                                                           |
| 認知症見守りネットワーク  | <p>市では、認知症により行方不明となった高齢者の情報を提供し、早期発見・保護につなげるための取組みとして「認知症見守りネットワーク」を構築しています。</p> <p>市民が協力員として登録すると、行方不明者が発生した際の情報（氏名、身体の特徴等）を発信し、市民には、外出時など、普段の生活の中でいつもより周囲を気にかけていただき、それらしき人を見かけた場合に警察へ連絡をお願いする仕組みとなっています。</p> <p>地域において日々の見守りの目を増やすことで、行方不明になった人を、できるだけ早期に発見・保護するための取組みです。</p> |

（認知症見守りネットワークのイメージ図）



## ○安全に暮らせる基盤整備

災害発生時にできるだけ被害が最小限に抑えられるよう、日ごろから市民全体が防災・減災の意識を高めておくことが重要です。そのため、防災・減災の備えの情報や小学校区ごとに訓練の機会を提供するほか、避難行動要支援者の名簿の登録を進め、地域全体で支援していく体制をつくります。また、ハザードマップ上でのリスクの高さや、心身の状況から判断した優先度を踏まえ、個別避難計画の作成を進めるとともに、専門職や地域住民といざというときの対応について話し合いを進め、災害に備えた取組みを進めます。

身近な距離に親族がいることは高齢者にとって安心感や孤立化を防ぐことにつながったり、高齢者が子世代の支援を行うこともできるため、三世帯同居や近居住宅支援を進めます。

高齢者が住み慣れた自宅で安心して住み続けることができるよう、住宅改修の助成やリフォームヘルパーの派遣を行います。また、賃貸住宅などへの住み替えが安心してできるよう、愛知県と連携を図りながら「愛知県あんしん賃貸支援事業」へのつなぎを行います。

### 主な事業

|                              |                                                                             |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 災害時避難行動要支援者台帳を活用した安否確認訓練(再掲) | 区単位で、災害時避難行動要支援者台帳を活用した訓練の実施を支援します。                                         |
| 個別避難計画の作成                    | ハザードマップ上でのリスクの高さや、心身の状況から判断した優先度を踏まえ、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難計画の作成を進めます。        |
| 三世帯同居・近居住宅支援事業               | 子育て世帯が親の住む小牧市内に新たに、三世帯で同居もしくは近居するための住宅の新築、購入などの経費に対し補助をします。                 |
| 高齢者等住宅改修助成事業                 | 身体機能の低下を補うために必要な居室、浴室、便所などの住宅改修工事を行った場合に、要した経費に対して助成をします。                   |
| リフォームヘルパー派遣事業                | 虚弱な高齢者が住み慣れた自宅で生活できるように住宅改修(リフォーム)を行うとき、福祉、保健及び医療関係の専門家が自宅を訪問して、助言をします。     |
| 愛知県あんしん賃貸支援事業                | 高齢者等を受け入れる民間賃貸住宅や協力店、支援団体を登録し、愛知県及び愛知県住宅供給公社が住民に情報提供を行う制度を活用できるよう相談者をつなぎます。 |





## 第2部 分野別計画

### Ⅱ 高齢者福祉分野

#### 第2章 第9期介護保険事業計画

## 第2章 第 9 期介護保険事業計画

### ○第8期介護保険事業計画の振り返り

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス相談員派遣や介護展等の事業は中止し、介護職員現任者研修はオンライン受講を可とするなど感染拡大防止に配慮した上で実施しました。令和4年度以降は、感染状況を注視しながら感染拡大防止対策を講じた上で各事業を実施しました。

介護給付の適正化では、ケアプラン点検については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断したため目標件数を下回ったものの、認定調査結果の点検、住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検、医療情報との突合・縦覧点検については全件実施し、介護給付費通知の送付は年4回実施により目標を達成しました。

また、介護保険施設等整備計画に基づき、令和5年4月に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1か所（定員 27 名）を北里圏域に整備しました。

図表 34 第8期介護保険事業計画指標の目標値と実績値

| <div> <div>年度</div> <div>指標</div> </div> | 目標値                |                    |                    | 実績値                |                    |                    |
|------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                                          | 令和3年度<br>(2021 年度) | 令和4年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023 年度) | 令和3年度<br>(2021 年度) | 令和4年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023 年度) |
| 介護サービス相談員を派遣した延べ人数                       | 790 人              | 790 人              | 790 人              | 中止                 | 45 人               | 371 人              |
| 介護支援専門員研修の受講者数                           | 40 人               | 40 人               | 40 人               | 42 人               | 40 人               | 47 人               |
| 介護職員現任者研修の受講者数                           | 30 人               | 30 人               | 30 人               | 30 人               | 34 人               | 24 人               |
| 「介護展」の参加者数                               | 320 人              | 320 人              | 340 人              | 中止                 | 212 人              | 308 人              |
| ケアプラン点検                                  | 90 件               | 95 件               | 100 件              | 43 件               | 141 件              | 149 件              |

※R5年度は見込を含む



## ○現状・課題と今後の方向性

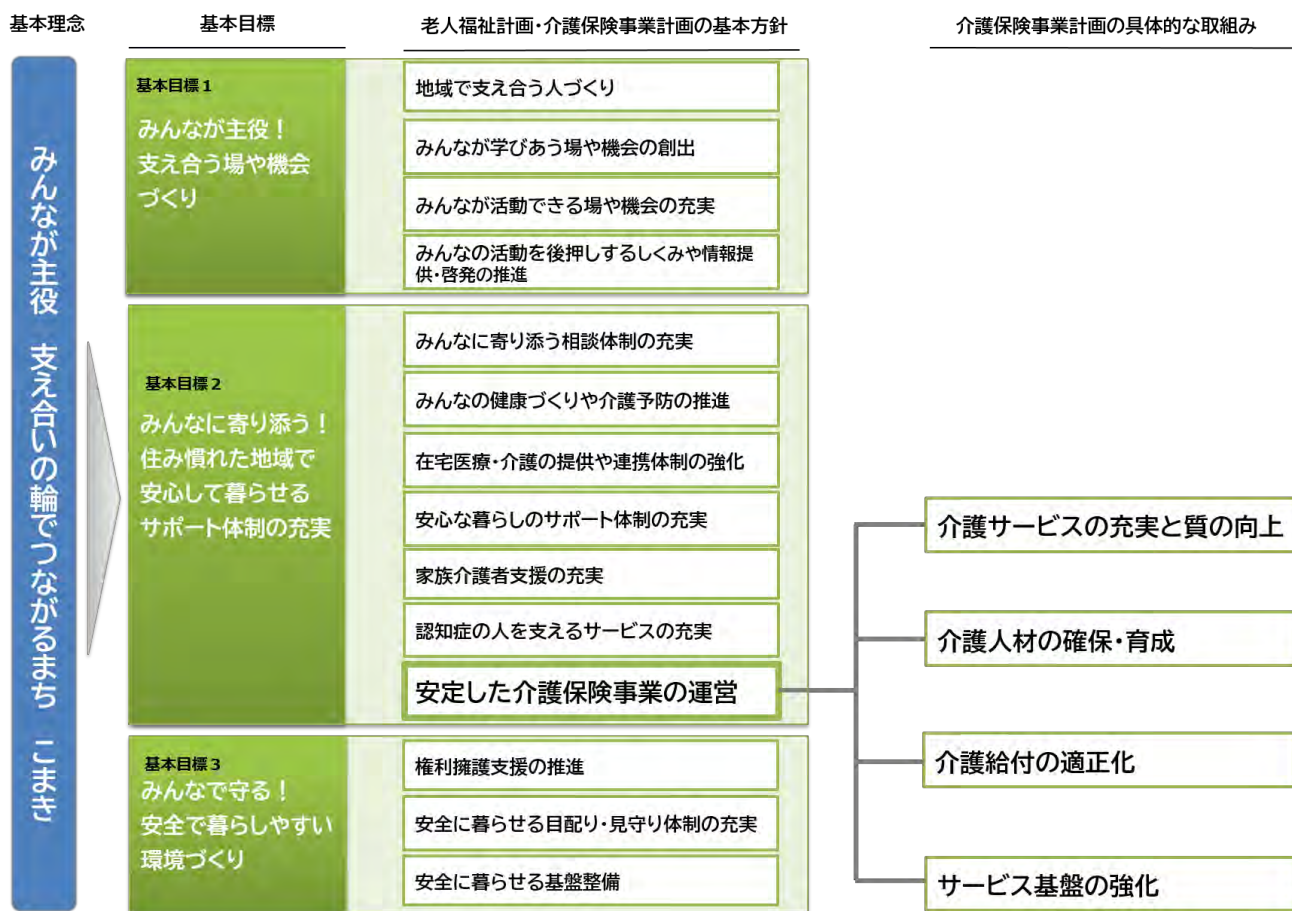
本市の高齢者人口は、令和 22 年頃まで概ね一貫して増え続け、特に介護ニーズが高い 85 歳以上人口の急速な増加に伴い、要介護者の増加が見込まれます。また、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の増加も見込まれます。

そのため、要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で生活を持けるため、適切な介護サービスを提供できる体制の整備が必要です。

一方で、生産年齢人口（15～64 歳人口）は今後も減少していくことが見込まれますが、介護保険事業所調査によると、すでに人材確保が大きな課題となっています。安定した介護保険制度を維持していくために、介護人材の確保・育成に向けた取組みが必要です。

これらの現状や課題を踏まえ、第9期介護保険事業計画は次のような基本目標、基本方針で進めていきます。

### 老人福祉計画・介護保険事業計画 体系図



## ○安定した介護保険事業の運営

### 具体的な取組み

#### 介護サービスの充実と質の向上

介護が必要な高齢者の生活を支えるため、要介護者のニーズを踏まえながら、必要なサービスが適切に提供されるよう、介護サービスの充実を図ります。また、事業所と連携して介護サービスの質の向上に取り組みます。

#### ■具体的施策

- ・ 要介護者が真に必要とするサービスを過不足なく利用できるよう、介護支援専門員やサービス事業所と連携を図ります。
- ・ 介護支援専門員に対し、ケアマネジメントに関する専門的知識・技術を習得するための研修やグループワークを実施し、ケアマネジメント力の向上を図ります。
- ・ 市内の事業所で働く介護職員に対し、介護に関する知識・技術を広く習得するための研修を実施し、介護サービスの質の向上を図ります。
- ・ 要介護者やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護サービス相談員の派遣や事業所への助言・指導等によりサービスの質の向上を図ります。
- ・ 介護サービスについて、気軽に相談ができ、適切な対応がとれるよう、地域包括支援センター、サービス事業者、国民健康保険団体連合会等と連携を図り、苦情の解決や介護サービスの質の向上に努めます。
- ・ 支援が必要な高齢者を地域で助け合う仕組みである「住民主体サービス」※について、通いの場の提供や生活支援、移動支援などの活動の継続・充実を図られるよう地域等との連携に努めます。
- ・ 介護現場における業務の効率化や職員の負担軽減のため、県と連携し、介護ロボットやICTの活用促進を図ります。

#### ※地域の人々が地域の人を支える仕組み「住民主体サービス」

住民主体サービスでは、NPO法人やボランティア団体など地域の人による地域の人のための支援が行われています。

##### 【生活支援】

支援を必要とする人の自宅を訪問し、暮らしに必要な支援を実施

掃除、草取り、買い物代行、  
薬の受取代行 など

##### 【移動支援】

移動が難しい人の自宅からの送迎や乗降介助

通院や買い物への送迎前後の乗降介助、通いの場への送迎



##### 【通いの場の提供】

居場所づくりや外出機会の創出

参加者との会話、認知症予防体操、困りごと相談など



## 介護人材の確保・育成

高齢者人口がピークを迎える見込みである令和 22 年の本市の生産年齢人口は、令和 5 年と比較すると、2 割に相当する 1 万 8,000 人余の減少が見込まれます。

介護保険事業所調査によると、すでに市内の事業所の約半数で介護人材は不足している状況であり、介護人材の確保・育成が大きな課題となっています。

### ■具体的施策

- ・介護展等において、介護の仕事相談コーナーを設置し、介護の仕事についての相談や案内を行います。
- ・介護未経験者に対し、介護について理解を深め、介護分野で働くきっかけづくりのために、「介護に関する入門的研修」※を実施します。
- ・人材が定着しやすい職場とするために、介護保険サービス事業者連絡会等で事業者間での情報交換やワークショップ等を開催し、人材の育成及び職場定着率の向上を図ります。
- ・介護支援専門員研修等の費用助成を検討します。
- ・国や県等による介護人材確保に関する取組み・制度について、周知及び活用促進を図ります。

※介護に関する入門的研修…本市では、介護未経験者を対象に、令和4年度より「介護に関する入門的研修」を開催しています。この研修は、介護サービス事業所での就労や地域でのボランティア活動など介護分野で働くきっかけづくりとして行うもので、介護の基本的な知識を身につけることができます。研修修了者は、介護職員初任者研修や生活援助従事者研修課程の一部が免除される場合があります。

図表 35 「介護に関する入門的研修」カリキュラム

| 内 容  |            | 研修時間数  |
|------|------------|--------|
| 基礎講座 | 介護に関する基礎知識 | 1.5 時間 |
|      | 介護の基本      | 1.5 時間 |
| 入門講座 | 基本的な介護の方法  | 10 時間  |
|      | 認知症の理解     | 4 時間   |
|      | 障がいの理解     | 2 時間   |
|      | 介護における安全確保 | 2 時間   |
| 合計時間 |            | 21 時間  |

## 介護給付の適正化

適正な要介護認定と適切なサービス提供により、介護保険を持続可能な制度として維持できるように、効果的・効率的に適正化事業を進めていく必要があります。

このため、次に掲げる介護給付適正化計画において、目標を定めて取り組みます。

### 小牧市介護給付適正化計画（令和6年度～令和8年度）

#### 1. 要介護認定の適正化

##### 《取り組み目標》

- ・認定調査票及び主治医意見書の全ての内容を点検し、適切かつ公平な要介護認定を行います。
- ・業務分析データ（愛知県要介護認定の状況）を活用して、認定状況の把握、調査項目の選択率やその要因について分析し、認定調査や審査判定の平準化を図ります。
- ・介護認定審査会の審査手順や内容、審査会事務局機能を強化し、合議体間の平準化を図ります。
- ・調査員支援システムによる認定調査業務のデジタル化を図ります。

##### 《実施内容》

- ・認定調査の実務経験を有する職員による審査会資料の全件ダブルチェックを実施します。
- ・業務分析データを活用し、調査項目の選択率や特徴を把握するとともに、その要因分析を行います。また、分析結果を反映した調査員研修を行います。
- ・調査員支援システムを活用することで、1日あたりの訪問調査件数の増加及び記載内容の平準化を図ります。
- ・合議体間の二次判定の重度（軽度）変更率等に着目し、審査会事務局による合議体間の情報共有化を図るため、審査会委員研修を行います。

#### 2. ケアプラン等の点検

##### 《取り組み目標》

- ・給付実績帳票を活用し、第三者が客観的に点検を行い、一人ひとりの状況にあわせた適切なサービス提供を行えるようにします。
- ・住宅改修や福祉用具利用にあたっては、適切に利用されるよう自己点検を進めるほか、必要に応じてリハビリテーション専門職等による点検などを進めます。

##### 《実施内容》

- ・自己点検シートの活用及び介護支援専門員等とともに確認・検証により、適切で効果的なケアプラン作成の促進を図ります。
- ・住宅改修や福祉用具の購入・貸与に関する申請書等の書類について確認を行い、給付の妥当性が判断できない案件について、事業者への確認や訪問調査を行います。
- ・給付実績の帳票を活用し、効率的にケアプラン点検や福祉用具に係る調査を行います。
- ・ケアプラン点検をはじめ、住宅改修や福祉用具購入・貸与等に係る確認・点検の内容や実施件数の充実を図るため、介護支援専門員等の専門職の人員配置や業務の委託化等の方策を検討し、実施につなげていきます。

### 3. 医療情報との突合・縦覧点検

#### 《取組み目標》

- ・医療情報との突合を進め、医療と介護の重複請求を防ぎます。
- ・受給者ごとに提供された介護サービスの整合性や算定回数等の点検を行うことにより不適切な給付を削減します。

#### 《実施内容》

- ・縦覧点検業務について、国民健康保険団体連合会へ委託し、効率的に点検を進めます。
- ・国民健康保険団体連合会から提供されるリストを確認し、疑義のあるケースについて、事業者への確認を行います。

### 4. 介護給付費通知の送付

#### 《取組み目標》

- ・受給者に対して介護サービスの利用状況等について通知し、自ら受けている介護サービスを確認することにより、不適切な給付の削減を図ります。

#### 《実施内容》

- ・受給者に対して、実際に利用したサービスの種類、回数、費用等について、年4回通知します。

図表 36 小牧市介護給付適正化計画【目標値】

|                                | 基準値      | 見込値      | 目標値・目指す方向性 |          |          |
|--------------------------------|----------|----------|------------|----------|----------|
|                                | 令和4年度    | 令和5年度    | 令和6年度      | 令和7年度    | 令和8年度    |
|                                | (2022年度) | (2023年度) | (2024年度)   | (2025年度) | (2026年度) |
| ケアプラン点検                        | 141件     | 149件     | 150件       | 155件     | 160件     |
| 住宅改修、福祉用具購入・貸与の<br>疑義案件に係る訪問調査 | 100%     | 100%     | 100%       | 100%     | 100%     |
| 医療情報との突合・縦覧点検                  | 100%     | 100%     | 100%       | 100%     | 100%     |
| 介護給付費通知の送付                     | 年4回      | 年4回      | 年4回        | 年4回      | 年4回      |



## サービス基盤の強化

---

本市では、介護サービス事業者の相互の連携やサービス環境の平準化と質の向上を図るため、介護保険サービス事業者連絡会による事業を行っています。

今後も介護を必要とする人が安心して適切なサービスが利用できるよう、介護保険サービス事業者連絡会等により事業者間の連携を強化し、安定したサービス提供体制を整えていく必要があります。

また、災害や感染症への対応が求められる機会が増えており、このような状況下においても各事業所がBCP（業務継続計画）に基づき継続的にサービスの提供が行えるよう、保険者として支援する必要があります。

### ■具体的施策

- ・ 介護保険サービス事業者連絡会による事業を継続し、事業者間の更なる連携や情報提供・共有を図ることで、利用者が安心して適切なサービスを利用できるよう支援します。
- ・ 非常時に備え、避難訓練の実施や食料など生活必需品の備蓄状況等を、事業所に対して定期的に確認を行います。
- ・ 感染症等が拡大した際に、継続してサービスが提供できる体制を確保するため、市から事業所へ配布するマスクや消毒液などの衛生用品を計画的に備蓄します。

### ■介護保険施設等の整備

令和5年7月に本市で実施した入所待機者調査によると、介護老人福祉施設（地域密着型含む7施設）の待機者数は66人であり、令和4年8月調査の101人から大幅に減少しています。また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の待機者数は令和5年7月調査では13人で、令和4年8月調査の29人から減少していますが、これは令和5年4月に1か所（定員27人）開設したことが主な要因であると考えられます。

入所待機者調査結果や今後の認知症高齢者の増加見込みを考慮し、第9期計画期間中に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を1か所（最大定員27人）整備します。

介護老人福祉施設については、入所待機者調査結果や全国的にも待機者が減少傾向であることから、第9期計画期間中の整備は見送ることとします。

また、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護などの地域密着型サービスは、将来推計では需要は増加する見込みですが、令和5年7月調査では全ての事業所で利用定員に空きがあるため、第9期計画期間中の整備は見送ることとします。



図表 37 介護保険施設等整備計画【令和6年度～令和8年度】

|   |                               | 小牧南部                      | 小牧中部          | 小牧西部         | 味岡            | 篠岡            | 北里           | 計             |
|---|-------------------------------|---------------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|--------------|---------------|
| ☆ | 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)       | 整備済<br>1か所<br>(100人)      |               |              | 1か所<br>(100人) | 2か所<br>(180人) | 1か所<br>(80人) | 5か所<br>(460人) |
|   | 本計画期間                         |                           |               |              |               |               |              |               |
| ☆ | 地域密着型<br>介護老人福祉施設             | 整備済                       |               | 1か所<br>(29人) | 1か所<br>(29人)  |               |              | 2か所<br>(58人)  |
|   | 本計画期間                         |                           |               |              |               |               |              |               |
| ☆ | 介護老人保健施設                      | 整備済                       | 1か所<br>(105人) | 1か所<br>(95人) |               |               |              | 2か所<br>(200人) |
|   | 本計画期間                         |                           |               |              |               |               |              |               |
| ☆ | 認知症対応型<br>共同生活介護<br>(グループホーム) | 整備済                       | 1か所<br>(18人)  | 1か所<br>(18人) | 2か所<br>(36人)  | 2か所<br>(27人)  | 2か所<br>(27人) | 3か所<br>(54人)  |
|   | 本計画期間                         | 小牧西部と北里を除く圏域に1か所(最大27人)整備 |               |              |               |               |              |               |
| ☆ | 小規模多機能型<br>居宅介護               | 整備済                       | 1か所<br>(29人)  | 2か所<br>(58人) |               | 1か所<br>(29人)  | 1か所<br>(29人) | 2か所<br>(58人)  |
|   | 本計画期間                         |                           |               |              |               |               |              |               |
| ☆ | 看護小規模多機能型<br>居宅介護             | 整備済                       |               |              |               | 1か所<br>(29人)  |              | 1か所<br>(29人)  |
|   | 本計画期間                         |                           |               |              |               |               |              |               |
| ☆ | 認知症対応型<br>通所介護                | 整備済                       |               | 1か所<br>(6人)  |               | 1か所<br>(12人)  |              | 1か所<br>(12人)  |
|   | 本計画期間                         |                           |               |              |               |               |              |               |
| ☆ | 地域密着型通所介護                     | 整備済                       |               | 1か所<br>(10人) |               | 2か所<br>(28人)  |              | 3か所<br>(38人)  |
|   | 本計画期間                         |                           |               |              |               |               |              |               |

☆は、地域密着型サービス

【有料老人ホーム等の設置状況】

|   |                                 |     |              |              |              |              |                |              |                |
|---|---------------------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| ★ | 特定施設入居者生活<br>介護(介護付有料老<br>人ホーム) | 整備済 | 1か所<br>(44人) |              |              | 1か所<br>(30人) |                | 1か所<br>(31人) | 3か所<br>(105人)  |
|   | 本計画期間                           |     |              |              |              |              |                |              |                |
| ★ | 住宅型有料老人ホー<br>ム                  | 設置済 | 3か所<br>(62人) | 2か所<br>(79人) | 4か所<br>(93人) | 3か所<br>(76人) | 6か所<br>(311人)  | 1か所<br>(30人) | 19か所<br>(651人) |
|   | 本計画期間                           |     |              |              |              |              |                |              |                |
| ★ | サービス付き高齢者向<br>け住宅               | 設置済 |              | 1か所<br>(32戸) | 2か所<br>(50戸) |              |                | 2か所<br>(41戸) | 5か所<br>(123戸)  |
|   | 本計画期間                           |     |              |              |              |              |                |              |                |
| ★ | 軽費老人ホーム                         | 設置済 |              |              |              |              | ★1か所<br>(100人) | 1か所<br>(17人) | 2か所<br>(117人)  |
|   | 本計画期間                           |     |              |              |              |              |                |              |                |

★は、指定特定施設

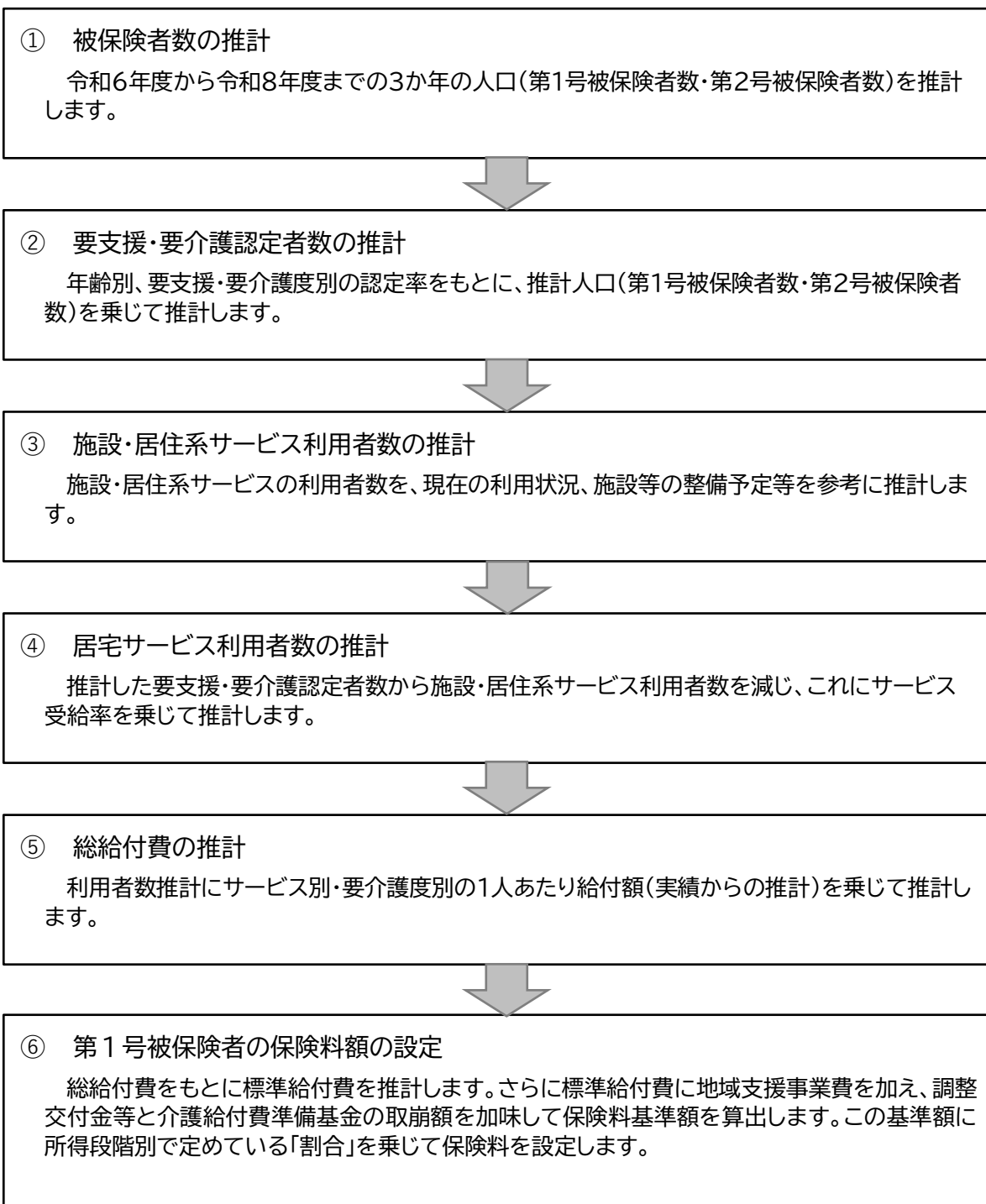
( ) 内の数は定員数 サービス付き高齢者向け住宅は戸数 (令和5年10月1日時点整備済)

## 介護保険事業費の見込み

### (1)保険料算定の手順

下記の流れに従って、令和6年度から令和8年度までの保険料を算出します。

#### ■サービス見込み量・保険料の算定フロー



## (2)被保険者数の推計

本市の被保険者数の推計では、第１号被保険者数(65歳以上)のうち、前期高齢者(65～74歳)は現在減少しているものの、概ね令和１２年以後は増加に転じると見込んでいます。また、後期高齢者(75歳以上)のうち、特に介護ニーズが高い85歳以上の被保険者数は令和１７年頃まで増加し、その後減少に転じると見込んでいます。

図表 38 被保険者数の推計

|              | 第9期計画           |                 |                 | 長期推計             |                  |                  |                  |                  |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|              | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和17年<br>(2035年) | 令和22年<br>(2040年) | 令和27年<br>(2045年) | 令和32年<br>(2050年) |
| 被保険者数<br>(人) | 90,116          | 90,076          | 89,925          | 88,824           | 86,182           | 83,404           | 80,335           | 77,479           |
| 40～64歳       | 51,850          | 51,731          | 51,657          | 50,196           | 46,652           | 41,581           | 38,564           | 36,871           |
| 65歳以上        | 38,266          | 38,345          | 38,268          | 38,628           | 39,530           | 41,823           | 41,771           | 40,608           |
| 65～74歳       | 16,126          | 15,583          | 15,109          | 15,280           | 17,449           | 20,660           | 19,951           | 16,337           |
| 75～84歳       | 16,361          | 16,604          | 16,526          | 15,357           | 12,598           | 12,432           | 14,246           | 16,837           |
| 85歳以上        | 5,779           | 6,158           | 6,633           | 7,991            | 9,483            | 8,731            | 7,574            | 7,434            |
| 総人口(人)       | 149,199         | 148,323         | 147,382         | 143,025          | 136,504          | 129,275          | 122,040          | 114,997          |
| 高齢化率(%)      | 25.6            | 25.9            | 26.0            | 27.0             | 29.0             | 32.4             | 34.2             | 35.3             |

各年10月1日時点

資料：「見える化」システム、総人口はコーホート変化率法による推計値

## (3)要介護(要支援)認定者数の推計

本市の要介護(要支援)認定者数は、現在継続して増加しており、今後も令和１７年頃まで増加し、その後減少に転じると見込んでいます。

図表 39 要介護(要支援)認定者数の推計

|         | 第9期計画           |                 |                 | 長期推計             |                  |                  |                  |                  |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|         | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和17年<br>(2035年) | 令和22年<br>(2040年) | 令和27年<br>(2045年) | 令和32年<br>(2050年) |
| 認定者数(人) | 5,874           | 6,020           | 6,177           | 6,919            | 7,328            | 7,185            | 6,783            | 6,790            |
| 要支援1    | 1,334           | 1,361           | 1,392           | 1,555            | 1,601            | 1,523            | 1,456            | 1,495            |
| 要支援2    | 1,063           | 1,083           | 1,100           | 1,210            | 1,243            | 1,197            | 1,153            | 1,178            |
| 要介護1    | 951             | 977             | 1,006           | 1,153            | 1,225            | 1,161            | 1,086            | 1,102            |
| 要介護2    | 699             | 717             | 737             | 826              | 895              | 920              | 861              | 834              |
| 要介護3    | 610             | 624             | 641             | 717              | 781              | 791              | 739              | 719              |
| 要介護4    | 804             | 837             | 865             | 975              | 1,066            | 1,079            | 1,005            | 981              |
| 要介護5    | 413             | 421             | 436             | 483              | 517              | 514              | 483              | 481              |

各年10月1日時点

資料：「見える化」システム

## (4)介護給付費の実績と推計

### ■介護保険サービスの現状

- ・ 介護予防サービスは、サービス種類によるばらつきはありますが、緩やかに増加しています。特に「介護予防訪問看護」や「介護予防福祉用具貸与」の利用が増加しています。
- ・ 居宅介護サービスは、介護予防サービスと同様に、緩やかに増加しています。特に、コロナ禍の影響もあり「訪問介護」「訪問看護」「居宅療養管理指導」等の訪問系サービスの利用や短期入所療養介護（老健）の利用が増加しています。
- ・ 地域密着型サービスは、横ばい、もしくはやや減少で推移しています。
- ・ 施設サービスは、微増傾向となっていますが、「介護老人福祉施設」の利用者数の増加が大きくなっています。

### ■介護保険サービスの見込み

介護保険サービスの見込量の算出にあたっては、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムの手法を用いて、要介護（要支援）認定者数、介護サービスの利用実績、施設の整備状況等を基に、令和6年度から令和8年度のサービス利用量の見込みを推計しています。

図表 40 介護予防サービス 1 か月あたりの利用者数、利用回数の実績と推計

|                             |       | 実績値                |                    | 見込値                | 計画値                |                    |                    |
|-----------------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                             |       | 令和3年度<br>(2021 年度) | 令和4年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023 年度) | 令和6年度<br>(2024 年度) | 令和7年度<br>(2025 年度) | 令和8年度<br>(2026 年度) |
| (1)介護予防サービス                 |       |                    |                    |                    |                    |                    |                    |
| 介護予防訪問入浴<br>介護              | 回数(回) | 2                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
|                             | 人数(人) | 1                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 介護予防訪問看護                    | 回数(回) | 1,014              | 1,148              | 1,307              | 1,355              | 1,382              | 1,404              |
|                             | 人数(人) | 137                | 145                | 178                | 185                | 189                | 192                |
| 介護予防訪問<br>リハビリテーション         | 回数(回) | 242                | 191                | 184                | 184                | 184                | 204                |
|                             | 人数(人) | 20                 | 13                 | 12                 | 12                 | 12                 | 13                 |
| 介護予防居宅療養<br>管理指導            | 人数(人) | 173                | 158                | 162                | 169                | 172                | 174                |
| 介護予防通所<br>リハビリテーション         | 人数(人) | 363                | 353                | 359                | 374                | 381                | 389                |
| 介護予防短期入所<br>生活介護            | 日数(日) | 141                | 106                | 151                | 160                | 160                | 160                |
|                             | 人数(人) | 18                 | 14                 | 19                 | 20                 | 20                 | 20                 |
| 介護予防短期入所<br>療養介護(老健)        | 日数(日) | 4                  | 1                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
|                             | 人数(人) | 1                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 介護予防短期入所<br>療養介護(病院等)       | 日数(日) | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
|                             | 人数(人) | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 介護予防短期入所<br>療養介護<br>(介護医療院) | 日数(日) | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
|                             | 人数(人) | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 介護予防福祉用具貸与                  | 人数(人) | 792                | 822                | 899                | 935                | 955                | 972                |
| 特定介護予防<br>福祉用具購入費           | 人数(人) | 14                 | 15                 | 11                 | 12                 | 12                 | 12                 |
| 介護予防住宅改修                    | 人数(人) | 18                 | 22                 | 20                 | 21                 | 22                 | 23                 |
| 介護予防特定施設<br>入居者生活介護         | 人数(人) | 57                 | 55                 | 54                 | 57                 | 57                 | 59                 |
| (2)地域密着型介護予防サービス            |       |                    |                    |                    |                    |                    |                    |
| 介護予防認知症対応<br>型通所介護          | 回数(回) | 10                 | 11                 | 4                  | 4                  | 4                  | 4                  |
|                             | 人数(人) | 3                  | 3                  | 1                  | 1                  | 1                  | 1                  |
| 介護予防小規模多機<br>能型居宅介護         | 人数(人) | 24                 | 25                 | 35                 | 38                 | 38                 | 38                 |
| 介護予防認知症対応<br>型共同生活介護        | 人数(人) | 2                  | 3                  | 1                  | 1                  | 1                  | 1                  |
| (3)介護予防支援                   | 人数(人) | 1,032              | 1,046              | 1,129              | 1,176              | 1,199              | 1,222              |

資料：「見える化」システム

図表 41 介護サービス 1 か月あたりの利用者数、利用回数の実績と推計

|                          |       | 実績値                |                    | 見込値                | 計画値                |                    |                    |
|--------------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                          |       | 令和3年度<br>(2021 年度) | 令和4年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023 年度) | 令和6年度<br>(2024 年度) | 令和7年度<br>(2025 年度) | 令和8年度<br>(2026 年度) |
| (1) 居宅サービス               |       |                    |                    |                    |                    |                    |                    |
| 訪問介護                     | 回数(回) | 26,523             | 29,561             | 32,354             | 32,905             | 34,357             | 35,903             |
|                          | 人数(人) | 628                | 702                | 745                | 766                | 797                | 828                |
| 訪問入浴介護                   | 回数(回) | 331                | 336                | 311                | 326                | 340                | 359                |
|                          | 人数(人) | 64                 | 64                 | 67                 | 70                 | 73                 | 77                 |
| 訪問看護                     | 回数(回) | 4,242              | 4,851              | 5,429              | 5,697              | 5,954              | 6,219              |
|                          | 人数(人) | 390                | 420                | 454                | 477                | 498                | 519                |
| 訪問リハビリテーション              | 回数(回) | 550                | 649                | 671                | 704                | 715                | 762                |
|                          | 人数(人) | 38                 | 49                 | 49                 | 52                 | 53                 | 56                 |
| 居宅療養管理指導                 | 人数(人) | 944                | 1,037              | 1,106              | 1,116              | 1,163              | 1,208              |
| 通所介護                     | 回数(回) | 10,365             | 10,576             | 10,363             | 10,900             | 11,306             | 11,691             |
|                          | 人数(人) | 853                | 887                | 879                | 924                | 958                | 990                |
| 通所リハビリテーション              | 回数(回) | 2,426              | 2,549              | 2,469              | 2,581              | 2,678              | 2,762              |
|                          | 人数(人) | 258                | 273                | 271                | 284                | 295                | 304                |
| 短期入所生活介護                 | 日数(日) | 3,645              | 3,720              | 3,293              | 3,445              | 3,593              | 3,733              |
|                          | 人数(人) | 245                | 260                | 249                | 260                | 271                | 281                |
| 短期入所療養介護(老健)             | 日数(日) | 59                 | 92                 | 120                | 120                | 133                | 143                |
|                          | 人数(人) | 10                 | 12                 | 18                 | 18                 | 20                 | 21                 |
| 短期入所療養介護(病院)             | 日数(日) | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
|                          | 人数(人) | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 短期入所療養介護<br>(介護医療院)      | 日数(日) | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
|                          | 人数(人) | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 福祉用具貸与                   | 人数(人) | 1,246              | 1,344              | 1,399              | 1,426              | 1,485              | 1,541              |
| 特定福祉用具購入費                | 人数(人) | 18                 | 19                 | 22                 | 24                 | 25                 | 25                 |
| 住宅改修費                    | 人数(人) | 17                 | 16                 | 17                 | 18                 | 19                 | 19                 |
| 特定施設入居者生活介護              | 人数(人) | 133                | 130                | 140                | 147                | 151                | 155                |
| (2) 地域密着型サービス            |       |                    |                    |                    |                    |                    |                    |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護         | 人数(人) | 3                  | 3                  | 3                  | 3                  | 3                  | 4                  |
| 夜間対応型訪問介護                | 人数(人) | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 地域密着型通所介護                | 回数(回) | 507                | 468                | 457                | 490                | 498                | 521                |
|                          | 人数(人) | 45                 | 41                 | 47                 | 50                 | 51                 | 53                 |
| 認知症対応型通所介護               | 回数(回) | 273                | 263                | 264                | 281                | 281                | 299                |
|                          | 人数(人) | 31                 | 29                 | 31                 | 33                 | 33                 | 35                 |
| 小規模多機能型居宅介護              | 人数(人) | 139                | 133                | 121                | 128                | 133                | 137                |
| 認知症対応型共同生活介護             | 人数(人) | 148                | 148                | 149                | 175                | 175                | 190                |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護         | 人数(人) | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 地域密着型介護老人福祉施設入<br>所者生活介護 | 人数(人) | 58                 | 57                 | 59                 | 59                 | 59                 | 59                 |
| 看護小規模多機能型居宅介護            | 人数(人) | 14                 | 12                 | 12                 | 13                 | 13                 | 13                 |
| (3) 施設サービス               |       |                    |                    |                    |                    |                    |                    |
| 介護老人福祉施設                 | 人数(人) | 364                | 371                | 407                | 407                | 407                | 407                |
| 介護老人保健施設                 | 人数(人) | 231                | 225                | 241                | 241                | 241                | 241                |
| 介護医療院                    | 人数(人) | 4                  | 5                  | 8                  | 8                  | 8                  | 8                  |
| 介護療養型医療施設                | 人数(人) | 1                  | 1                  | 0                  |                    |                    |                    |
| (4) 居宅介護支援               | 人数(人) | 1,724              | 1,853              | 1,869              | 1,962              | 2,038              | 2,111              |

資料：「見える化」システム



図表 42 予防給付費の実績と推計

(千円)

|                         | 実績値                |                    | 見込値                | 計画値                |                    |                    |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                         | 令和3年度<br>(2021 年度) | 令和4年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023 年度) | 令和6年度<br>(2024 年度) | 令和7年度<br>(2025 年度) | 令和8年度<br>(2026 年度) |
| (1)介護予防サービス             |                    |                    |                    |                    |                    |                    |
| 介護予防訪問入浴<br>介護          | 236                | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 介護予防訪問看護                | 44,206             | 48,556             | 55,490             | 58,400             | 59,667             | 60,603             |
| 介護予防訪問<br>リハビリテーション     | 7,032              | 5,402              | 5,625              | 5,704              | 5,712              | 6,304              |
| 介護予防居宅療養<br>管理指導        | 21,322             | 19,734             | 21,197             | 22,426             | 22,853             | 23,119             |
| 介護予防通所<br>リハビリテーション     | 147,219            | 145,495            | 145,473            | 153,076            | 156,146            | 159,298            |
| 介護予防短期入所<br>生活介護        | 9,196              | 6,772              | 9,798              | 10,537             | 10,551             | 10,551             |
| 介護予防短期入所<br>療養介護(老健)    | 345                | 46                 | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 介護予防短期入所<br>療養介護(病院等)   | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 介護予防短期入所<br>療養介護(介護医療院) | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 介護予防福祉用具<br>貸与          | 71,546             | 74,378             | 79,024             | 82,013             | 83,758             | 85,206             |
| 特定介護予防<br>福祉用具購入費       | 4,349              | 4,972              | 4,172              | 4,506              | 4,506              | 4,506              |
| 介護予防住宅改修                | 20,791             | 25,961             | 24,652             | 25,761             | 26,870             | 28,332             |
| 介護予防特定施設<br>入居者生活介護     | 52,635             | 52,367             | 51,342             | 54,775             | 54,845             | 56,811             |
| 合計                      | 378,878            | 383,684            | 396,773            | 417,198            | 424,908            | 434,730            |
| (2)地域密着型介護予防サービス        |                    |                    |                    |                    |                    |                    |
| 介護予防認知症対応<br>型通所介護      | 736                | 945                | 366                | 371                | 371                | 371                |
| 介護予防小規模<br>多機能型居宅介護     | 18,928             | 20,186             | 27,948             | 30,559             | 30,597             | 30,597             |
| 介護予防認知症対応<br>型共同生活介護    | 6,079              | 8,414              | 2,908              | 2,949              | 2,953              | 2,953              |
| 合計                      | 25,743             | 29,545             | 31,222             | 33,879             | 33,921             | 33,921             |
| (3)介護予防支援               | 57,459             | 59,337             | 63,148             | 66,706             | 68,096             | 69,403             |
| 予防給付費 合計                | 462,080            | 472,566            | 491,143            | 517,783            | 526,925            | 538,054            |

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

資料：「見える化」システム

図表 43 介護給付費の実績と推計

(千円)

|                      | 実績値                |                    | 見込値                | 計画値                |                    |                    |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                      | 令和3年度<br>(2021 年度) | 令和4年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023 年度) | 令和6年度<br>(2024 年度) | 令和7年度<br>(2025 年度) | 令和8年度<br>(2026 年度) |
| (1) 居宅サービス           |                    |                    |                    |                    |                    |                    |
| 訪問介護                 | 858,550            | 969,819            | 1,088,950          | 1,121,888          | 1,172,297          | 1,224,770          |
| 訪問入浴介護               | 48,204             | 49,578             | 46,690             | 49,709             | 51,978             | 54,813             |
| 訪問看護                 | 208,369            | 236,063            | 269,767            | 287,371            | 300,816            | 314,235            |
| 訪問リハビリテーション          | 16,561             | 19,811             | 21,657             | 22,985             | 23,342             | 24,944             |
| 居宅療養管理指導             | 134,157            | 150,528            | 164,448            | 168,529            | 175,825            | 182,687            |
| 通所介護                 | 980,437            | 995,184            | 988,403            | 1,054,582          | 1,096,434          | 1,136,144          |
| 通所リハビリテーション          | 245,310            | 253,695            | 250,217            | 264,886            | 275,752            | 284,632            |
| 短期入所生活介護             | 369,515            | 375,280            | 327,315            | 347,543            | 363,224            | 377,706            |
| 短期入所療養介護(老健)         | 8,153              | 13,133             | 17,756             | 18,007             | 19,907             | 21,498             |
| 短期入所療養介護(病院等)        | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 短期入所療養介護(介護医療院)      | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 福祉用具貸与               | 239,158            | 252,195            | 260,569            | 265,034            | 276,407            | 287,699            |
| 特定福祉用具購入費            | 6,302              | 6,765              | 9,383              | 10,232             | 10,604             | 10,604             |
| 住宅改修費                | 17,603             | 17,224             | 16,868             | 17,568             | 18,454             | 18,454             |
| 特定施設入居者生活介護          | 313,330            | 313,875            | 336,589            | 357,784            | 368,532            | 378,247            |
| 合計                   | 3,445,647          | 3,653,150          | 3,798,612          | 3,986,118          | 4,153,572          | 4,316,433          |
| (2) 地域密着型サービス        |                    |                    |                    |                    |                    |                    |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 4,939              | 4,785              | 4,250              | 4,310              | 4,315              | 5,696              |
| 夜間対応型訪問介護            | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 地域密着型通所介護            | 52,338             | 47,843             | 46,062             | 50,279             | 51,057             | 53,565             |
| 認知症対応型通所介護           | 34,005             | 31,940             | 33,459             | 36,239             | 36,285             | 38,597             |
| 小規模多機能型居宅介護          | 317,445            | 315,870            | 303,105            | 324,791            | 338,997            | 349,548            |
| 認知症対応型共同生活介護         | 438,880            | 444,812            | 471,963            | 561,911            | 562,623            | 610,591            |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 200,914            | 203,004            | 212,399            | 215,398            | 215,670            | 215,670            |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 40,310             | 38,756             | 33,406             | 37,371             | 37,419             | 37,419             |
| 合計                   | 1,088,830          | 1,087,011          | 1,104,643          | 1,230,299          | 1,246,366          | 1,311,086          |
| (3) 施設サービス           |                    |                    |                    |                    |                    |                    |
| 介護老人福祉施設             | 1,136,938          | 1,157,640          | 1,295,189          | 1,313,473          | 1,315,135          | 1,315,135          |
| 介護老人保健施設             | 736,716            | 730,846            | 785,546            | 796,636            | 797,644            | 797,644            |
| 介護医療院                | 18,816             | 22,870             | 36,192             | 36,702             | 36,749             | 36,749             |
| 介護療養型医療施設            | 2,693              | 1,417              | 0                  |                    |                    |                    |
| 合計                   | 1,895,163          | 1,912,774          | 2,116,927          | 2,146,811          | 2,149,528          | 2,149,528          |
| (4) 居宅介護支援           | 311,743            | 327,139            | 340,811            | 362,736            | 377,610            | 391,674            |
| 介護給付費 合計             | 6,741,383          | 6,980,074          | 7,360,994          | 7,725,964          | 7,927,076          | 8,168,721          |

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

資料：「見える化」システム

## (5)総給付費の推計

図表 44 総給付費の推計

(千円)

|       | 令和6年度<br>(2024 年度) | 令和7年度<br>(2025 年度) | 令和8年度<br>(2026 年度) | 令和 12 年度<br>(2030 年度) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|
| 予防給付費 | 517,783            | 526,925            | 538,054            | 594,361               |
| 介護給付費 | 7,725,964          | 7,927,076          | 8,168,721          | 9,236,505             |
| 総給付費  | 8,243,747          | 8,454,001          | 8,706,775          | 9,830,866             |

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

## (6)標準給付費の推計

総給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加えた標準給付費見込額は、次のとおりです。

図表 45 標準給付費の推計

(千円)

|                   | 令和6年度<br>(2024 年度) | 令和7年度<br>(2025 年度) | 令和8年度<br>(2026 年度) | 令和 12 年度<br>(2030 年度) |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|
| 総給付費              | 8,243,747          | 8,454,001          | 8,706,775          | 9,830,866             |
| 特定入所者介護サービス費等給付費  | 156,301            | 161,996            | 167,331            | 186,845               |
| 高額介護サービス費等給付費     | 231,347            | 239,821            | 247,719            | 275,969               |
| 高額医療合算介護サービス費等給付費 | 34,750             | 35,970             | 37,155             | 42,127                |
| 審査支払手数料           | 5,350              | 5,538              | 5,721              | 6,486                 |
| 標準給付費             | 8,671,495          | 8,897,326          | 9,164,701          | 10,342,294            |

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

## (7)地域支援事業費の推計

地域支援事業は、地域での高齢者の自立した生活を支援するための事業で、要支援者等を対象に訪問型・通所型・その他生活支援サービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」、地域包括支援センターの運営等に係る「包括的支援事業」及び介護給付費適正化や家族介護支援等に係る「任意事業」があります。

本市では、令和2年 7 月から、住民主体による高齢者を支える活動を「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスとして位置付けるとともに、事業を実施する団体に補助金の交付を行っています。

また、令和6年度から配食サービスの一部について「介護予防・日常生活支援総合事業」に盛り込んで実施していきます。

図表 46 地域支援事業費の推計

(千円)

|                               | 令和6年度<br>(2024 年度) | 令和7年度<br>(2025 年度) | 令和8年度<br>(2026 年度) | 令和 12 年度<br>(2030 年度) |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費              | 406,814            | 421,038            | 436,684            | 459,037               |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 | 165,587            | 165,587            | 165,587            | 165,587               |
| 包括的支援事業(社会保障充実分)              | 69,162             | 69,162             | 69,162             | 69,162                |
| 地域支援事業費 計                     | 641,563            | 655,787            | 671,433            | 693,786               |

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

## 第1号被保険者の保険料

### (1) 保険給付費の財源

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分を除いた標準総給付費の負担は、原則として 50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、原則として 23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者が賄うこととなります。

### (2) 保険料基準額の算出

#### 〈介護保険料収納必要総額〉

保険料の収納必要総額は、次の方法で計算します。保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金（8億円）を取り崩しすることにより、令和6年度から令和8年度までの保険料収納必要総額は 7,111,432,859 円となります。

|                                                 |   |                        |   |                                    |
|-------------------------------------------------|---|------------------------|---|------------------------------------|
| 令和6年度～令和8年度の<br>サービス給付に必要な費用<br>(標準給付費+地域支援事業費) | × | 第1号被保険者の<br>負担分<br>23% | + | 調整交付金相当額<br>標準給付費、総合事業費の<br>5.0%相当 |
| 28,702,304,209 円                                |   |                        |   | 1,399,902,890 円                    |
| —                                               |   | —                      |   | —                                  |
| 保険者機能強化推進<br>交付金等見込額                            |   | 介護給付費<br>準備基金取崩額       | = | 保険料収納必要総額                          |
| 90,000,000 円                                    |   | 800,000,000 円          |   | 7,111,432,859 円                    |

#### 〈保険料賦課総額〉

保険料の収納率を 99.4%と見込むと、令和6年度から令和8年度までの保険料賦課総額は、7,154,359,013 円となります。

|                              |   |                 |   |                            |
|------------------------------|---|-----------------|---|----------------------------|
| 保険料収納必要総額<br>7,111,432,859 円 | ÷ | 保険料収納率<br>99.4% | = | 保険料賦課総額<br>7,154,359,013 円 |
|------------------------------|---|-----------------|---|----------------------------|

#### 〈保険料基準額〉

第1号被保険者数は令和6年度から令和8年度までの3年間で 114,879 人と見込んでいますが、所得段階別加入割合に応じて補正した第1号被保険者数 121,517 人により算出を行い、保険料基準月額は、4,906 円とします。

|                            |   |                                            |   |        |   |                    |
|----------------------------|---|--------------------------------------------|---|--------|---|--------------------|
| 保険料賦課総額<br>7,154,359,013 円 | ÷ | 所得段階別加入割合補正後<br>第1号被保険者数（3年間）<br>121,517 人 | ÷ | 12（か月） | = | 保険料基準月額<br>4,906 円 |
|----------------------------|---|--------------------------------------------|---|--------|---|--------------------|

### (3) 保険料段階の設定

第9期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の所得段階については、支払い能力に応じた負担の観点から、多段階化を行い、15段階とします。また、第1段階から第3段階までの保険料額は、公費投入（国2分の1、県4分の1、市4分の1）により、一定の割合を軽減します。

図表 47 所得段階別保険料【令和6年度～令和8年度】

| 所得段階  | 対象者要件                                                                                                                                                                           | 基準額に対する割合                                                                                            | 保険料<br>年額<br>(円)                                                                          |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の受給者</li> <li>中国残留邦人等支援給付の受給者</li> <li>老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方</li> <li>世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> </ul> | $\begin{matrix} 0.44 \\ \left[ \begin{matrix} \text{軽減後} \\ 0.27 \end{matrix} \right] \end{matrix}$  | $\begin{matrix} 25,900 \\ \left[ \begin{matrix} 15,800 \end{matrix} \right] \end{matrix}$ |
| 第2段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方</li> </ul>                                                                     | $\begin{matrix} 0.65 \\ \left[ \begin{matrix} \text{軽減後} \\ 0.45 \end{matrix} \right] \end{matrix}$  | $\begin{matrix} 38,200 \\ \left[ \begin{matrix} 26,400 \end{matrix} \right] \end{matrix}$ |
| 第3段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方</li> </ul>                                                                           | $\begin{matrix} 0.655 \\ \left[ \begin{matrix} \text{軽減後} \\ 0.65 \end{matrix} \right] \end{matrix}$ | $\begin{matrix} 38,500 \\ \left[ \begin{matrix} 38,200 \end{matrix} \right] \end{matrix}$ |
| 第4段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税非課税、世帯に市民税課税者がいる方で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> </ul>                                                                 | 0.83                                                                                                 | 48,800                                                                                    |
| 第5段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税非課税、世帯に市民税課税者がいる方で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方<br/><b>(基準保険料額)</b></li> </ul>                                            | 1.00                                                                                                 | 58,800                                                                                    |
| 第6段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方</li> </ul>                                                                                                  | 1.10                                                                                                 | 64,700                                                                                    |
| 第7段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</li> </ul>                                                                                           | 1.30                                                                                                 | 76,500                                                                                    |
| 第8段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</li> </ul>                                                                                           | 1.50                                                                                                 | 88,300                                                                                    |
| 第9段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方</li> </ul>                                                                                           | 1.70                                                                                                 | 100,000                                                                                   |
| 第10段階 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方</li> </ul>                                                                                           | 1.80                                                                                                 | 105,900                                                                                   |
| 第11段階 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方</li> </ul>                                                                                           | 1.90                                                                                                 | 111,800                                                                                   |
| 第12段階 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方</li> </ul>                                                                                           | 2.00                                                                                                 | 117,700                                                                                   |
| 第13段階 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方</li> </ul>                                                                                         | 2.10                                                                                                 | 123,600                                                                                   |
| 第14段階 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方</li> </ul>                                                                                       | 2.20                                                                                                 | 129,500                                                                                   |
| 第15段階 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方</li> </ul>                                                                                                | 2.30                                                                                                 | 135,400                                                                                   |





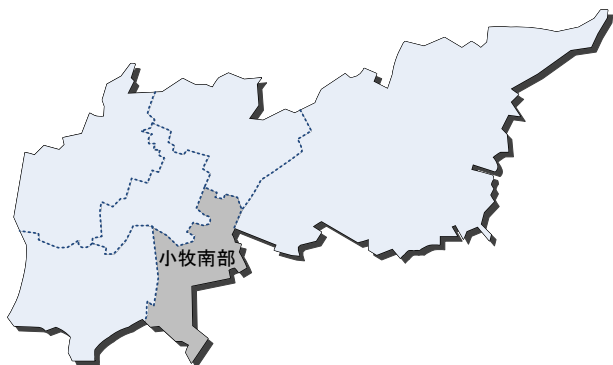
## 資料編





## 地域別の状況と将来予測

### (1) 小牧南部圏域



令和5年10月時点の小牧南部圏域の人口は24,152人で、市の人口に占める割合は16.1%で、高齢化率は19.5%となっています。

全世帯における高齢者のみの単身高齢者の割合は11.1%、高齢者のみの世帯の割合は19.4%と、いずれも全圏域で一番低くなっています。

一方、要介護（要支援）認定者数は747人、認定率は15.9%となっています。

図表－1 小牧南部圏域の人口、人口構成、高齢化率、世帯数、要介護（要支援）者数等の推移

実数 ← → 推計値

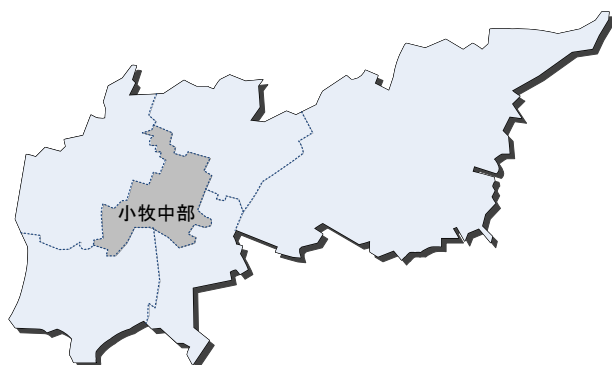
|                            | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) | 令和5年<br>(2023年) | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和22年<br>(2040年) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 人口(人)                      | 24,051          | 24,082          | 24,152          | 24,024          | 23,882          | 23,731          | 23,029           | 20,815           |
| 0-14歳人口(人)                 | 3,530           | 3,431           | 3,390           | 3,312           | 3,229           | 3,125           | 2,797            | 2,383            |
| 15-64歳人口(人)                | 15,786          | 15,929          | 16,050          | 15,960          | 15,877          | 15,830          | 15,379           | 13,135           |
| 65歳以上高齢者数<br>(人)           | 4,735           | 4,722           | 4,712           | 4,752           | 4,776           | 4,776           | 4,853            | 5,297            |
| 高齢化率                       | 19.7%           | 19.6%           | 19.5%           | 19.8%           | 20.0%           | 20.1%           | 21.1%            | 25.4%            |
| 世帯数(世帯)                    | 11,221          | 11,355          | 11,532          | 11,575          | 11,619          | 11,626          | 11,656           | 11,447           |
| 65歳以上単身高齢者<br>のみの世帯数(世帯)   | 1,200           | 1,245           | 1,283           | 1,309           | 1,335           | 1,357           | 1,443            | 1,722            |
| 65歳以上の高齢者の<br>みの世帯数(世帯)    | 2,182           | 2,213           | 2,236           | 2,236           | 2,235           | 2,236           | 2,239            | 2,463            |
| 要介護認定者合計(人)<br>(第1号被保険者のみ) | 688             | 718             | 747             | 799             | 820             | 842             | 946              | 988              |
| 要支援1                       | 142             | 156             | 180             | 193             | 197             | 201             | 225              | 221              |
| 要支援2                       | 112             | 119             | 127             | 134             | 136             | 138             | 153              | 153              |
| 要介護1                       | 114             | 113             | 110             | 120             | 124             | 127             | 146              | 148              |
| 要介護2                       | 87              | 86              | 84              | 91              | 94              | 97              | 109              | 122              |
| 要介護3                       | 80              | 86              | 87              | 88              | 90              | 93              | 104              | 115              |
| 要介護4                       | 94              | 101             | 106             | 120             | 125             | 130             | 146              | 163              |
| 要介護5                       | 59              | 57              | 53              | 53              | 54              | 56              | 62               | 66               |
| 認定率                        | 14.5%           | 15.2%           | 15.9%           | 16.8%           | 17.2%           | 17.6%           | 19.5%            | 18.7%            |

令和6～8年、12年、22年は推計値

資料:小牧市(各年10月1日現在)

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

## (2) 小牧中部圏域



市の中心部、旧来の市街地を中心とした圏域で、大規模マンション、賃貸アパートなどが多い地区であり、流出率が高い圏域になっています。

令和5年10月時点の小牧中部圏域の人口は27,825人で、市の人口に占める割合は18.6%で、高齢化率は20.7%と、小牧南部圏域に次いで低くなっています。

全世帯における高齢者のみの単身高齢者の割合は12.7%、高齢者のみの世帯の割合は20.2%となっています。

要介護（要支援）認定者数は657人、認定率は11.4%となっています。

図表－2 小牧中部圏域の人口、人口構成、高齢化率、世帯数、要介護(要支援)者数等の推移  
実数 ← → 推計値

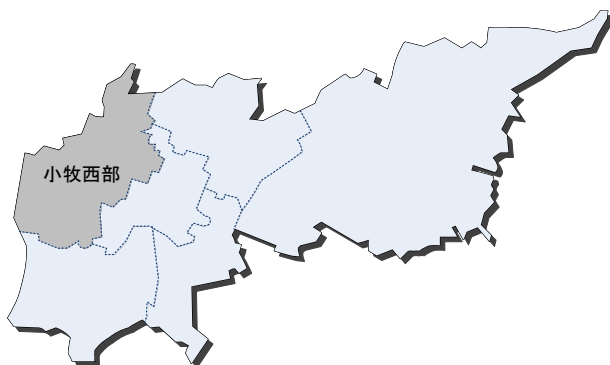
|                            | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) | 令和5年<br>(2023年) | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和22年<br>(2040年) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 人口(人)                      | 27,885          | 27,968          | 27,825          | 27,677          | 27,514          | 27,340          | 26,532           | 23,981           |
| 0-14歳人口(人)                 | 3,681           | 3,578           | 3,487           | 3,405           | 3,319           | 3,210           | 2,869            | 2,436            |
| 15-64歳人口(人)                | 18,453          | 18,642          | 18,585          | 18,473          | 18,369          | 18,306          | 17,756           | 15,116           |
| 65歳以上高齢者数(人)               | 5,751           | 5,748           | 5,753           | 5,799           | 5,826           | 5,824           | 5,907            | 6,429            |
| 高齢化率                       | 20.6%           | 20.6%           | 20.7%           | 21.0%           | 21.2%           | 21.3%           | 22.3%            | 26.8%            |
| 世帯数(世帯)                    | 10,388          | 10,682          | 10,725          | 10,765          | 10,806          | 10,813          | 10,841           | 10,646           |
| 65歳以上単身高齢者のみの世帯数(世帯)       | 1,277           | 1,335           | 1,365           | 1,393           | 1,420           | 1,443           | 1,535            | 1,832            |
| 65歳以上の高齢者のみの世帯数(世帯)        | 2,094           | 2,144           | 2,169           | 2,169           | 2,168           | 2,169           | 2,172            | 2,389            |
| 要介護認定者合計(人)<br>(第1号被保険者のみ) | 613             | 689             | 657             | 702             | 720             | 739             | 829              | 864              |
| 要支援1                       | 133             | 158             | 160             | 171             | 175             | 179             | 200              | 196              |
| 要支援2                       | 124             | 138             | 124             | 131             | 133             | 135             | 149              | 149              |
| 要介護1                       | 88              | 88              | 94              | 103             | 106             | 109             | 125              | 126              |
| 要介護2                       | 80              | 90              | 84              | 91              | 94              | 97              | 109              | 122              |
| 要介護3                       | 75              | 71              | 74              | 75              | 77              | 79              | 88               | 98               |
| 要介護4                       | 64              | 91              | 74              | 84              | 87              | 90              | 102              | 114              |
| 要介護5                       | 49              | 53              | 47              | 47              | 48              | 50              | 55               | 59               |
| 認定率                        | 10.7%           | 12.0%           | 11.4%           | 12.1%           | 12.4%           | 12.7%           | 14.0%            | 13.4%            |

令和6～8年、12年、22年は推計値

資料：小牧市(各年10月1日現在)

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

### (3) 小牧西部圏域



幹線道路が集まり、工場や倉庫が多く立地する圏域です。

令和5年10月時点の小牧西部圏域の人口は13,703人で、市の人口に占める割合は9.1%と全圏域で一番低くなっています。高齢化率は26.0%、全世帯における高齢者のみの単身高齢者の割合は12.7%、高齢者のみの世帯の割合は22.7%となっています。

また、要介護（要支援）認定者数は688人、認定率が19.3%となっています。

図表－3 小牧西部圏域の人口、人口構成、高齢化率、世帯数、要介護（要支援）者数等の推移

実数 ← → 推計値

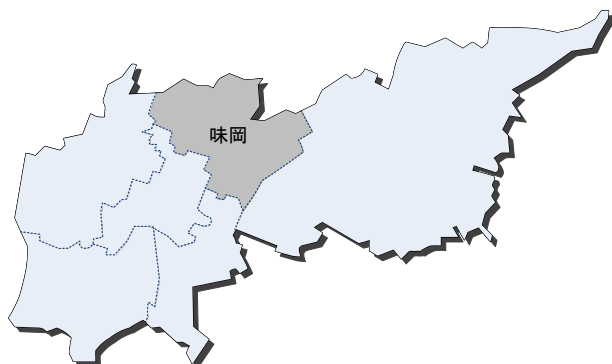
|                            | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) | 令和5年<br>(2023年) | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和22年<br>(2040年) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 人口(人)                      | 13,882          | 13,850          | 13,703          | 13,630          | 13,550          | 13,464          | 13,066           | 11,810           |
| 0-14歳人口(人)                 | 1,611           | 1,569           | 1,511           | 1,474           | 1,435           | 1,388           | 1,236            | 1,034            |
| 15-64歳人口(人)                | 8,687           | 8,697           | 8,632           | 8,571           | 8,516           | 8,481           | 8,197            | 6,878            |
| 65歳以上高齢者数(人)               | 3,584           | 3,584           | 3,560           | 3,585           | 3,599           | 3,595           | 3,633            | 3,898            |
| 高齢化率                       | 25.8%           | 25.9%           | 26.0%           | 26.3%           | 26.6%           | 26.7%           | 27.8%            | 33.0%            |
| 世帯数(世帯)                    | 9,522           | 9,585           | 9,612           | 9,648           | 9,684           | 9,691           | 9,716            | 9,541            |
| 65歳以上単身高齢者のみの世帯数(世帯)       | 1,110           | 1,145           | 1,224           | 1,249           | 1,274           | 1,294           | 1,377            | 1,643            |
| 65歳以上の高齢者のみの世帯数(世帯)        | 2,093           | 2,132           | 2,180           | 2,180           | 2,179           | 2,180           | 2,183            | 2,402            |
| 要介護認定者合計(人)<br>(第1号被保険者のみ) | 649             | 680             | 688             | 737             | 756             | 776             | 873              | 913              |
| 要支援1                       | 151             | 149             | 153             | 164             | 167             | 171             | 191              | 188              |
| 要支援2                       | 117             | 113             | 111             | 117             | 119             | 121             | 134              | 133              |
| 要介護1                       | 80              | 97              | 108             | 118             | 121             | 125             | 144              | 145              |
| 要介護2                       | 89              | 90              | 75              | 82              | 84              | 86              | 97               | 109              |
| 要介護3                       | 76              | 80              | 79              | 80              | 82              | 84              | 94               | 105              |
| 要介護4                       | 89              | 104             | 107             | 121             | 126             | 131             | 148              | 164              |
| 要介護5                       | 47              | 47              | 55              | 55              | 56              | 58              | 64               | 69               |
| 認定率                        | 18.1%           | 19.0%           | 19.3%           | 20.6%           | 21.0%           | 21.6%           | 24.0%            | 23.4%            |

令和6～8年、12年、22年は推計値

資料：小牧市（各年10月1日現在）

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

## (4) 味岡圏域



高度経済成長期を中心に開発された団地が多く、人口がもっとも多い圏域です。

令和5年10月時点の小牧味岡圏域の人口は33,726人で、市の人口に占める割合は22.5%、高齢化率は24.7%、全世帯における高齢者のみの単身高齢者の割合は13.7%、高齢者のみの世帯の割合は25.4%となっています。

また、要介護（要支援）認定者数は1,250人、認定率15.0%となっています。

図表－4 小牧味岡圏域の人口、人口構成、高齢化率、世帯数、要介護（要支援）者数等の推移  
実数 ← → 推計値

|                            | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) | 令和5年<br>(2023年) | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和22年<br>(2040年) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 人口(人)                      | 33,730          | 33,742          | 33,726          | 33,547          | 33,350          | 33,138          | 32,158           | 29,067           |
| 0-14歳人口(人)                 | 4,688           | 4,597           | 4,471           | 4,364           | 4,252           | 4,113           | 3,671            | 3,082            |
| 15-64歳人口(人)                | 20,605          | 20,714          | 20,914          | 20,778          | 20,656          | 20,586          | 19,940           | 16,786           |
| 65歳以上高齢者数(人)               | 8,437           | 8,431           | 8,341           | 8,405           | 8,442           | 8,439           | 8,547            | 9,199            |
| 高齢化率                       | 25.0%           | 25.0%           | 24.7%           | 25.1%           | 25.3%           | 25.5%           | 26.6%            | 31.6%            |
| 世帯数(世帯)                    | 14,972          | 15,146          | 15,326          | 15,384          | 15,441          | 15,451          | 15,491           | 15,212           |
| 65歳以上単身高齢者のみの世帯数(世帯)       | 1,892           | 2,000           | 2,104           | 2,147           | 2,189           | 2,225           | 2,366            | 2,824            |
| 65歳以上の高齢者のみの世帯数(世帯)        | 3,751           | 3,839           | 3,893           | 3,892           | 3,892           | 3,893           | 3,898            | 4,289            |
| 要介護認定者合計(人)<br>(第1号被保険者のみ) | 1,111           | 1,200           | 1,250           | 1,337           | 1,371           | 1,408           | 1,582            | 1,650            |
| 要支援1                       | 259             | 283             | 283             | 303             | 309             | 316             | 354              | 347              |
| 要支援2                       | 192             | 197             | 223             | 235             | 239             | 243             | 269              | 268              |
| 要介護1                       | 179             | 205             | 206             | 225             | 232             | 239             | 274              | 277              |
| 要介護2                       | 139             | 152             | 147             | 160             | 165             | 169             | 191              | 214              |
| 要介護3                       | 121             | 107             | 118             | 120             | 122             | 126             | 141              | 157              |
| 要介護4                       | 134             | 156             | 163             | 185             | 193             | 199             | 225              | 250              |
| 要介護5                       | 87              | 100             | 110             | 110             | 112             | 116             | 129              | 137              |
| 認定率                        | 13.2%           | 14.2%           | 15.0%           | 15.9%           | 16.2%           | 16.7%           | 18.5%            | 17.9%            |

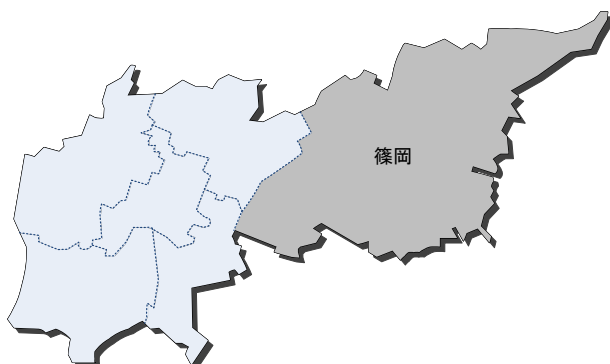
令和6～8年、12年、22年は推計値

資料：小牧市(各年10月1日現在)

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。



## (5) 篠岡圏域



桃花台と、それを取り囲む旧来からの集落により構成される圏域で、味岡圏域に次ぎ二番目に人口が多い圏域です。

令和5年10月時点の小牧篠岡圏域の人口は31,258人で、市の人口に占める割合は20.8%、高齢化率は33.3%で、高齢者数、高齢化率共に、全圏域で一番高くなっています。全世帯における高齢者のみの単身高齢者の割合は14.9%、高齢者のみの世帯の割合は33.2%となっています。

また、要介護（要支援）認定者数は1,234人、認定率が11.9%となっています。

図表－5 小牧篠岡圏域の人口、人口構成、高齢化率、世帯数、要介護（要支援）者数等の推移

実数 ← → 推計値

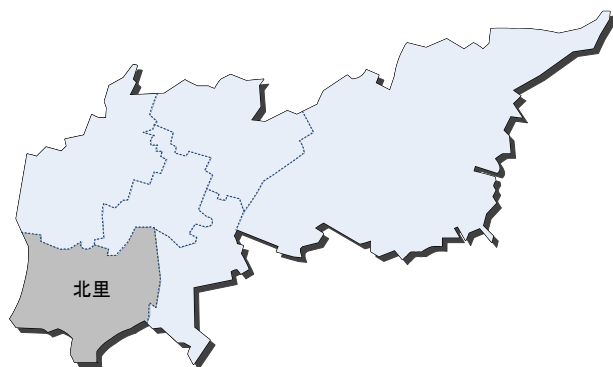
|                            | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) | 令和5年<br>(2023年) | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和22年<br>(2040年) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 人口(人)                      | 32,176          | 31,686          | 31,258          | 31,092          | 30,909          | 30,713          | 29,805           | 26,940           |
| 0-14歳人口(人)                 | 3,465           | 3,299           | 3,131           | 3,050           | 2,968           | 2,868           | 2,543            | 2,087            |
| 15-64歳人口(人)                | 18,725          | 18,173          | 17,723          | 17,577          | 17,446          | 17,367          | 16,716           | 13,757           |
| 65歳以上高齢者数<br>(人)           | 9,986           | 10,214          | 10,404          | 10,465          | 10,495          | 10,478          | 10,546           | 11,096           |
| 高齢化率                       | 31.0%           | 32.2%           | 33.3%           | 33.7%           | 34.0%           | 34.1%           | 35.4%            | 41.2%            |
| 世帯数(世帯)                    | 13,698          | 13,673          | 13,695          | 13,747          | 13,798          | 13,807          | 13,843           | 13,594           |
| 65歳以上単身高齢者<br>のみの世帯数(世帯)   | 1,873           | 1,968           | 2,042           | 2,083           | 2,125           | 2,159           | 2,297            | 2,741            |
| 65歳以上の高齢者の<br>みの世帯数(世帯)    | 4,237           | 4,416           | 4,547           | 4,546           | 4,546           | 4,547           | 4,553            | 5,009            |
| 要介護認定者合計(人)<br>(第1号被保険者のみ) | 1,117           | 1,164           | 1,234           | 1,318           | 1,351           | 1,387           | 1,557            | 1,623            |
| 要支援1                       | 232             | 257             | 272             | 291             | 297             | 304             | 340              | 334              |
| 要支援2                       | 206             | 217             | 246             | 259             | 264             | 268             | 296              | 295              |
| 要介護1                       | 171             | 187             | 195             | 213             | 219             | 226             | 260              | 262              |
| 要介護2                       | 137             | 135             | 131             | 143             | 147             | 151             | 170              | 191              |
| 要介護3                       | 133             | 142             | 152             | 154             | 158             | 162             | 182              | 202              |
| 要介護4                       | 145             | 140             | 147             | 167             | 174             | 180             | 203              | 226              |
| 要介護5                       | 93              | 86              | 91              | 91              | 93              | 96              | 106              | 114              |
| 認定率                        | 11.2%           | 11.4%           | 11.9%           | 12.6%           | 12.9%           | 13.2%           | 14.8%            | 14.6%            |

令和6～8年、12年、22年は推計値

資料：小牧市(各年10月1日現在)

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

## (6) 北里圏域



旧来の集落により構成される圏域です。

令和5年10月時点の小牧北里圏域の人口は19,333人で、市の人口に占める割合は12.9%、高齢化率は27.6%、全世帯における高齢者のみの単身高齢者の割合は14.6%、高齢者のみの世帯の割合は27.0%となっています。

また、要介護（要支援）認定者数は781人で、認定率は14.7%となっています。

図表－6 小牧北里圏域の人口、人口構成、高齢化率、世帯数、要介護（要支援）者数等の推移  
実数 ← → 推計値

|                            | 令和3年<br>(2021年) | 令和4年<br>(2022年) | 令和5年<br>(2023年) | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和12年<br>(2030年) | 令和22年<br>(2040年) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 人口(人)                      | 19,634          | 19,491          | 19,333          | 19,230          | 19,117          | 18,996          | 18,434           | 16,662           |
| 0-14歳人口(人)                 | 2,343           | 2,250           | 2,187           | 2,133           | 2,077           | 2,008           | 1,787            | 1,489            |
| 15-64歳人口(人)                | 11,857          | 11,890          | 11,815          | 11,730          | 11,652          | 11,606          | 11,211           | 9,366            |
| 65歳以上高齢者数<br>(人)           | 5,434           | 5,351           | 5,331           | 5,367           | 5,388           | 5,382           | 5,436            | 5,807            |
| 高齢化率                       | 27.7%           | 27.5%           | 27.6%           | 27.9%           | 28.2%           | 28.3%           | 29.5%            | 34.9%            |
| 世帯数(世帯)                    | 8,943           | 9,004           | 9,068           | 9,102           | 9,136           | 9,142           | 9,166            | 9,001            |
| 65歳以上単身高齢者<br>のみの世帯数(世帯)   | 1,221           | 1,241           | 1,322           | 1,349           | 1,376           | 1,398           | 1,487            | 1,774            |
| 65歳以上の高齢者の<br>みの世帯数(世帯)    | 2,383           | 2,391           | 2,451           | 2,451           | 2,450           | 2,451           | 2,454            | 2,700            |
| 要介護認定者合計(人)<br>(第1号被保険者のみ) | 736             | 733             | 781             | 837             | 858             | 881             | 991              | 1,032            |
| 要支援1                       | 151             | 158             | 181             | 194             | 198             | 202             | 226              | 222              |
| 要支援2                       | 121             | 119             | 134             | 141             | 144             | 146             | 161              | 161              |
| 要介護1                       | 144             | 148             | 145             | 159             | 163             | 168             | 193              | 195              |
| 要介護2                       | 81              | 91              | 96              | 105             | 108             | 111             | 124              | 140              |
| 要介護3                       | 81              | 80              | 77              | 78              | 80              | 82              | 92               | 102              |
| 要介護4                       | 100             | 91              | 97              | 110             | 115             | 119             | 134              | 149              |
| 要介護5                       | 58              | 46              | 51              | 51              | 52              | 54              | 60               | 64               |
| 認定率                        | 13.5%           | 13.7%           | 14.7%           | 15.6%           | 15.9%           | 16.4%           | 18.2%            | 17.8%            |

令和6～8年、12年、22年は推計値

資料：小牧市（各年10月1日現在）

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

## 小牧市地域包括ケア推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の構築を包括的かつ効果的に推進することを目的とした小牧市地域包括ケア推進計画を策定するため、小牧市地域包括ケア推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 小牧市地域包括ケア推進計画の策定に関すること。
- (2) 小牧市地域福祉計画、小牧市地域福祉活動計画及び小牧市高齢者保健福祉計画の実施状況の調査及び評価に関すること。
- (3) その他小牧市地域包括ケア推進計画に関し対応を要すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 地域福祉関係者
- (4) 公募により選ばれた市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、会長が認める場合は、書面による審議をもって会議の開催に代えることができる。
- 3 委員会は、会議において必要と認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 5 前2項の規定は、第2項ただし書の規定による書面による審議について準用する。この場合において、第3項中「出席を求め、説明又は意見を聞く」とあるのは、「説明又は意見に関する書面」と読み替えるものとし、第4項中「出席した委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第2条に掲げる所掌事項のうち、専門的事項について協議し、委員会に報告するものとする。
- 3 専門部会は、第3条第2項に規定する委員のうちから、会長が指名する者をもって構成する。
- 4 専門部会に座長を置く。
- 5 専門部会は、必要に応じて委員等以外の者に出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域包括ケア推進課及び介護保険課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月21日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条の規定による委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

## 委員名簿

(敬称略・順不同)

| 構 成         | 氏 名     | 機関及び役職名                       | 備 考  |
|-------------|---------|-------------------------------|------|
| 学識経験を有する者   | 長岩 嘉文   | 日本福祉大学中央福祉専門学校校長              | 会長   |
| 保健医療福祉関係者   | 前川 泰宏   | 小牧市医師会                        |      |
|             | 佐々木 成高  | 小牧市歯科医師会                      | ～第3回 |
|             | 加藤 益丈   | 小牧市歯科医師会                      | 第4回～ |
|             | 石田 幸大   | 小牧市薬剤師会                       |      |
|             | 永平 美奈子  | 小牧市介護保険サービス事業者連絡会<br>居宅介護支援部会 |      |
|             | 江口 はづき  | 特別養護老人ホームゆうあい施設長              |      |
|             | 河内 宏一   | 小牧市リハビリテーション連絡会               |      |
|             | 小木曾 眞知子 | 障がい福祉相談支援事業所                  |      |
|             | 三嶋 直美   | 小牧市内地域包括支援センター管理者             |      |
| 地域福祉関係者     | 田中 秀治   | 小牧市社会福祉協議会                    |      |
|             | 鳥居 由香里  | こまき市民活動ネットワーク                 |      |
|             | 舟橋 武仁   | 区長会連合会                        | ～第2回 |
|             | 大野 徳一   | 区長会連合会                        | 第3回～ |
|             | 木村 正尚   | 小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会           | ～第1回 |
|             | 小林 静生   | 小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会           | 第2回～ |
|             | 鈴木 久代   | 学校教育課                         |      |
| 公募により選ばれた市民 | 橋本 牧男   | 公募市民                          |      |
|             | 山本 菜々美  | 公募市民                          |      |

# 小牧市民憲章

市制施行30周年

わたくしたち小牧市民は、小牧を

- 1 健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう
- 1 感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう
- 1 緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう
- 1 高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう
- 1 希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう

小牧市民憲章は、市民の道しるべとして、健康で明るい生活を送るため、また、市民一人ひとりの心構えや果たすべき役割を明確化し、心ふれあう豊かな社会を形成するため、小牧市制施行30周年を記念し、昭和60年5月15日に制定されました。

# こども夢・チャレンジNo.1都市宣言(要約)

市制施行60周年

私たちは、こどもの夢への挑戦をまち全体で応援することで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまちになっていくと確信します。

そこで、私たち小牧市民は、

- 一. こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
- 一. 世代を越えて市民のつながりが生まれるまち
- 一. 支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

このようなまちの実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジNo.1都市」とすることを、ここに宣言します。

こども夢・チャレンジNo.1都市宣言は、小牧市の特徴である「子育て支援が充実している」姿を一層高め、「こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまち」を小牧市全体で目指し、市内外に発信していくため、小牧市制施行60周年を記念し、平成27年5月17日に宣言しました。





## 小牧市地域包括ケア推進計画

令和6年3月発行

【発行者】 小牧市・社会福祉法人 小牧市社会福祉協議会

【編集】 小牧市 福祉部 地域包括ケア推進課、介護保険課

TEL (0568)72-2101(代表)

社会福祉法人 小牧市社会福祉協議会

TEL (0568)77-0123(代表)

